



未来へつなぐ羊蹄の輝き

# 倶知安町景観計画

策 定 令和5年1月  
一部改訂 令和5年10月

# 俱知安町景観計画（令和5年10月 一部改訂版）

## 目次

|                                        |    |
|----------------------------------------|----|
| 1章 策定の目的、計画の位置づけ.....                  | 1  |
| 1. 景観計画策定の背景.....                      | 2  |
| 2. 景観計画策定の目的.....                      | 3  |
| 3. 景観計画の位置づけ.....                      | 3  |
| 2章 俱知安町の景観特性.....                      | 5  |
| 1. 俱知安町の景観特性.....                      | 6  |
| (1) 景観特性の捉え方.....                      | 6  |
| (2) 景観要素.....                          | 8  |
| (3) 景観特性.....                          | 33 |
| 2. 景観まちづくりに向けた課題.....                  | 37 |
| (1) 自然・地形.....                         | 37 |
| (2) 農林業.....                           | 37 |
| (3) まちの基盤.....                         | 38 |
| (4) 暮らし・産業.....                        | 38 |
| (5) 人々の愛着・文化.....                      | 39 |
| 3章 景観まちづくりの基本理念・基本方針.....              | 40 |
| 1. 基本理念と行動指針.....                      | 41 |
| (1) 基本理念.....                          | 41 |
| (2) 行動指針.....                          | 41 |
| 2. 基本方針.....                           | 42 |
| 3. 景観まちづくりの効果.....                     | 44 |
| 4章 地域ごとに見る俱知安町の景観.....                 | 45 |
| 1. 地域（面）・軸（線）・視点場（点）・景観資源から見た景観要素..... | 46 |
| (1) 地域（面）による景観要素.....                  | 46 |
| (2) 軸（線）による景観要素.....                   | 52 |
| (3) 視点場（点）による景観要素.....                 | 60 |
| (4) 景観資源.....                          | 63 |
| (5) 眺望道路.....                          | 64 |
| 2. 地域（面）で見る景観の基本方針.....                | 66 |
| (1) 駅前周辺地域.....                        | 66 |
| (2) 市街地域.....                          | 66 |
| (3) リゾート近隣地域.....                      | 66 |
| (4) リゾート景観地域.....                      | 66 |
| (5) 郊外地域.....                          | 67 |
| 3. 軸別の景観形成の方針.....                     | 68 |
| (1) 道路景観軸.....                         | 68 |
| (2) 河川景観軸.....                         | 68 |

|                                      |     |
|--------------------------------------|-----|
| (3) 事業中の公共通路.....                    | 68  |
| 4. 分野別の景観形成の方針.....                  | 69  |
| (1) 電線・電柱・鉄塔（基地局等）.....              | 69  |
| (2) 再生可能エネルギー施設.....                 | 71  |
| (3) 道路附属施設.....                      | 72  |
| (4) 屋外広告物.....                       | 73  |
| 5章 良好な景観まちづくりのための行為の制限.....          | 75  |
| 1. 景観法に基づく届出対象行為等について.....           | 76  |
| (1) 景観計画区域.....                      | 76  |
| (2) 行為の届出と景観地区.....                  | 77  |
| (3) 行為の届出に係るフロー図.....                | 78  |
| (4) 届出対象未満の行為.....                   | 79  |
| (5) 配電柱・電話柱・送電鉄塔にかかる行為の制限.....       | 80  |
| 2. 一般地域の景観まちづくり.....                 | 81  |
| (1) 市街地域.....                        | 81  |
| (2) 郊外地域.....                        | 87  |
| 3. 重点地域の景観まちづくり.....                 | 92  |
| (1) 重点地域の考え方.....                    | 93  |
| (2) 駅前周辺重点地域.....                    | 93  |
| (3) リゾート近隣重点地域.....                  | 103 |
| (4) リゾート景観重点地域.....                  | 111 |
| 6章 景観形成を支える資源の指定方針や整備に関する事項.....     | 117 |
| 1. 景観重要建造物の指定の方針.....                | 118 |
| 2. 景観重要樹木の指定の方針.....                 | 119 |
| 3. 景観重要公共施設の指定及び整備等に関する事項.....       | 120 |
| (1) 指定に関する事項.....                    | 120 |
| (2) 整備に関する事項.....                    | 121 |
| 4. 景観資産の指定に関する事項.....                | 122 |
| 5. 屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する基本的事項..... | 122 |
| (1) 基本的な考え方.....                     | 122 |
| 6. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項.....     | 122 |
| (1) 基本的な考え方.....                     | 122 |
| 7. 自然公園法許可の基準.....                   | 123 |
| (1) 自然公園法の許可の基準に関する方針.....           | 123 |
| 8. 景観づくりを支える仕組みに関する事項.....           | 123 |
| (1) 景観整備機構の指定の検討.....                | 123 |
| (2) 景観協議会設立の検討.....                  | 124 |
| (3) 景観協定制度等の活用.....                  | 125 |
| 7章 景観まちづくりの進め方.....                  | 127 |
| 1. 景観まちづくりの考え方.....                  | 128 |

|                                         |     |
|-----------------------------------------|-----|
| 2. 景観まちづくりの取り組み.....                    | 129 |
| (1) 豊かな緑と水をいかす【自然・地形】 .....             | 129 |
| (2) 四季折々に表情を変え、営み豊かな農林業【農林業】 .....      | 131 |
| (3) 住みよい生活環境と潤いのある都市づくり【まちの基盤】 .....    | 134 |
| (4) 産業や人の営みを感じる資産の魅力を高める【暮らし・産業】 .....  | 137 |
| (5) 育んだ地域への愛着を次の世代につなげる【人々の愛着・文化】 ..... | 141 |
| 3. 広げよう！景観まちづくり.....                    | 146 |
| 参考資料.....                               | 147 |
| 1. 倶知安町景観計画検討会議設置要綱.....                | 148 |
| 2. 倶知安町景観計画策定体制.....                    | 150 |
| 3. 倶知安町景観計画検討会議構成員.....                 | 151 |
| (1) 倶知安町景観計画検討会議.....                   | 151 |
| (2) 景観地区検討部会.....                       | 152 |
| (3) 市街地景観検討部会.....                      | 152 |
| 4. 倶知安町景観計画策定経過.....                    | 153 |
| 5. 景観に関する町民アンケート実施結果（抜粋） .....          | 154 |
| (1) 実施概要.....                           | 154 |
| (2) 回答結果（抜粋） .....                      | 155 |
| 6. 倶知安町都市計画審議会答申書.....                  | 163 |



# 第 1 章

# 1章 策定の目的、計画の位置づけ

## 1. 景観計画策定の背景

倶知安町は、秀峰羊蹄山やニセコ山系に囲まれ、清流日本一に輝いた尻別川の流域沿いに広がる、雄大な景色を誇る町です。町域のおよそ半分を森林が占め、羊蹄山の一部は支笏洞爺国立公園に、ニセコひらふ地区の一部はニセコ積丹小樽海岸国定公園に指定されており、貴重な自然環境が保全されています。

羊蹄山を背景に季節ごとの移ろいを見せる農業地域も、倶知安町を象徴する景色のひとつです。また、豪雪地帯としても知られる倶知安町は良質な雪にも恵まれ、古くからウィンタースポーツのリゾート地として栄えてきました。夏には、ラフティングやサイクリングなどのレジャーも活発で、一年を通して、その地勢や自然が織りなす壮大な景色を楽しむ人が訪れます。

近年、国内外から、パウダースノーをはじめとする豊かな自然資源への注目が高まり、スキー場周辺では投資目的の森林開発が拡大傾向にあります。また、倶知安町駅周辺では新幹線や高規格道路への期待による土地売買の活発化が見受けられます。

これらの動向から、リゾートエリアのさらなる発展や、新幹線及び高規格道路による市街地活性化に大きな期待が寄せられる一方、恵まれた自然環境の喪失、公共インフラへの負荷、留まることを知らない開発動向、顔も分からない土地所有者、短期間で入れ替わる居住者など、先の見えない不安感が募っていることも否めません。このような不安に対し、倶知安町の気候や風土の上に形成された倶知安町らしい文化、街なみ、産業や、恵まれた自然環境を活かした魅力的なリゾートエリアなど、倶知安町で“大切にしたいもの”や“潜在的な魅力”の把握が急務です。

国は、2003年（平成15年）に「美しい国づくり政策大綱」を発表し、美しい国づくりのための基本的考え方と具体的な施策を示し、地域の個性や景観や美しさの追求が掲げられました。これを受けて、2004年（平成16年）には景観に関する総合的な法である「景観法」が制定され、2016年（平成28年）に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」では全国の主要な観光地において景観計画策定を目標に掲げる等全国的に景観に関する動きも活発化しています。

こうした背景のもと、豊かな暮らしにつながる魅力ある景観づくりを行い、恵まれた自然を守り育てていくため、倶知安町は景観法に基づく「倶知安町景観計画」を策定することとしました。

### 景観とは…

景観は、「人間を取り巻く環境の眺め」と言われます。

例えば、写真のような一枚の景色は、山や森、川や農地、そして橋や道路など多くの環境（要素）により構成されており、我々はその全体を俯瞰して「心地よい景観」「荒んだ景観」と感じます。

景観は自然だけでなく、人工物や人々の生業、文化が形をとったものであり、その一つ一つを大切にすることが、地域全体の魅力向上につながります。



## 2. 景観計画策定の目的

美しい自然環境と、基幹産業である農業などにより、今日の豊かな暮らしと文化を築き上げてきた倶知安町において、社会情勢の変化による不安を取り除き、将来にわたって豊かな暮らし・文化を醸成していくことを目的とし、景観計画を策定します。

そのために、倶知安町で大切にしたいものや潜在的な魅力の把握、様々な行政計画で示されている方針を確認し、これからも変えることなく「守る」べきもの、今あるものを磨き上げて「育む」べきもの、変化を柔軟に受け入れ「創る」べきものを整理し、景観まちづくりの理念と方針を明確にします。

その上で、周囲の街なみや景色に影響を及ぼす一定規模以上の建築物等の行為に対するルール化を図り、町民が主体性を持ってまちづくりに取り組む姿勢を醸成することを目指します。

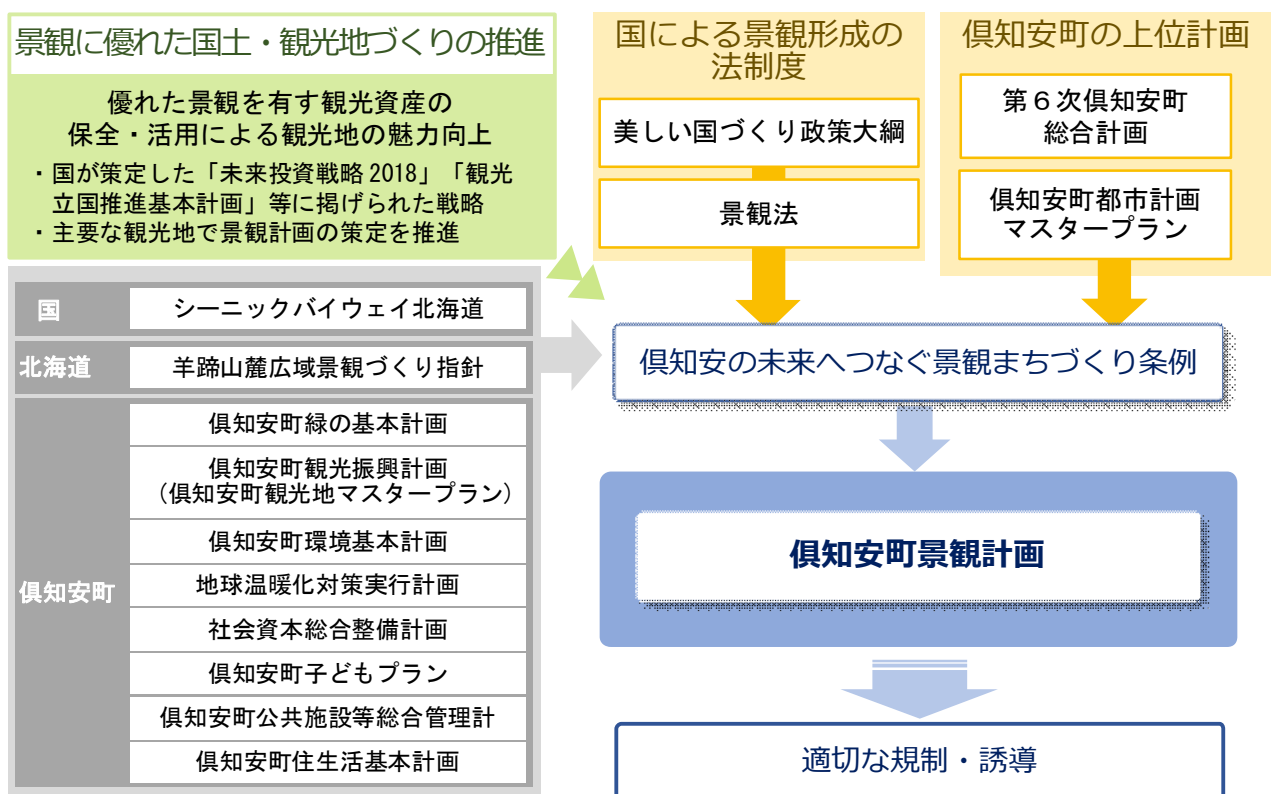
### 目的

- ◆倶知安に関わるすべての人がこの地に愛着と誇りを持ち続けられるまちづくり
- ◆守る、育む、創る視点でのまちづくり
  - ・景観の理念と方針の明確化
  - ・町民が主体となりまちづくりに取り組む姿勢を育む

## 3. 景観計画の位置づけ

景観法第8条第1項に基づき定める倶知安町景観計画は、町の最上位計画である「第6次倶知安町総合計画」や「倶知安町都市マスタープラン」を踏まえた上で、倶知安町の景観形成に関する総合的な個別計画として位置づけられます。

策定にあたっては、景観形成をより確実に推進していくため、前述の上位計画のほかに、国や北海道、倶知安町の景観形成に係るその他の関連計画等との整合や連携、活用を図ります。



景観計画の位置付け



## 第2章

## 2章 倶知安町の景観特性

### 1. 倶知安町の景観特性

#### (1) 景観特性の捉え方

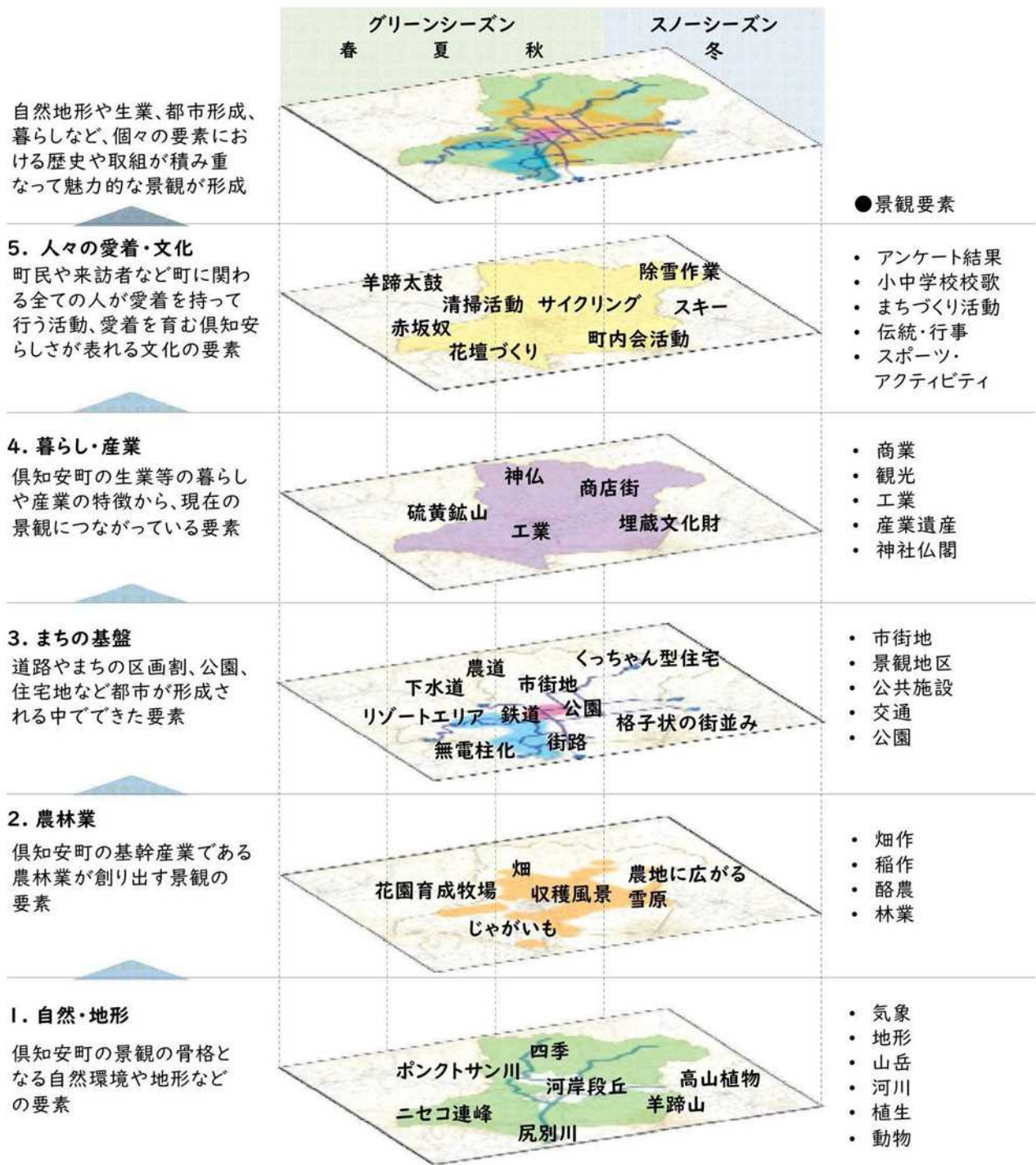
1949年に羊蹄山が支笏洞爺国立公園に、1963年にニセコ連峰がニセコ積丹小樽海岸国定公園に指定されことにより、倶知安町は農地・市街地を囲うように美しい自然が守られ、昔と変わらない風景が作られています。

倶知安町の景観特性を把握するため、倶知安町の景観をつくり出している大切な要素を5つに整理します。土台となる要素として羊蹄山や河岸段丘、四季などの「自然・地形」、その上には自然に根差した「農林業」、道路や市街地などの「まちの基盤」、そして町民の営みなどの「暮らし・産業」が重なり合っています。

さらに、町民を始めとする倶知安町に関わる全ての「人々の愛着」や過去から現在へ引き継がれてきた「文化」が、自然・地形、農林業、まちの基盤、暮らし・産業を創り、育み、育み、守っており、倶知安町の景観を形成していると言えます。

今日に見える要素に注目するだけでなく、現在の景観に影響を与えている要素ごとに歴史的な背景や変遷を踏まえたうえで、景観特性を把握することが大切です。

## 倶知安町の景観特性を把握する要素階層



倶知安町の景観特性を把握する要素階層図

## (2) 景観要素

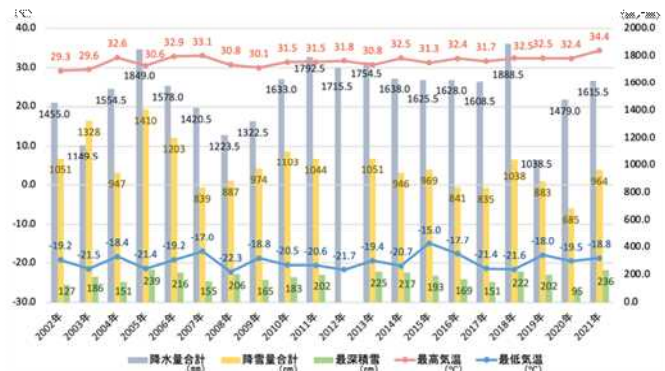
### 1) 自然・地形がつくる景観要素や資源

#### ① 気象

倶知安町は、日本海側気候区に属します。一般に、春から夏にかけては温暖で晴天が多いですが、冬は北西からの季節風の影響を受け、降雪量が多いことから特別豪雪地帯※に指定されています。豪雪になる仕組みは、冬、ユーラシア大陸内陸部から偏西風によって運ばれてくる冷氣塊が日本海上空で大量の水蒸気を含み、積乱雲へと発達したのち、倶知安町を囲む山々によって急激に冷やされるためです。1970年（昭和45年）には312cmの積雪量を記録しました。

夏季は、おおむねどの年も最高気温30℃を超えており、冬季は最低気温-15℃を下回ります。

過去20年間の平均年間降雪量合計は949.9cmで、札幌市の平均降雪量合計463.6cmを大幅に上回ります。



倶知安町の気象

| 過去20年の平均値（2002年～2021年） |        |    |
|------------------------|--------|----|
| 平均気温                   | 7.4    | ℃  |
| 年間降水量                  | 1548.5 | mm |
| 年間降雪量                  | 949.9※ | cm |
| 最深積雪                   | 177.0※ | cm |
| 雪日数                    | 120.5※ | 日  |

※2012年の降雪量・最深積雪および2007年・2008年・2009年の雪日数は、資料不足のため、含めていない。

資料：気象庁（倶知安町 年ごとの値 主な要素）

#### ② 地形

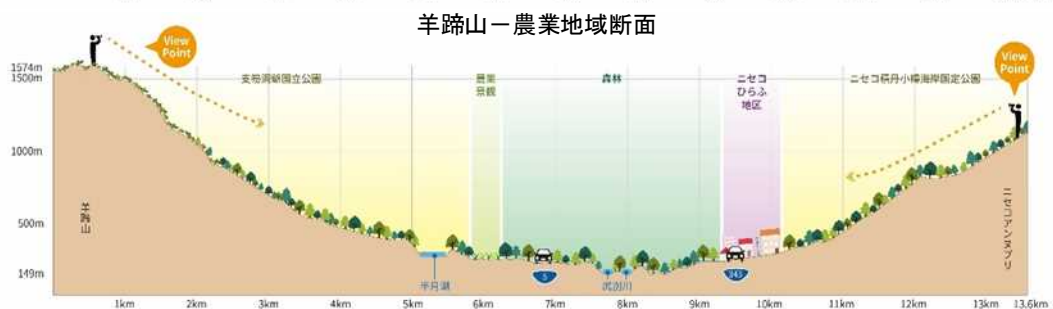
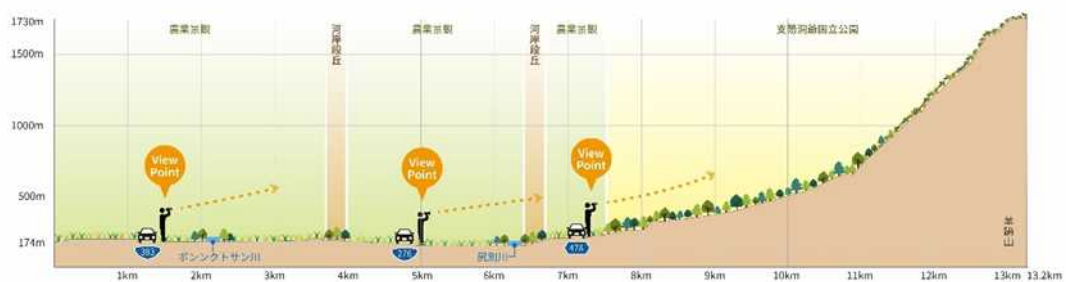
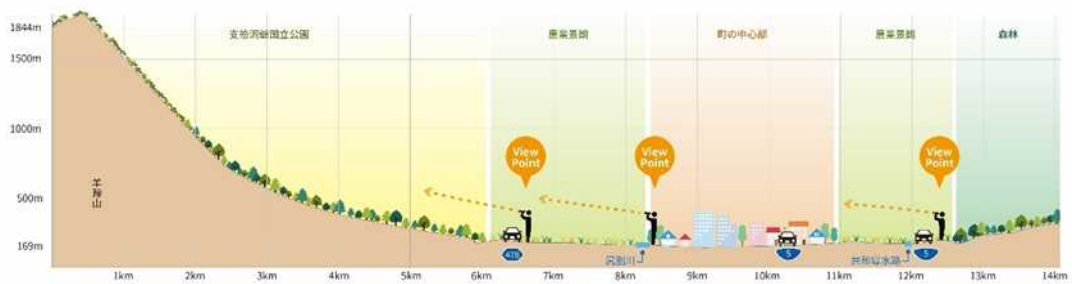
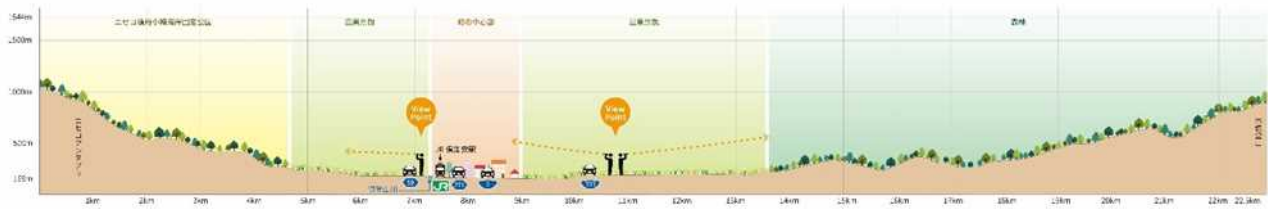
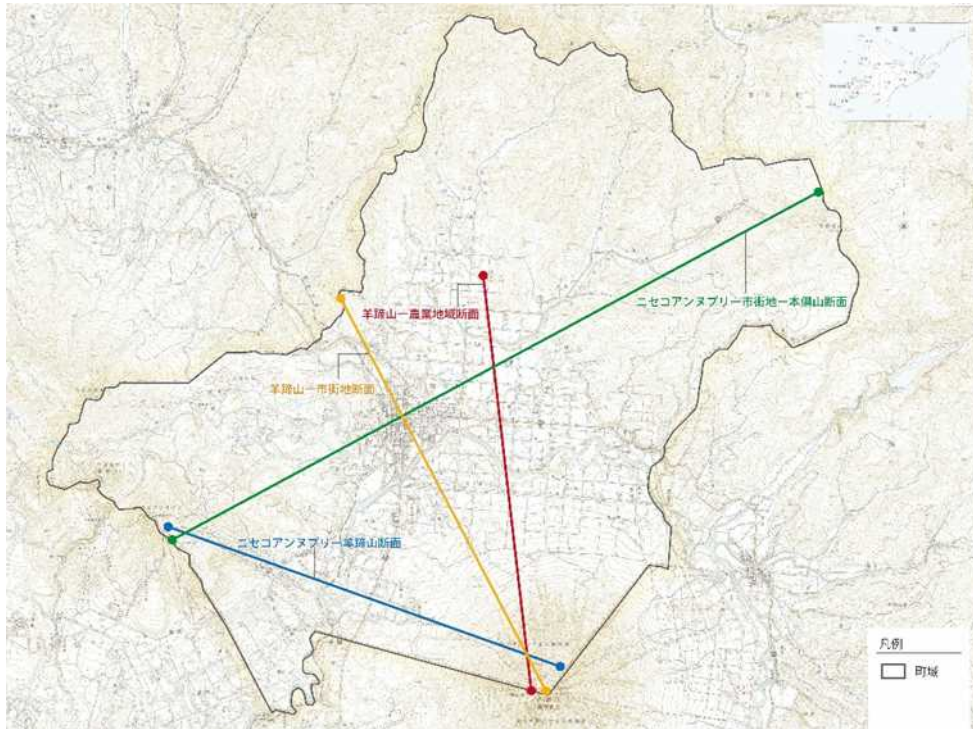
倶知安町は後志地域の中央、日本海の内陸部に位置する、東西約25km、南北約22km、総面積約261㎢の町です。山岳に囲まれた盆地状地形で、南部に羊蹄山、西部にニセコ連峰、北東部に本倶登山や三角山といった山々がそびえ立ちます。盆地の底部にあたる標高170mほどから、周辺は1,000mを超す山々が連なることから、起伏に富んだ地域であるといえるでしょう。羊蹄山北側を迂回するように流れる尻別川と、山間部や盆地の低地帯を流れる複数の支流が河岸段丘と肥沃な沖積地を形成し、市街地や田畑の基礎となっています。



真上からの航空写真

出典：Google Earth（2020）

※ 特別豪雪地帯：積雪の度合いが高い地域の中でも特に高く、住民の生活や交通に支障が出ている地域



### ③ 山岳

#### a 羊蹄山

羊蹄山（標高：1,898m）は、西南北海道で一番の高さを誇る円錐型の成層火山です。頂上には外周約2kmの火口が形成されており、父釜、母釜、子釜と名づけられています。羊蹄山が誕生した時期は明確ではありませんが、およそ10万年から数万年前に火山活動が始まったとされています。



古くは「後方羊蹄山（しりべしやま）」と呼ばれていましたが、難解な読みであったため、昭和44年頃に「羊蹄山」に変更されました。その姿が富士山に似ていることから、「蝦夷富士」とも呼ばれ親しまれています。

支笏洞爺国立公園に指定されている羊蹄山では、370種を超える植物が確認されています。特に4合目以上の地域では自然が良好な状態で残されていることから、登山道の1つである倶知安コースと併せ、国の天然記念物「後方羊蹄山の高山植物帯」としても指定されています。このエリアでは、これまでに野鳥は130種以上、高山植物は100種類以上確認されています。

また、日本百名山のひとつとなっており、グリーンシーズンは登山や自然観察、スノーシーズンはバックカントリーなどを楽しむ人々でにぎわいます。

#### b ニセコ連峰

ニセコ連峰は、東西25km、南北15kmに及び、10以上の成層火山や溶岩ドームから成る火山群で、1,000m級の山々が連なります。噴火活動は約160万年前にはすでに始まっていたと考えられており、最西端に位置する雷電山から東に向かって次々に火山体が形成され、現在の姿に至ります。



チセヌプリ、ニトヌプリ、イワオヌプリは未だに岩肌が露出した地形が保たれているなど、連峰の中でも新しい火山体であると考えられています。中でも最も新しい年代に形成されたイワオヌプリは「活火山」に指定されています。

長い年月の中で形成されてきた連峰は変化に富み、雄大な景観をつくり出します。このことから積丹・小樽方面を含め「ニセコ積丹小樽海岸国定公園」に指定されています。

ニセコアンヌプリの海拔400m以上の高地に産する植物は約280種にのぼります。また、イワオヌプリ火山群の山麓や山腹には湖沼や高層湿原が点在しているため、羊蹄山と比較すると水生植物や湿生植物の種類に富んでいるのも特徴の一つです。

ニセコ連峰の主峰である標高1,308mのニセコアンヌプリには、上質なパウダースノーを活かしたスキー場が4カ所あり（うち、倶知安町内は2カ所）、国内外のスキーヤーやスノーボーダーが集まります。

#### ④ 河川

支笏湖北西に位置するフレ岳に源流をもつ尻別川は、約126kmの長さを誇る道内有数の一級河川です。緩流と急流、蛇行を繰り返しながら西に向かって流れ、最後は日本海に合流します。倶知安町からニセコ町にかけては尻別川の浸食によって顕著な河谷地形が形成されており、急峻な蛇行を繰り返します。水質の優れた川としても有名で、これまで何度も清流日本一に選ばれています。



尻別川

倶登山川、硫黄川、ジャコ川といった倶知安町内を流れる尻別川の支流河川は主に北東部を源に発し、南北、もしくは北東～南西へ流路を取りながら町内を巡り、尻別川に合流します。この過程でつくられた氾濫原や沖積地が、現在の倶知安町の市街地や田畑といった農業地域の基盤を構築しています。また、河川の周辺には河畔林が発達し、良好な緑地景観が形成されています。河畔林は河川生態系において、生息する生物のすみかや餌の供給といった役割を果たすほか、住宅地や田畑から流れ出る窒素やリンなどの過剰な流出を抑え、水質を浄化する機能も備えています。

夏になると、尻別川の蛇行や急流を利用したラフティングなどのアウトドアスポーツが楽しめるほか、冬は樹氷や霧氷などが見られ、河川に架かる橋からは、季節により表情を変える美しい河川を望むことができます。

#### ⑤ 湖沼

##### a. 半月湖

###### <景観要素>

- ・ 半月湖は羊蹄山の北西山麓、海拔270mにある湖であり、爆裂火口に水が溜まった平均水深4m、最深部18.2mの火口湖です。国の天然記念物に指定されています。
- ・ ヤマザクラなどの花が咲く春や、紅葉が美しい秋など季節毎の景色が湖面に映り込みます。



##### b. 鏡沼

###### <景観要素>

- ・ 鏡沼はニセコアンヌプリの北東斜面中腹（標高570m）に位置し、主に雪解け水によって維持されています。
- ・ 沼の対岸にはミズナラ・イタヤカエデ・ホオノキなどの巨木が原生に近い森林として存在します。
- ・ 水面に季節ごとの周囲の景色が鏡のように映し出されます。沼には浮島があり、風により少しずつ移動しています。



## ⑥ 森林

本町の森林面積は約 16,800ha で町の面積の約 64% を占め、羊蹄山、ニセコ連峰をはじめとした本町の外縁を形成する山岳・丘陵地帯を中心に形成されています。森林面積のうち、国有林が約 1/3、残りが民有林（道有林、町有林を含む）となり、民有林では、約 7 割（約 7,800ha）が私有林を占めています。



岩尾別の森林

本町には 2 つの自然公園地域があり、羊蹄山を地域に含む支笏洞爺国立公園内においては道有林、ニセコアンヌプリ・イワオヌプリ・ワイスホルンなどのニセコ連峰に含むニセコ小樽積丹海岸国定公園内においては国有林が大部分を占め、公有林によって自然公園の環境が保全されています。一方、自然公園区域外においては、私有林が多くを占め、特にリゾートエリアの外縁ではリゾート開発が進み、森林の伐採が目立ちつつあります。

保安林は倶知安町全体で 1,148ha 指定されており、水源涵養や土砂流出防備、干害防備、保健休養などのグリーンインフラとしての機能を保っています。

現在、町有林は本格的な利用期を迎えており、伐採（皆伐・間伐・更新伐）・植栽・下刈を計画的に進め、森林管理に努めています。私有林についても経営管理を促し、伐採後の植林などの啓発・支援をしています。

近年では、地域材の活用推進にも注目が集まり、行政や森林組合、民間事業者など、森林・林業・林産業を通じた様々な主体・業界間の連携が見られます。



※単位未満を四捨五入しているため、総数と内訳の集計値が一致しない場合があります。

### 森林面積

出典：倶知安の統計 2021（北海道林業統計 各年度末実績）を基に作成

⑦ 植生

倶知安町の植生は、主に高山植生、森林植生、湿原植生の3つに分けられます。

**高山植生**：羊蹄山とニセコ連峰で見られる植生です。羊蹄山山頂周辺は高山植物の宝庫で、多様な微地形に適応した高山植物が生育します。キバナシャクナゲやエゾノツガザクラなどをはじめ、道内で唯一、オノエリンドウを見ることができます。



ワタスゲ

ニセコ連峰では、主にハイマツが尾根筋や山腹周辺に点在して生育しています。五色温泉周辺は硫黄の影響を特に強く受けており、植物の生育に適さない環境となっています。ここでは植物種の垂直分布が逆転しており、ダケカンバなどの亜高山帯に代表される樹種よりも低標高の地点で、複数の高山植物が見られます。

**森林植生**：現在の倶知安町の山地や丘陵地では、針広混交林が広く発達しています。もともと倶知安の低地帯における森林相は、シナノキ・エゾイタヤ群落であったと考えられていますが、現在では、羊蹄山の山麓部や鏡沼の周辺地域に痕跡を見るに留まります。

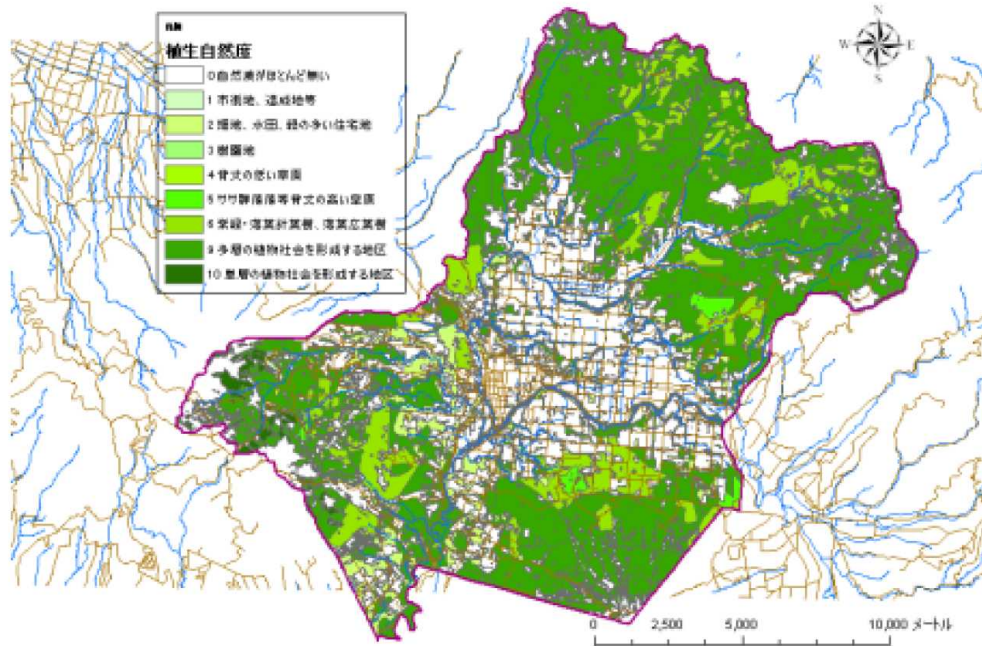
土中の水分量が多い肥沃な沖積土からなる市街地周辺では、ハルニレ、ヤチダモなどからなる湿地林が形成されますが、今では百年の森周辺で見られるのみとなっています。

ニセコ連峰には、地史の古い日本海側を中心として高層湿原※が点在しており、町内では鏡沼湿原と、その周辺に散在するいくつかの湿原が挙げられます。これらの湿原は観光客の往来も比較的少なく人為的影響が軽微であるため、自然度が非常に高い状態で残されている貴重な環境と言えます。

| 植生                     |               |                                |
|------------------------|---------------|--------------------------------|
| 高山植物                   |               |                                |
| 羊蹄山                    |               | ハイマツ、コケモモ、キバナシャクナゲ、エゾノツガザクラ など |
| ニセコ山系（ニセコアンヌプリ、イワオヌプリ） |               | ハイマツ など                        |
| 森林植物                   |               |                                |
| 羊蹄山                    | 山麓から 500～700m | シナノキやエゾイタヤを含む森林                |
|                        | 700m～1000m    | 針葉樹のエゾマツとダケカンバ など              |
|                        | 1000m～1700m   | 矮小化・耐雪圧型化したダケカンバ など            |
| 市街地周辺                  | 百年の森          | ヤナギ類、ドロノキ、ハンノキ、ヤチダモ など         |
| 湿原植生                   |               |                                |
| 鏡沼、鏡沼周辺                |               | ミズゴケ、ワタスゲの群落、ワギキョウ、ツルコケモモ など   |
| 二股湿原                   |               | ミズゴケ など                        |

出典：倶知安町環境基本計画、鏡沼 GUIDEMAP

※ 高層湿原：枯死した植物が冷涼な環境で分解されずに堆積し続け、周囲より盛り上がることで形成された湿原のこと。雨水と雪解け水のみで維持されているため栄養が乏しく、植生は貧栄養な環境でも生育可能なミズゴケ類が主体となる。氷河期の依存種といった動植物が生育している場合が多いことも特徴。



植生自然図（植生自然度）

出典：俱知安町環境基本計画

## ⑧ 動物

俱知安町では、半月湖周辺が鳥獣保護区に指定されています。一方、平野部の大半はすでに開発されているため、動物達の住みかとなる自然林は、八幡地区にある百年の森を除くと、ほとんど残されていません。

**哺乳類：**エゾヒグマ、エゾリス、エゾシマリス、キタキツネ、エゾタヌキをはじめ、ホンドイタチやアライグマなど、本州からの帰化動物や外来種も確認されています。エゾシカは明治時代、全道的に生息数が激減し絶滅寸前になった頃を境に、ほとんど見られなくなりましたが、近年では少しずつ目撃例も増えてきています。



エゾシマリス

**両生・爬虫類：**両生類ではニホンアマガエルやエゾアカガエル、エゾサンショウウオの3種が生息しています。道内他地域で問題になっている外来カエル類は現在まだ確認されていません。爬虫類ではニホンカナヘビ、シマヘビ、アオダイショウ、ジムグリ、マムシなどが生息しています。

**鳥類：**39科163種の野鳥が見られ、クマゲラ、カワセミ、ヤマセミ、アカショウビンなど、近年減少傾向にある鳥も確認されています。

**昆虫類：**羊蹄山、イワオヌプリ、チセヌプリなどの高山帯や、鏡沼や半月湖などの湿生環境など、それぞれに特徴的な昆虫が見られます。

**魚類：**尻別川水系で28種ほどが確認されています。北方系の魚種であるイトウ、オショロコマと、南方系魚種であるヨシノボリやアユなどが共生していると



ヤマゲラ

いった特徴を有しています。イトウ、オショロコマは、世界的に見ても南限にあたる個体群と考えられています。

#### 倶知安町の動物

| 哺乳類                                                                                                                            |                                                                                                                                                                     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| キタキツネ、エゾタヌキ      エゾシカ      エゾヒグマ<br>エゾユキウサギ      エゾリス、エゾシマリス、エゾモモンガ<br>エゾヤチネズミ、エゾトガリネズミ、オオアシトガリネズミ<br>エゾクロテン      コウモリ      など |                                                                                                                                                                     |
| 本州からの帰化動物                                                                                                                      | ホンドイタチ、ホンドテン                                                                                                                                                        |
| 外来種動物                                                                                                                          | アライグマ、ミンク      など                                                                                                                                                   |
| 両生爬虫類                                                                                                                          |                                                                                                                                                                     |
| ニホンアマガエル、エゾアカガエル、エゾサンショウウオ、ニホンカナヘビ、シマヘビ、<br>アオダイショウ、ジムグリ、マムシ      など                                                           |                                                                                                                                                                     |
| 鳥類                                                                                                                             |                                                                                                                                                                     |
| 留鳥                                                                                                                             | エゾコゲラ、エゾアカゲラ、オオアカゲラ、ヤマゲラ、クマゲラ<br>コガラ、シジュウカラ、ヒガラ、ヤマガラ、ゴジュウカラ<br>ミヤマカケス、ハシブトガラス、ホシボソガラス<br>ヒヨドリ      キクイタダキ<br>キバシリ      シマエナガ<br>ムクドリ      スズメ      など               |
| 旅鳥                                                                                                                             | シロハラ      マガン      など                                                                                                                                               |
| 夏鳥                                                                                                                             | ウグイス、オオヨシキリ、センダイムシクイ      ノビタキ<br>ホオジロ、ホオアカ、アオジ      キビタキ<br>カッコウ、ツツドリ      ヒバリ      アオサギ<br>ハクセキレイ      ニュウナイスズメ<br>カワラヒワ、シメ      コムクドリ<br>コチドリ      オオジシギ      など |
| 冬鳥                                                                                                                             | キレンジャク、ヒレンジャク      ツグミ<br>コハクチョウ、ホオジロガモ      など                                                                                                                     |
| 昆虫                                                                                                                             |                                                                                                                                                                     |
| 羊蹄山                                                                                                                            | ダイセツオサムシ、オオルリオサムシ<br>など                                                                                                                                             |
| 鏡沼、神仙沼、大谷地などの高層湿原                                                                                                              | カオジロトンボ、タカネトンボ、キイロマツモムシ、メススジゲンゴロウ      など                                                                                                                           |
| イワオヌプリ・チセヌプリなど                                                                                                                 | エゾマルクビゴミムシ、チャモンミズギワカメムシ<br>など                                                                                                                                       |
| 魚類                                                                                                                             |                                                                                                                                                                     |
| イトウ、オショロコマ、サケ、ヤマメ、イワナ、カワヤツメ、ヨシノボリ類、アユ      など                                                                                  |                                                                                                                                                                     |

参考文献：ぐるっと羊蹄まちしるべ、倶知安町百年史、倶知安双書「ニセコ植物誌」、  
 倶知安双書「雪と生活」、倶知安町環境基本計画、  
 5万分の1地質図幅「留寿都」（斉藤ほか、1956）、  
 5万分の1地質図幅「倶知安」（斉藤ほか、1955）、現存植生図（昭和54年）、  
 北海道南西部ニセコ火山群、イワオヌプリ火山の形成史と活動年代（松尾ほか、2017）、  
 尻別川水系の流域及び河川の概要（国土交通省河川局、2007）、  
 倶知安風土館自然史調査データ（私信）、倶知安町森林整備計画（北海道・倶知安町、2018）

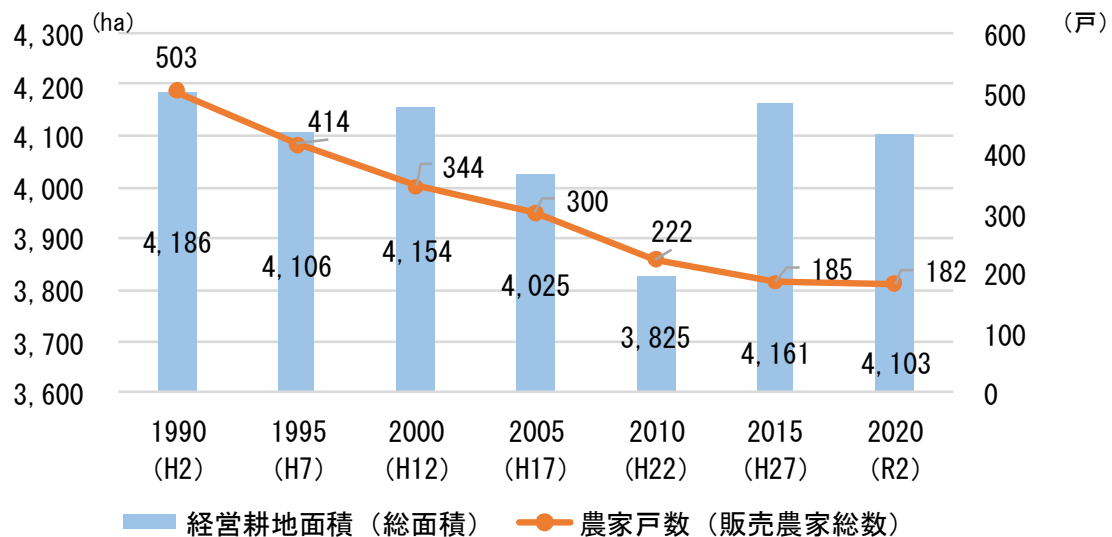
## 2) 農林業がつくる景観要素や資源

### ① 農業

倶知安町は主要作物の馬鈴薯などの優良な畑地帯が市街地の外側に広く広がっており、雄大な農業景観を形成しています。農業地域により、市街地からも羊蹄山を背景とした雄大な自然や牧歌的風景を眺めることが出来、私たちの暮らしを彩っています。

倶知安町全体の経営耕地面積は、過去30年において概ね4,100haで推移しており、面積が維持されています。

一方で、経営農家戸数は、1990年（平成2年）年の503戸から2020年（令和2年）年の182戸へ3分の1近くに減少しています。その結果、一戸あたりの経営耕地面積が増えており、農地集積による大規模化が進んでいる状況にあります。



経営耕地面積および農家戸数の推移  
出典：倶知安町の統計 2006・倶知安の統計 2021（農業基本調査・農（林）業センサス 各年2月1日現在）を基に作成

#### a 畑作

本町の主産物である馬鈴薯は、町の総耕地面積のおよそ3割を占め、初夏に男爵薯のピンクの花が一面に咲く姿は「ピンクの絨毯」とも称され、馴染み深い景色として親しまれています。

雪が降ると、畑一面真っ白な新雪が広がり、春には営農を早めるため、雪深い農地に黒い融雪剤で描かれた幾何学模様が見られます。

これらは、馬鈴薯の花畑と共に、倶知安町の象徴的な農業景観です。

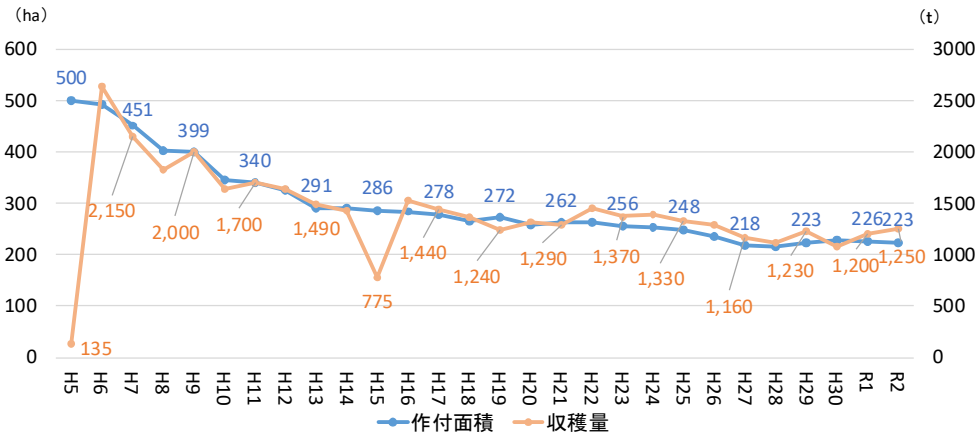


| 2020 年経営耕地面積 |        |        | 2020 年主要作物作付面積・収穫量 |          |        |
|--------------|--------|--------|--------------------|----------|--------|
| 作物           | 面積(ha) | 割合 (%) | 作物                 | 作付面積(ha) | 収穫量(t) |
| 田            | 760    | 18.5   | 水稻                 | 223      | 1,250  |
| 畑            | 3,343  | 81.5   | 小麦                 | 567      | 2,590  |
| 総面積：4,103    |        |        | 馬鈴薯                | 1,220    | 38,800 |
|              |        |        | てんさい               | 404      | 24,500 |

出典：俱知安町の統計（2021 年版）

b 稲作

経営耕地面積のおよそ 2 割が水田として利用されており、主に尻別川流域に田地景観が広がっていますが、水稻の作付面積及び収穫量は、年々減少傾向にあります。



水稻の作付面積・収穫量の推移

出典：俱知安町の統計（2021 年版）

c 酪農

俱知安町には、乳用・肉用牛を飼育している農家が計 16 戸（2020 年（令和 2 年）時点）あります。また、地域の畜産を支える町営花園育成牧場では、総面積 242.3ha という広大な敷地に、5 月下旬から 10 月中旬まで牛が放牧されています。

| 2020 年 飼育頭数と農家数 |       |        |
|-----------------|-------|--------|
| 種別              | 頭数(頭) | 農家数(戸) |
| 乳用牛             | 739   | 11     |
| 肉用牛             | 不明    | 5      |

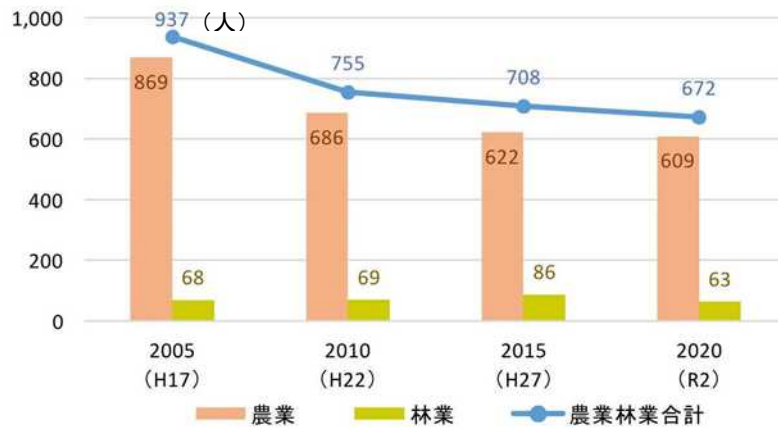
出典：俱知安町の統計（2021 年版）

② 林業

林業就業者はここ 10 年間でやや増加傾向が見られます。

町有林間伐の委託業務では、伐採した木の出荷販売も含めて契約し、間伐材が利活用される工夫をしています。

近年では、地域材のフローリングを利用した住宅も存在しているほか、行政や森林組合、建設事業者等による、「しりべし・くつろ木の会」が中心となり、さまざまな主体・業界間の連携を図った活動を展開しています。



農林業就業者数の推移

出典：国勢調査を基に作成

### 3) まちの基盤がつくる景観要素や資源

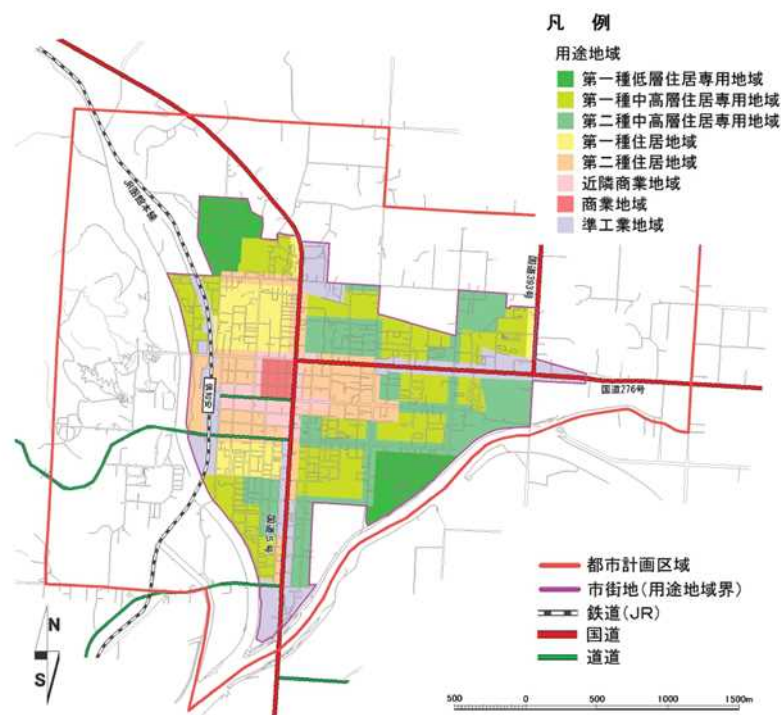
#### ① 市街地：用途地域

俱知安町の市街地は主に俱知安駅から東に広がる用途地域範囲内に形成されています。

俱知安町役場や後志総合振興局が立地し、商業施設や公共公益施設が集中するものの、近年、少子高齢化や人口減少、財政状況等の社会情勢の変化を踏まえ、市街地の活性化やまちなか居住、公共施設等の老朽化への対応などに取り組んでいます。



さらに、今後の新幹線俱知安駅開業や高規格道路開通に向けたまちづくりについて検討を重ねています。



都市計画区域範囲および用途地域決定状況

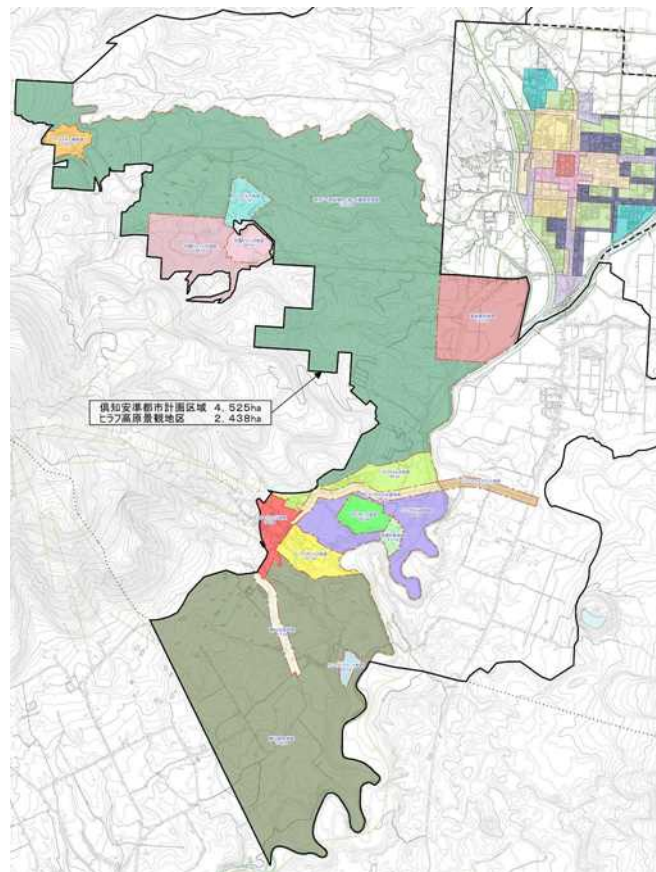
出典：俱知安町都市マスタープラン

## ② リゾートエリア：景観地区

倶知安町の西～南西部にかけてのニセコ連峰の麓に位置するリゾートエリアは、スキー場を中心としたリゾート地を形成しています。

このエリアでは、スキー場周辺でのリゾート施設の建築が顕著になってきた 2008 年（平成 20 年）に、無秩序な開発を防止しながら、田園風景や自然景観などの美しい風景を守り育てることを目的として景観地区を定め、良好な景観形成に努めてきました。

その後もリゾート開発の拡がりが見られたことから、スキー場を中心とした持続可能なリゾート地の形成と、スキー場から離れた緑豊かな地域でのリゾート開発のスプロール化を抑えた自然環境の保全を目的として、令和 5 年 10 月より景観地区を拡大するとともに、現状の自然環境・地形に合った景観形成につながる基準に変更しました。



景観地区(2023 年)区域図

## ③ 公共施設

倶知安町の公共施設は主に市街地に存在しています。特に国道 5 号から東に役場庁舎、公民館、後志総合振興局や倶知安厚生病院などの公共公益施設が集約しており、町内でも比較的大きな建物が街なみの一角を占めています。

商業地域や公共公益施設群の周辺には住宅街が広がっており、その中に小・中学校が存在しています。また、公営住宅も散在しており、戸建住宅や民間賃貸アパートより大きな中高層の住棟が、街なみのアクセントとなっています。

④ 交通

倶知安町の道路網は、国道5号・国道276号・国道393号を軸に形成されており、倶知安町から余市町までの高規格道路が整備中です。

公共交通は、JR函館本線と民間路線バスのほか、市街地内を循環するコミュニティバス「じゃがりん号」があります。

また、2012年（平成24年）に北海道新幹線札幌延伸が認可・着工され、2030年度（令和12年度）に現在の倶知安駅の場所に新幹線駅が開業する予定となっています。

一方、廃止が予定される並行在来線に代わる代替バスの運行について、検討を進めていく必要が有ります。

新千歳空港から倶知安町までは、鉄道で約3時間・車で約2時間程度掛かりますが、今後新幹線や高規格道路の開通で、所要時間が短縮される見込みです。

その他の域内交通として、スキー事業者のシャトルバス等もあります。



出典：2020-2030 倶知安町観光地マスタープラン、北海道の道路情報総合案内サイト「北の道ナビ」、倶知安町ホームページ、北海道中央バスホームページを基に作成

⑤ 公園

都市公園は、身近な緑地として重要な存在です。1997年（平成9年）に百年の森、1996年（平成8年）に中央公園が設置されて以来、新たな設置はありません。

倶知安町の都市公園※は、現在、都市計画区域内的の公園が13箇所、うち2箇所は都市計画決定を受けています。



都市公園および都市計画公園一覧

レルヒ記念公園

|        | 公園名    |         |            |
|--------|--------|---------|------------|
| 都市公園   | どんぐり公園 | あかしや公園  | 六郷鉄道記念公園   |
|        | しらかば公園 | さくら公園   | 百年の森公園     |
|        | みどり公園  | ちびっこ公園  | 駅前公園       |
|        | しらゆき公園 | レルヒ記念公園 | 合計 12.90ha |
| 都市計画公園 | 旭ヶ丘公園  | 中央公園    | 合計 47.0ha  |

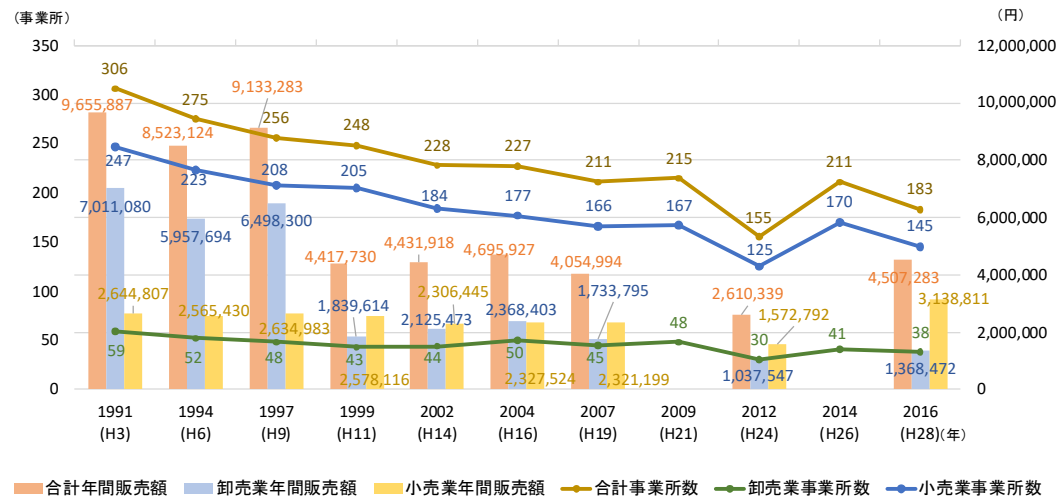
出典：倶知安町ホームページ

※ 都市公園法により定められ、地方公共団体や国が設置する公園・緑地とその公園施設

4) 暮らし・産業がつくる景観要素や資源

① 商業

倶知安町の商店数及び販売額の推移を見ると、平成初期から比べ概ね減少傾向にあるといえます。しかし、近年、空き店舗を利用した新たな飲食店の開業など、比較的若い世代を中心とした動きも活発化し、2016年（平成28年）の販売額はわずかに回復しました。



商店数・年間販売額（商業統計調査、経済センサス）  
参考：倶知安の統計（2021 年版）

② 観光

倶知安町は、高度経済成長期の頃よりスキー場・リフトの整備が進んだことで、国内有数のスキーエリアとなり、更に2000年代以降のインバウンド取り込みを経て、国際的な観光リゾート地域となっています。

それ以外にも豊かな自然を生かした羊蹄山・ニセコ連峰、半月湖、鏡沼など、町内には観光資源が多く点在しています。

また、尻別川でのラフティングやカヌー、見晴らしの良い道路でのサイクリングなど、豊かな自然を活かしたアウトドア・アクティビティを四季を問わず多彩に楽しめます。



尻別川でのカヤック

倶知安町の観光資源

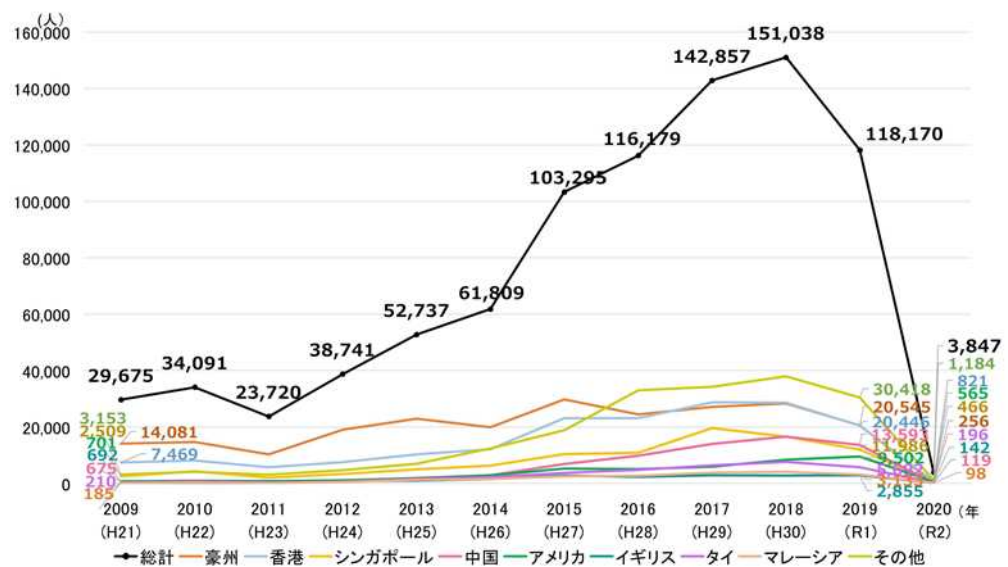
|               | グリーンシーズン（春・夏・秋）                                                  | スノーシーズン（冬）  |
|---------------|------------------------------------------------------------------|-------------|
| アウトドア・アクティビティ | ラフティング、カヌー、キャニオニング、トレッキング、サイクリング、マウンテンバイク、ゴルフ、グランピング など          | スキー、スノーボード  |
| 自然            | 羊蹄山、ニセコ連峰、半月湖自然公園、旭ヶ丘総合公園 など                                     |             |
|               | じゃがいもの花（馬鈴薯畑）、紅葉                                                 |             |
| 文化            | 小川原脩記念美術館、風土館、ギャラリー、カフェ                                          |             |
| イベント          | ニセコクラシック、ニセコ HANAZONO ヒルクライム、ひらふ祭り、倶知安じゃが祭り、ニセコオータムフードフェスティバル など | 雪トピアフェスティバル |
| その他           | 温泉（倶知安温泉郷、ひらふ温泉郷、花園温泉郷）                                          |             |

出典：2020-2031 倶知安町観光地マスタープランを元に作成

観光客の入込を見ると、道外よりも道内からの客数が多く、宿泊客数よりも日帰り客数の方が、2倍程多い状況です。

インバウンド需要が伸びていたコロナ禍前の2018年度（平成30年度）が最も多く、道外からの客数も増加傾向にありましたが、コロナ禍の直近2か年はともに大きく落ち込んでいます。

外国人観光客宿泊人数を見ると、ピークとなった2018年度（平成30年度）時点の総計は2009年度（平成21年度）から約5倍となっています。国別では、かつて最も多かったオーストラリア宿泊者数に代わり、直近では香港からの宿泊客が最多となっています。

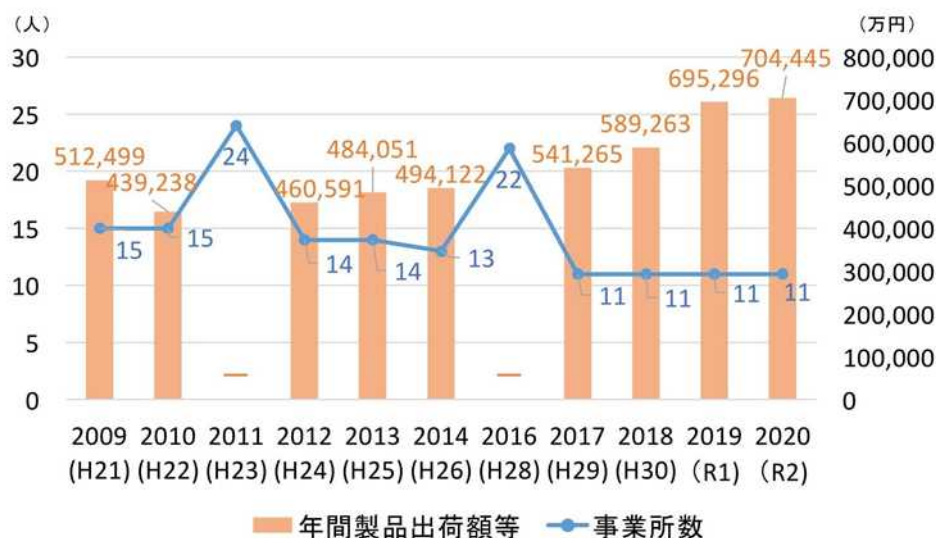


### ③ 工業

俱知安町の代表的な工業は、食品製造業、パルプ、紙・紙加工品製造で、地域の資源を活かした地域資源活用型工業が目立ちます。

製品では、日本酒や、特産品の馬鈴薯を活かしたオブラート、片栗粉、うどん、菓子類があります。やや減少傾向にある事業所数に比べ、出荷額は上昇しています。





※従業員 4 人以上の事業所。

※2011 年、2016 年は経済センサス活動調査による集計ため、従業者 3 人以下の事業所も含む

製造業事業所数・年間製品出荷額（工業統計調査）

出典：倶知安町の統計（2021 年度）

#### ④ 産業遺産

##### a イワオヌプリ硫黄鉱山跡

イワオヌプリ硫黄鉱山跡は、経済産業省が認定する近代化産業遺産に選ばれました。

この場所は、倶知安町と蘭越町にまたがるニセコ連峰のひとつ、イワオヌプリの北側に位置する、明治から昭和初期にかけて栄えていた硫黄鉱山跡です。

最盛期には 200 人近い人々が生活をしていましたが、昭和 12（1937）年に閉山しました。

現在は、精錬釜の跡や精錬所に散乱されたままの耐火レンガ、当時の地形や索道跡などが残されており、イワオヌプリ登山ルートのひとつになっています。



イワオヌプリ硫黄鉱山

##### b ニセコアンヌプリ山頂着氷実験 木造高山観測所跡

大戦中、雪の研究家として高名な中谷宇吉郎元北大教授のチームが、ニセコアンヌプリ山頂でゼロ戦の着氷実験を行いました。

現在、アンヌプリ山頂にはエンジンを設置したコンクリート製の台座が残されています。また、ゼロ戦の翼は倶知安風土館に展示されています。



##### c 石蔵倉庫（旧倶知安倉庫）

第一次世界大戦による雑穀の高騰により、業者が取り扱う雑穀を収納するための倉庫として「倶知安倉庫株式会社」が建設した木骨石造倉庫です。



現在は、JA ようていの作業機置き場として使用されており、音楽ライブ会場として活用されたこともあります。

#### d 転車台

俱知安駅の裏、くとしんパークに残された、蒸気機関車の方向を転回する施設です。かつては国鉄俱知安機関区で使用されていましたが、屋外で長らく風雪に耐え、老朽化が進んでいます。

新幹線駅西口駐車場予定敷地にかかる為、今後のあり方について検討が進められています。



### ⑤ 神社仏閣

俱知安町内には、俱知安神社、山田神社、出雲神社、岩尾別神社などの神社が建立された歴史が残っています。

俱知安神社は、明治 29 (1896) 年に京都府の官幣大社石清水八幡宮からその祭神の御分霊を奉載してきたことが起源となります。昭和 27 (1952) 年に俱知安八幡神社と改称したのち、昭和 41 (1966) 年に現在の名称となりました。それに合わせ、町内各地区の祭神 8 柱を合祀し、蝦夷富士羊蹄山神社も境内社として存在しています。



俱知安神社

明治 27 (1894) 年に出雲大社の御分霊を岩尾別に祀った俱知安神社頓宮は、昭和 34 (1959) 年に現在のどんぐり広場に遷座しました。

山田神社は明治中期に建立され、山田温泉の麓から昭和初期に現在地に移したとされます。

また、明治から大正期にかけ各農場内に設けられた神社の一つに、出雲神社がありました。

明治 31 (1898) 年に島根県の出雲大社の御分霊を祀るかたちで、北 6 線西 5 号に山陰神社として建立され、その後、明治 42 (1909) 年に宇出雲に移転した際、出雲神社と改称しました。昭和 41 年には祭神を俱知安神社に合祀し、その役を終えています。

寺院は町内に 14 箇所あり、明治 27 (1894) 年に創立した恵暁寺が俱知安町における最初の寺院です。当初は旭ヶ丘公園の下にありましたが、大正 6 (1917) 年に火災のため、現在地に移っています。

北海道三三観音第四番札所である金剛寺は、明治 40 (1907) 年に創立され、昭和 2 (1927) 年に現在地へ移りました。

大正 4 (1915) 年に創立した大佛寺の天井画は、忍随によって描かれたもので町の有形文化財に指定されています。

金毘羅寺は明治 41 (1908) 年に洞爺湖畔に創立しましたが、有珠山の噴火により大正元 (1911) 年に俱知安町の現在地に移転しています。秋季大祭は町内外の人から親しまれ、新四国八十八カ所第四十六番の札所となっています。

俱知安町の寺院

| 創立年            | 寺院   | 創立後の移転歴                       |
|----------------|------|-------------------------------|
| 明治 27 (1894) 年 | 恵暁寺  | 大正 6 (1917) 年に現在地に移転          |
| 明治 35 (1902) 年 | 孝運寺  |                               |
| 明治 36 (1903) 年 | 東林寺  | 大正 9 (1920) 年に現在地に移転          |
| 明治 40 (1907) 年 | 金剛寺  | 昭和 2 (1927) 年に現在地に移転          |
| 明治 41 (1908) 年 | 周延寺  | 昭和 7 (1932) 年に現在地に移転          |
| 明治 41 (1908) 年 | 金毘羅寺 | 洞爺湖畔から大正元 (1911) 年に俱知安町現在地に移転 |
| 明治 42 (1909) 年 | 放光寺  | 昭和 4 (1929) 年に現在地に移転          |
| 明治 44 (1911) 年 | 円融寺  |                               |
| 大正 4 (1915) 年  | 大佛寺  |                               |
| 昭和 21 (1946) 年 | 明見寺  |                               |
| 昭和 23 (1948) 年 | 長願寺  |                               |
| 昭和 28 (1953) 年 | 本因寺  |                               |
| 昭和 45 (1970) 年 | 知法寺  |                               |

出典：俱知安町百年史下巻

## ⑥ その他

### a 歌碑・詩碑

町内には、石川啄木や松浦武四郎、足立繁太郎、与謝野晶子など北海道にゆかりのある歌人・詩人・小説家により詠まれた 11 の歌碑・詩碑があります。



### b 記念碑

町内には、計 22 の記念碑があります。俱知安町開基 50 年記念碑や、水稻試作記念碑、工業発祥の地記念碑といった、俱知安町の歴史を記念するものや、小学校の閉校記念碑も 7 つあります。



### c 野の神仏

#### ■地神さん

俱知安町では「ジシンサン」と呼ばれている、野の神です。豊作を願う「農家の神様」であり、岡山県や四国が発祥と言われています。

町内には、石でつくった台座に五角柱の神名を刻んだ塔を載せたものと、自然石に地神宮、地神五社などを刻んだものを載せたものが計 32 基あります。



## ■馬頭さん

頭上に馬頭をつけた野の観音であり、馬が牧草を飽きることなく食べるように、煩惱や諸悪を食べ尽くしてくれるとされています。

舟型の石に半肉浮彫にした像を刻んだものや、自然石に「馬頭観音」や「馬頭観世音」等の文字を彫り込んだものがあり、俱知安町には、3つの観音像と19の観音碑があります。

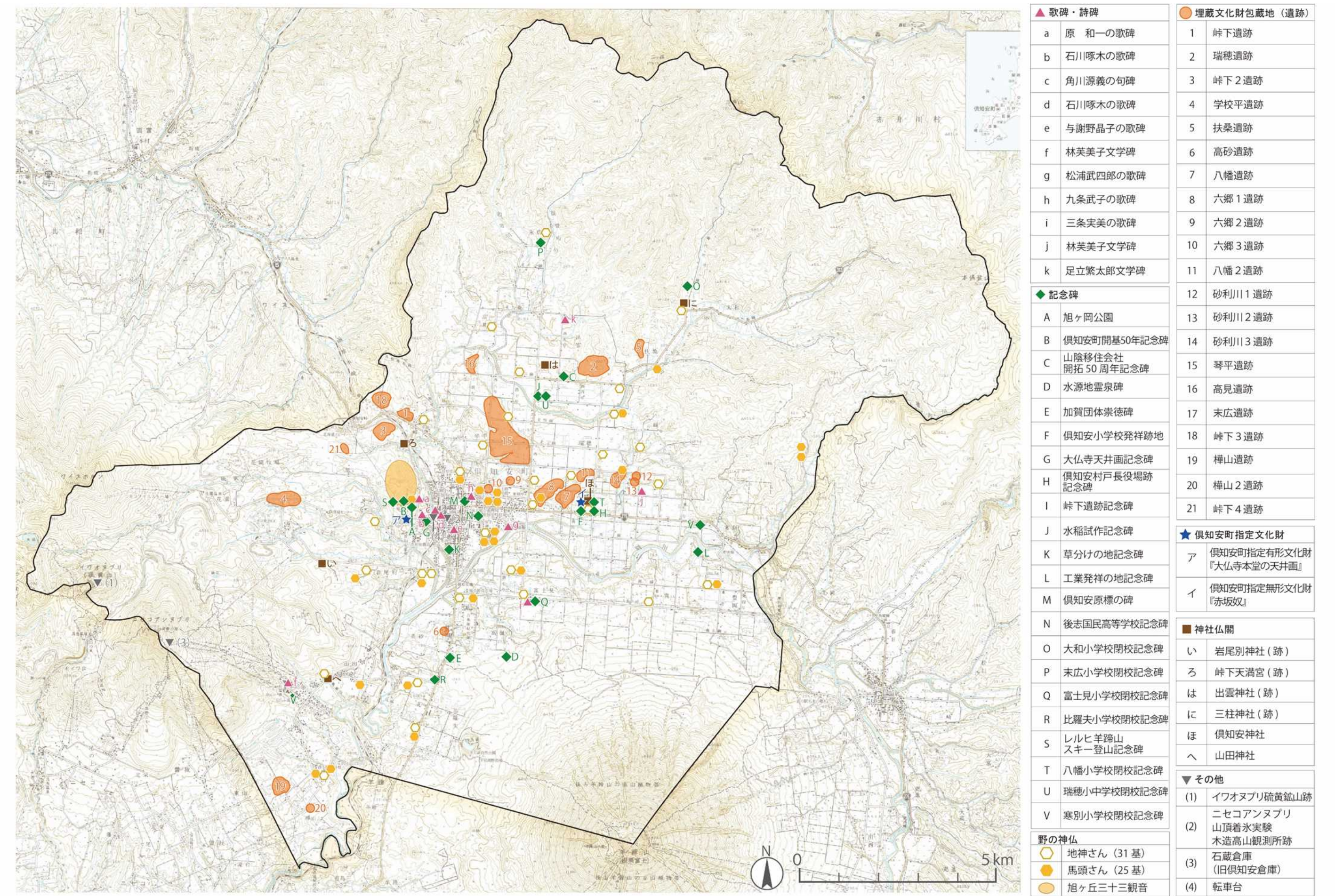


## d 埋蔵文化財包蔵地（遺跡）

町内には、21の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）があります。峠下遺跡など、現在も発掘調査が行われている遺跡もあります。



俱知安町歴史・文化の資源分布図



## 5) 町民の愛着や文化がつくる景観要素や資源

アンケート実施：2020年（令和2年）6月12日～6月30日

対象：倶知安町民（無作為に抽出した倶知安町全域の2,000名）

### ① アンケート結果

#### ■ 町民の約9割が、自宅や自宅付近の道路から自然の景色を望むことができる

- ・ 羊蹄山やニセコ連峰などの山なみや、身近な河川など自然の風景を望むことができると回答した人が多く、倶知安町民の大半が、自然の景色を身近に望める環境にあることがわかります。

#### ■ 居住地周辺の住宅地や商店街の街並みに魅力を感じる町民と、魅力を感じない町民はおよそ同程度いる

- ・ 住居周辺に住宅地又は商店街があると回答した人の中で、その街並みに魅力を感じると回答した人と魅力を感じないと回答した人は、ほぼ同数でした。

#### ■ 町民の約6割が、羊蹄山やニセコ連峰を自宅から見るのが好きと回答

- ・ 自宅のほか国道5号、自宅近くの道路から山なみを眺めるのが好きだと回答した人が多く、身近な場所から山なみを眺めるのが好きな人が多くなりました。

#### ■ 町民の約6割が、スキー場の夜景を倶知安町で良いと思う冬の景色と回答

- ・ スキー場の夜景や雪が被った山なみ、一面真っ白な農業地域と回答した人が多く、スキーリゾートおよび自然豊かな豪雪地域ならではの景色に、良さを感じている人が多くなりました。

#### ■ 町民の約9割が、羊蹄山やニセコ連峰の山なみを倶知安町の魅力だと回答

- ・ 山なみやきれいな水、きれいな空気と回答した人が多く、「自然」が倶知安町の魅力だと感じている人が多くなりました。

#### ■ 町民の約9割が羊蹄山を倶知安町の誇れる場所と回答

- ・ 羊蹄山やニセコ連峰といった山々、羊蹄山を背景とした農業地域が誇れる場所だと回答した人が多くなりました。

#### ■ 町民の約4割が倶知安町の自然の景色やまちなみに違和感を覚えたことがある。そのうち約6割が周囲と調和していない建築物や工作物に違和感を覚えたと回答

- ・ 「違和感を覚えたことがあった」と回答した人のうち、高さや色彩・デザインなどが周囲と調和していない建築物や工作物、管理されていない空き家、また、高さや色彩・デザインなどが周囲と調和していない屋外広告物に違和感を覚えたことがあると回答した人が多くなりました。

## ② 小中学校の校歌

校歌には、地域を象徴する景観資源が投影されている傾向が見られます。倶知安町内の小中学校の校歌を見ると、「羊蹄山」や「ニセコ」などの山々や「尻別川」などの地形を表す言葉のほか、雪を表現する歌詞など、自然豊かな豪雪地帯、倶知安町ならではの言葉が使われています。

| 分類 | 歌詞                       |
|----|--------------------------|
| 地形 | 羊蹄山（えぞ富士）／ニセコ（ニセコアン）／尻別川 |
| 気候 | 雪／粉雪／吹雪                  |
| 自然 | 白樺／ポプラ                   |
| 営み | 田／畑                      |

### 【調査小中学校】

倶知安中学校/倶知安小学校/北陽小学校/東小学校/西小学校/西小学校樺山分校

## ③ 景観づくりにつながるまちづくり活動

倶知安町にはすでに、景観づくりに繋がる多くの活動や学びの場があります。以下に記したものは、一部の取り組みです。

### a 「百年の森」保全活動

百年の森ファンクラブが主体となり、自然に近い形で倶知安の“森”を再生するため、育林や外来種植物の除去活動などを実施しています。



### b 花壇づくりの促進

花と緑のまちづくり推進委員会が倶知安町社会福祉協議会と連携し、花苗の頒布など、フラワーマスターを筆頭に花壇づくりの促進を行っています。また、普及・啓発の取り組みとして花壇コンクールも実施しています。



### c ニセコひらふエリアのおもてなし空間の取り組み

ニセコひらふエリアマネジメントが倶知安観光協会と連携し、ひらふ坂やローワーひらふなどでの清掃活動や安全確保を目的とした除草作業を実施しています。

また、ひらふ高原中央公園に『NISEKO』の花文字、フラワータワー等を設置し、ひらふ坂には移動式プランターによる花、ハロウィンの装飾、イルミネーションなど、季節ごとの演出を行っています。



#### d 副読本「くっちゃんのまち」

倶知安町学校教育課が、小学校3・4学年の社会科や総合的な学習向けに発行している副読本。まちの様子や歴史について、豊富な写真と共に掲載されている。



#### e まちなかの花壇づくり

倶知安農業高等学校の1～3年生の生活園芸コースに所属する生徒が、育てた草花を倶知安にある施設や事業所の花壇やプランターに花植えを行う。



#### ④ 伝統・行事

##### a 祭り

毎年8月初旬に駅前通りで開催される「くっちゃん じゃが祭り」は、俱知安町の特産品「くっちゃんじゃが」をテーマにしたお祭りです。

1963年（昭和38年）に開かれた第1回産業観光まつりがルーツであり、1976年（昭和51年）に馴染みある「俱知安じゃが祭り」の名前になりました。また、駅前通り全線をお祭り広場として使用する形態は、1973年（昭和48年）に始まりました。

二日間のお祭り期間中、馬鈴薯詰め放題や試食、「じゃが音頭」にのせて踊る「じゃが千人踊り」、俱知安町の無形民俗文化財の披露や、じゃがねぶたなど、俱知安らしい出し物で盛り上がります。

旭ヶ丘スキー場で開催される冬の一大イベント、「雪トピアフェスティバル」は、スキーやスノーボードでプールを渡る「水面滑走トライアル」、雪だるまコンテスト、地域のグルメの屋台など、俱知安町ならではの冬を存分に楽しむことができるお祭りです。

他にも、俱知安神社で7月に開催される俱知安神社例大祭は、御神輿や渡御、無形民俗文化財である赤坂奴が俱知安の街を練り歩きます。



じゃが祭 千人踊り



じゃがねぶた

##### b 天瑞山 大佛寺本堂（俱知安町指定有形文化財）

初代住職である斎藤忍髄が峠下に庵を結んで布教を始め、大正4（1915）年に設立しました。天井画は忍髄によって描かれ、昭和46（1971）年に町指定有形文化財に指定されました。

1995年（平成7年）に本堂の大改修が行われ、新しい格子天井に鮮やかな色彩が蘇りました。



大佛寺 天井画

##### c 赤坂奴（俱知安町指定無形文化財）

江戸時代、大名行列で先導役を務めた者たちの振りの一形態です。俱知安町では1933年（昭和8年）、陶山増太郎と佐藤村蔵の指導を受けて、当時の第一青年団によって奉納されたのがはじまりです。

八幡地区の人たちによって保存と継承がなされ、90年近く地域の人々によって守られてきた、伝統ある民俗伝承のひとつです。例年7月末に行われる俱知安神社例大祭奉納奴行列や、「くっちゃん じゃが祭り」でその勇壮な所作を見ることができます。

昭和60（1985）年7月1日俱知安町指定無形民俗文化財に指定されました。



赤坂奴

#### d 羊蹄太鼓（倶知安町指定無形民族文化財）

羊蹄太鼓は、羊蹄山の姿や、山に登る人々の様子を表現した演奏曲で、高田緑郎氏によって、昭和 38 年に創作されました。

1997 年（平成 9 年）11 月 1 日に倶知安町指定無形民俗文化財に指定され、同時に羊蹄太鼓の保存、継承団体として「くっちゃん羊蹄太鼓保存会 鼓流」が団体指定されています。

現在では、羊蹄太鼓保存会を中心に継承され、町内外での活動や、後継者の育成も行われています。



羊蹄太鼓

#### ⑤ スポーツアクティビティ

良質なパウダースノーが舞う倶知安町は、豪雪地帯という特徴を生かし、古くからスキーリゾートとしてウィンタースポーツを中心に賑わってきました。

2004 年（平成 16 年）には「スキーとニセコ連峰」が北海道遺産として認定されています。

複数のスキー場がニセコアンヌプリの斜面にあり、毎冬国内外を問わず多くの来訪者で賑わいます。

夏季には、羊蹄山や、ニセコ連峰、尻別川など、豊かな自然を活かしたアクティビティが人気で、登山やラフティング、サイクリングなどを楽しむことができます。

変化に富んだコースを巡る「ニセコ HANAZONO ヒルクライム」や「ニセコクラシック」といったロードレースも盛んです。



ニセコ東急グラン・ヒラフスキー場



ラフティング

### (3) 景観特性

#### 1) 自然・地形がつくる景観特性

羊蹄山やニセコ連峰をはじめとする雄大な山々と清流尻別川などの良好な水辺環境があります。

- ・ 支笏洞爺国立公園に属する羊蹄山は、公園の大部分が道有林であり、森林資源が保全されています。
- ・ ニセコ積丹小樽海岸国定公園に属するニセコ連峰はスキー場をはじめ、自然を生かしたアクティビティの拠点となっています。
- ・ 市街地は、尻別川、倶登山川、河岸段丘によって囲まれた沖積地上に形成されています。
- ・ 尻別川、倶登山川、ポイントサン川など、河畔林がつくり出す、水と緑の織り成す良好な水辺環境があります。
- ・ 町の総面積の約64%を占める森林が、町を囲むように形成されおり、広葉樹（イタヤカエデ、ナラ、ダケカンバ等）が多く分布し、夏の緑、秋の紅葉、冬の霧氷など、四季によって山なみの風景が変化します。



#### 2) 農林業がつくる景観特性

羊蹄山を背景とした四季の移ろいを感じられる雄大な風景は、倶知安町に暮らす人・育ってきた人の「原風景」・「ふるさと」を象る要素となります。

##### ■オールシーズン

- ・ 地域の酪農業を支える広大な牧草地（242.3ha）が広がる町営花園育成牧場があります。
- ・ 羊蹄山やニセコ連峰と山裾の樹林を背景に広がる田畑が、四季折々に変化する眺めが印象的です。



##### ■グリーンシーズン（春・夏・秋）

- ・ 春には水張り水田が陽光にきらめく姿を眺めることができます。
- ・ 初夏には特産品の馬鈴薯の花がピンク、白、紫と品種によって異なる色で一面に咲き誇ります。
- ・ 馬鈴薯の収穫期には早朝から夜間まで、ハーベスターによる収穫作業の様子が窺えます。
- ・ 収穫時期には、農地や倉庫に積まれた収穫コンテナが並ぶ姿が印象的です。



### ■スノーシーズン

- ・ 冬は木々の枝に雪が積もり、農地には一面真っ白な美しい雪原が広がります。
- ・ 春は営農を早めるため、未だ雪深い農地に黒い融雪剤が幾何学模様を描くように散布されます。

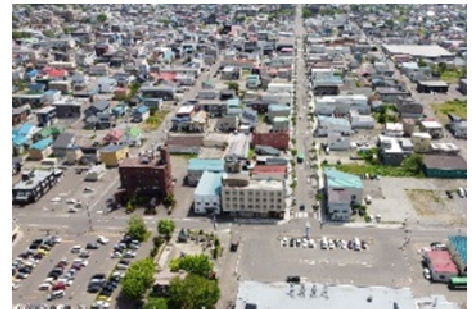


## 3) まちの基盤がつくる景観特性

JR 線路や国道 5 号を中心としてまちの骨格が形成されており、今後は新幹線駅や高規格道路開通が予定されています。

### ■オールシーズン

- ・ 直線の道路、碁盤の目（格子状）に形成された街区はすっきりとした街なみを形成しています。
- ・ 街区を形成する町道の多くは 10.90m（6 間幅）と堆雪幅を考慮した、広めの生活道路空間を形成しています。
- ・ 暮らしの潤いにつながる、街区公園や旭ヶ丘総合公園などの多様な公園が点在しています。
- ・ 街灯の LED 化が進められ、生活環境が向上しています。
- ・ 豪雪地帯の暮らしに適した「くっちゃん型住宅ガイドライン」に示す、倶知安らしい住まいづくりが推し進められています。



### ■スノーシーズン

- ・ しんと雪が降り続いた翌朝、町全体が一面純白の世界になる光景が印象的です。
- ・ 早朝に町道をくまなく機械除雪することにより、安全・安心な車道・歩道空間が確保されています。
- ・ 市街地内の空き地が地域の堆雪場となり、大きな雪山を形作っている姿が見受けられます。



#### 4) 暮らし・産業がつくる景観特性

人々の営みや商業、工業、観光業などの産業は、昔から姿を変えながら歴史を積み上げ、現代に繋がっています。

##### ■オールシーズン

- ・ 地域材（カラマツ）を活かした暖かい色合いのプランター、ベンチやテーブルが視点場や町内の店舗、イベント会場で憩いの場を創出しています。
- ・ 神社仏閣、産業に関する遺構など、まちの生い立ちを垣間見られる資源が点在しています。
- ・ 駅前通りに形成された、商店街のにぎわいがあります。
- ・ 国際リゾート地であるニセコひらふ地区では、景観に配慮した多様な建物がリゾートらしい街なみを形成しています。
- ・ ニセコアンヌプリの斜面には、ニセコ東急グラン・ヒラフ、ニセコ HANAZONO リゾートの2大スキー場が存在します。



##### ■グリーンシーズン（春・夏・秋）

- ・ 夏は尻別川のラフティングやサイクリング、グランピング等、自然環境を生かした多様なアクティビティが展開されています。
- ・ 自然を感じる広い道路、山あいの険しい峠、リゾートエリア、市街地など、変化に富む道路環境がサイクリストを魅了しています。
- ・ 冷涼な夏季の気候と身近な自然環境により、避暑の長期滞在やワーケーションにも適しています。



##### ■スノーシーズン

- ・ ニセコひらふ地区は、冬季間は特ににぎわいを見せます。
- ・ 「倶知安町建築物等に関する指導要綱」により、隣地との間隔をとり落雪飛距離を確保した、豪雪地ならではの宅地環境が形成されています。
- ・ 良質なパウダースノーに魅了された、多くの国内外観光客がウィンタースポーツに興じる姿が印象的です。
- ・ スキー場のナイター照明が、宝石のように輝く夜景を、市街地に向けて見せます。



## 5) 町民の愛着や文化がつくる景観特性

自然やまち並み、暮らしや産業が生み出す風景への愛着が育まれ、まちづくりの取り組みや文化活動が盛んです。

### ■オールシーズン

- ・ 羊蹄山やニセコ連峰の景色を見て季節を感じたり、日々の天候を察したりと、心の中で当たり前のように山々を意識した生活を送っています。
- ・ おいしい水などの暮らし、スキーなどのアクティビティ、肥沃な農地から収穫される農産物、賑やかな観光地、どれもが良質な自然環境の上に成り立っていることが町民の財産です。
- ・ 羊蹄太鼓は、先人の思いや羊蹄山、山に登る人々を表現し、開拓の精神や当時の暮らしを今に伝える文化の一つです。



### ■グリーンシーズン（春・夏・秋）

- ・ 町内会や事業者による清掃活動など、自主的な環境維持の取り組みにより、住みよい環境が維持されています。
- ・ 団体や個人で積極的に取り組む花壇づくりによって創出される、日常の暮らしの潤いがあります。



### ■スノーシーズン

- ・ 半年以上付き合う豪雪によって、除雪の助け合いなど、他者への優しさ・思いやりを育む文化が自ずと醸成されています。
- ・ 明るくたくましい雪国の生活を目指した町技であるスキーは、子どもから大人まで幅広い層で楽しまれています。



## 2. 景観まちづくりに向けた課題

### (1) 自然・地形

国有林や公有林（道有林、町有林）では森林の保全と適切な管理が行われていますが、町内森林面積の半分近くを占める私有林においても、保全と適切な維持管理が求められます。

近年、リゾート開発の拡大による森林伐採が目立つようになり、豊かな自然環境の喪失（スプロール化の拡大）が懸念されています。

河川においては、親水機能や防災機能の向上に加え、生物多様性の発揮と、そこから生じる良好な景観形成が求められます。



尻別川と羊蹄山

### (2) 農林業

農林業は、環境保全や水源涵養、グリーンインフラなど多面的な機能を持つと共に、倶知安町の景観形成において、非常に大きな役割を果たしています。

本町では農業従事者の高齢化が進み、農家戸数が減少の一途を辿っていますが、耕作放棄地が生じないよう、様々な施策を講じて農地の集約化を進め、経営耕地面積を維持しています。



今後も農家戸数の減少が見込まれる中、引き続き農地の集約化に努めていくことになりますが、担い手の確保、経営改善の為に助成や指導、農地の基盤整備や農業施設の保全等も農業と耕地を維持していく上での課題となります。

そのほか、雄大な景観を撮影しようとする観光客が、農地へ足を踏み入れてしまうことも大きな課題になっておいます。そのような行為が畑や作物を傷めるだけでなく、病虫害の伝染を引き起こす恐れがあるといった啓発も、景観への理解を深める為に大切なことです。

森林を適正に利活用するためには、木材を生産する林業や、木材製品の消費者、その間をつなぐ加工・流通産業などの循環を図っていく仕組みが求められます。

この循環の仕組みを、本町だけでつくり上げることは困難ですが、今後ますます地域材への注目や活用が見込まれることから、これまで以上に、森林所有者、林業・林産業、建設業、商工業といった業種間連携が求められます。

なお、町内に利用期を迎えている森林が多くあることから、適切な間伐等の維持管理も一層求められます。

### (3) まちの基盤

「街なみ」（市街地景観）は、我々が日常もつとも目にする景観です。

リゾートエリア周辺において、森林伐採を伴う大規模な宿泊施設の開発計画が続いています。

新幹線開業や高規格道路開通による交流人口の増加と、それに伴う上下水道や道路・駐車場といった社会基盤への負荷増大により、インフラ施設や街区の再整備が求められることとなりますが、それら建築物における景観面への配慮が、これからの町の顔を象る、大きな課題となります。

市街地では宅地不足から空き地が減少し、今まで利用してきた堆雪スペースが使えなくなるなど、冬季の日常生活に影を落としています。

また、景観や安全に悪影響を与える老朽化空き家問題に対し、2014年（平成26年）に「倶知安町空家等対策の推進に関する条例」、2017年（平成29年）に「倶知安町空家等対策計画」を定めたほか、「しりべし空き家BANK」との連携による対策を講じており、今後も継続して取り組んでいく必要があります。



ニセコ HANAZONO リゾート

### (4) 暮らし・産業

良質な水や農産物等の地域資源を活かした商工業や、豊かな自然に根差した観光業は、倶知安の街なみや、日々のなりわいから生じる景観に大きく関与しています。

近年、サイクルツーリズムや自転車ロードレースの隆盛に伴い、草刈りなど沿道環境の整備や沿道景観の向上といった課題が浮き彫りになっています。

羊蹄山やニセコ連峰の登山、尻別川のラフティングといった、自然に触れるレジャーにおいては、利用者によるゴミの発生や自然環境の保全が常に課題となります。

駅前通りなど商業地域では、新幹線・高規格道路への期待による土地売買が活発化しており、更地が増えています。

その他市街地でも、アパートの新築増、空き家を用いたシェアハウスの増加が見られ、町の新たな発展と活性化に期待が高まる一方、これまでの街なみや暮らしの変化への不安、ひいては町の未来に対する漠然とした不安が広がっています。

流動人口を受け入れる新築アパートや町外・国外の土地所有者の増加により、町内会などのコミュニティ機能の希薄化が懸念されます。



冬の市街地

## (5) 人々の愛着・文化

地域の景観を理解する為には、目に映る風景を捉えるだけではなく、文化や歴史といった過去から続く地域の文脈や、そこに暮らす人々の価値観や情感を含め、読み解く必要があります。

リゾート・市街地開発や新幹線・高規格道路がもたらす、まちの急速な変化に際して、俱知安の気候・風土を礎に築かれた文化や街なみ、暮らしを見つめなおし、俱知安らしさを損なうことなく未来へ進んで行けるよう、“我々が大切にしていきたいもの”や“俱知安の潜在的な魅力”をしっかりと見定め、皆で共有していく必要があります。

俱知安町に関わる全ての人々が、この地に誇りと愛着を持ち続けるために、これからも変えることなく守るもの、今あるものを磨き上げて育むもの、変化を柔軟に受け入れ創るものをしっかりと見定め、景観づくりの方向性を明確にしたうえで、町民が主体となってまちづくりに取り組んでいくことが大切です。

そのために、俱知安の魅力を積極的に発信し、それに触れてもらう機会の創出や、教育の場を通じた次世代を担う人材育成が求められます。



八幡ビューポイントパーキングの草取

## 第3章

## 3章 景観まちづくりの基本理念・基本方針

第2章で整理した倶知安町の景観特性と課題等から、この第3章では倶知安町の景観まちづくりにおける基本理念と基本方針を定めます。

四季折々表情を変える自然のもと、農林業をはじめとした産業が発展した倶知安町で暮らす、営む人々の生き生きとした姿が、この町の「美しい景観」となります。私たちを毎日見守ってくれる心のよりどころ、豊かな自然を象徴する羊蹄山をいつまでも大切にし、今よりも暮らしに豊かさを感じながら、我々が互いに支え合い、この町の発展を未来へつないでいく為に、基本理念を示します。

また、基本理念を実現するための基本方針（取り組みの方向性）を、倶知安町の景観を形成する要素ごとに整理します。さらに、基本理念と基本方針の架け橋となる、一人一人が行動を起こす際の「行動指針」と、行動のための4つの姿勢を示します。

### 1. 基本理念と行動指針

#### （1）基本理念

##### 未来へつなぐ羊蹄の輝き

##### 基本理念から導くめざす姿

- ・互いに支え合い、今よりも豊かさを感じる暮らしと営み
- ・多様な恵みをもたらす豊かな風土の承継

※「羊蹄の輝き」…羊蹄山によって作られた倶知安の地形や自然環境の上で暮らす・営む人々が生き生きとしている姿。  
また、四季折々に豊かに表情を変える羊蹄山の姿。



#### （2）行動指針

##### 先人から受け継いだこの大地を大切にし、 愛着と誇りを育み、次の世代につなげる

##### 行動のための4つの姿勢

##### 普遍的 〜過去・現在・未来〜

私たちに恵みと厳しさを与える自然環境をよく理解し、「謙虚」な姿勢を持ちます。

##### 過去について

倶知安の風景と文化をつくりあげた先人の思いや取り組みに「敬意」の気持ちを持ちます。

##### 現在について

人と人とのつながりを大切にし、みんなで支え合う「厚情（思いやり）」の精神を持ちます。

##### 未来について

次世代の人たちがより良い暮らしや営みのために工夫して変化しようとする取り組みに「寛容」の心を持ちます。

## 2. 基本方針

### 1 豊かな緑と水をいかす

- ◆ 羊蹄山と二セコ連峰、緑豊かな森林や河川、多様な動植物の環境を守り、活かします。
- ◆ 羊蹄山や尻別川など、この町に関わる全ての人の「ふるさと」を象徴する風景を大切にします。



### 2 四季折々に表情を変え、営み豊かな農林業

- ◆ 私たちの営みと暮らしを支える農林業に関心を持ち、交流や連携を通じて農林業の魅力を知り、活かします。
- ◆ 私たちの「原風景」として記憶に残り、まちの自然と暮らしの豊かさを印象づける農林景観を大切にします。



### 3 住みよい生活環境と潤いのある都市づくり

- ◆ 身近に緑の潤いと街なみの清潔さを保ち、安全安心で住み心地の良い生活環境をつくります。
- ◆ 後志地域の中心として、魅力的な都市環境の形成に努めます。
- ◆ まちを印象付ける自然環境や農業風景を大切にしたい沿道からの眺望を大切にします。



### 4 産業や人の営みを感じる資産の魅力を高める

- ◆ 豊かな自然環境と開発のバランスを取りながら、エリアの価値を高める、持続可能なリゾートエリアの景観をつくります。
- ◆ 地域の暮らし・産業・歴史・文化を理解し、それらを表す資産を大切に、情報発信や体験により魅力を活かします。



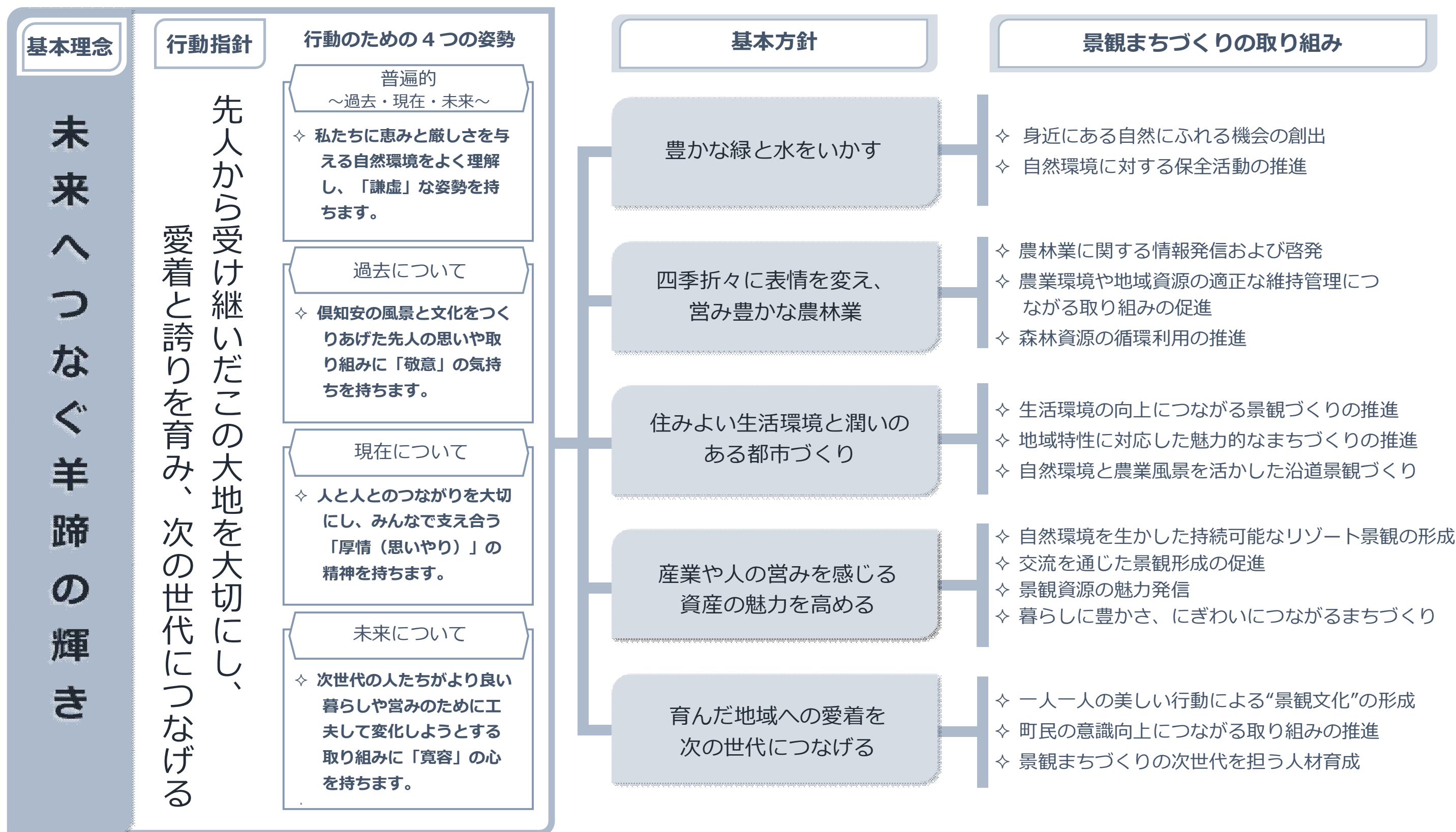
### 5 育んだ地域への愛着を次の世代につなげる

- ◆ 道ばたに落ちているごみを見つけたら拾うなど、私たち自身の日ごろの行動から、心に潤いのある美しい景観文化を育みます。

※景観文化：町民一人一人が、倶知安ならではのふるさとの風景を誇りに想う気持ちを持ち、その風景を守り・活かし・伝えるために行動していること。

- ◆ 倶知安の成り立ちや歴史、様々な環境を知ることにより「守る」大切さを学ぶ機会と、様々な人が様々な場面でこれらを「伝える」機会を創出し、地域への誇りを育みます。
- ◆ 景観資源に触れる体験を創出し、人と人とのつながりを通して今ある資源を「活かす」創造力を養い、この地域に愛着を育みます。





### 3. 景観まちづくりの効果

景観計画の基本理念達成に向けて、行動指針に基づき、基本方針を果たしていく事により、各景観要素の質、引いては倶知安町全体の景観が向上してゆきます。  
景観が向上することでまち全体の魅力と快適さも向上し、よりよい町づくりへのサイクルが生まれます。

景観が向上することで、  
各要素が保全、発展、継承され、  
より良いまちづくりの  
サイクルが生まれる

まちが常に目指す姿(理想・理念)

【基本理念】

未来へつなぐ羊蹄の輝き

【行動指針】

先人から受け継いだこの大地を大切にし、  
愛着と誇りを育み、次の世代につなげる。

景観計画の策定・推進

④ 普遍的なもの

【基本理念】【行動指針】

④ 必要に応じた見直し

【基本方針】

1. 豊かな緑と水をいかす
  2. 四季折々に表情を変え、営み豊かな農林業
  3. 住みよい生活環境と潤いのある都市づくり
  4. 産業や人の営みを感じる資産の魅力を高める
  5. 育んだ地域への愛着を次の世代につなげる
- ・地域別方針
  - ・分野別方針
  - ・行為の届出・景観形成基準
  - ・景観まちづくり活動の推進

関連計画

- ・シーニックバイウェイ北海道
- ・羊蹄山麓広域景観づくり指針
- ・第6次倶知安町総合計画
- ・都市計画マスタープラン
- ・緑の基本計画
- ・観光振興計画(観光地マスタープラン)
- ・倶知安町環境基本計画
- ・地球温暖化対策実行計画
- ・社会資本総合整備計画
- ・倶知安町子どもプラン
- ・倶知安町公共施設等総合管理計画
- ・倶知安町住生活基本計画 など

各要素に働きかける／要素間での連携

1  
自然・地形



2  
農林業



3  
まちの基盤



4  
暮らし・産業



5  
人々の愛着・文化



行政 町民 事業者

5つの要素が重なり合った景観／



まちの景観が向上

景観向上の効果

「より愛されるまち  
住み続けたいまち」へ

④ まち全体の魅力が向上

- ・自然環境と調和した秩序ある土地の使い方
- ・生活に潤いのある住みよい暮らし
- ・農林業・商工業の活性化
- ・観光・リゾート地としての魅力向上(ブランド化)

## 第 4 章

## 4章 地域ごとに見る倶知安町の景観

### 1. 地域（面）・軸（線）・視点場（点）・景観資源から見た景観要素

#### （1）地域(面)による景観要素

##### 1) 市街地

##### ①駅前周辺地域（駅前通り・メルヘン通り・道道58号倶知安ニセコ線周辺）

##### <景観要素>

- ・ JR 倶知安駅から駅前通りを見通すことができ、南東には羊蹄山を望むことが出来ます。
- ・ JR 倶知安駅のすぐ南東に、大正時代に建築された木骨石造倉庫「石蔵倉庫」があります。
- ・ 国道5号から駅前通りを見通すと、正面奥に JR 倶知安駅、旭ヶ丘そしてワイスホルンを望むことが出来ます。
- ・ 流雪溝投雪口を含む広い路側帯とデザイン舗装の歩道により、ゆとりを感じる駅前通りが形成されています。
- ・ 駅前通りは、間口の狭い建物が連なり、歩きながら様々な店舗や建物のしつらえを目にすることが出来ます。高さがある程度揃った低層の街なみが形成され、空を広く感じる通りになっています。
- ・ 駅前通りはデザインが統一された街灯や街路樹、花壇、ベンチ、のぼりにより、にぎわいやうるおいが演出されています。
- ・ 「倶知安町建築物等に関する指導要綱」による駐車場確保のため、歩道から外壁が後退している建物もあり、新しい建物と既存建物では建物の並びに凸凹があります。
- ・ 幹線から入った路地には、概ね2～3階建の店舗や住宅が混在しており、一部の建物は老朽化も見られます。
- ・ 道路に面した店舗やホテルの駐車場が、周囲の街なみと比べてやや寂しい印象を抱かせる場所もあります。
- ・ メルヘン通りは平板ブロックの歩道やデザイン照明等の街路整備に合わせ、電柱を民地側へ移設したことにより、すっきりとした落ち着いた感のある街路空間を形成しています。
- ・ 道道58号倶知安ニセコ線沿道は、東の国道5号から西3丁目南通まで住商混交のエリアですが、大規模店舗もなく、やや落ち着いた雰囲気です。街路樹や植樹樹はなく、寺院敷地の樹木を除き沿道の緑が乏しい印象です。



### ＜課題＞

- ・ 駅から羊蹄山への眺望や駅前通り、西3丁目通りの街なみは、将来の新幹線開業時に、国際リゾート地の玄関口としての印象に大きな影響を与えます。
- ・ 将来の新幹線開業を見据えた土地取引が進んでおり、それに伴う建物の更新も見込まれることから、街なみの変化が想定されます。
- ・ 空き地の増加やそれに伴う店先除雪の不足により回遊性が低下し、賑わいの維持が困難となる恐れがあります。
- ・ 街路樹の乏しい国道5号や道道58号倶知安ニセコ線では、沿道緑化の推進が求められます。

## ②その他市街地域

### ＜景観要素＞

- ・ 街路が格子状に形成され、幹線道路沿いには店舗・事務所などが多く、それ以外は戸建て住宅・2～3階建てのアパートなどによる住宅地が形成されています。
- ・ 近年宅地分譲したエリアでは、1区画あたり100坪程度のゆとりある敷地形成が図られています。
- ・ 町道大通沿いは公園など一部を除いて沿道の緑が乏しく、緑のネットワークの繋がりが薄い印象です。
- ・ 草木の手入れがされていない空地や空き家が一部有り、周辺に雑然とした印象を与えています。



### ＜課題＞

- ・ 近年、住宅需要の高まりから、空き地が減少し、一時的な堆雪スペースの確保が課題になっています。
- ・ アパートの増加などによる、町内会などのコミュニティ機能の希薄化が懸念されます。

## 2) リゾートエリア

### ①ニセコひらふ地域

### ＜景観要素＞

- ・ リゾートエリアのメイン軸「ひらふ坂」は歩道整備により街路樹や歩道照明と共に無電柱化されています。沿道には中高層のホテルが立地していますが、建築物の高さ制限により、視点場であるひらふ第一駐車場から羊蹄山への眺望を阻害するような状況にはありません。



- ・ リゾートエリアのもう一本の軸である道道343号蘭越ニセコ倶知安線もサンスポーツランドからサンモリッツ大橋方面へ向けて無電柱化されています。ひらふ坂近辺ではホテル、コンドミニウム、店舗等の中高層の施設が多く立地しています。サンモリッツ大橋に向かうにつれて建物の密度は低くなり、周辺の泉郷や羊蹄の里エリアでは落ち着いた傾斜屋根の住宅・別荘等が立地しています。
- ・ ローワービレッジでは、高密度の集合住宅型コンドミニウムが増加傾向にあります。外縁にあたる冷水川や大沢川の周辺には森林が多く残されており、良好な自然環境を形成しています。



#### <課題>

- ・ 道道343号蘭越ニセコ倶知安線等、沿道の土地利用が進んだ事に伴い、様々な屋外広告物が目立ちはじめています。
- ・ センタービレッジなどホテル・コンドミニアが集積しているエリアにおいては、道路に面した1階部分などに立ち寄りやすい店舗等が少なく、回遊性が乏しい空間になっています。
- ・ ローワービレッジでは、所狭しと密度の高い建物の建設が集中し、緑も喪失されるなど、落ち着いた滞在環境が失われつつあります。
- ・ リゾートエリアから近隣への開発のしみ出しと森林地域での大規模な宿泊施設の林立が懸念されます。

### ②花園ビレッジ周辺地域

#### <景観要素>

- ・ 平成初期に開設されたスキー場やゴルフ場に加えて近年は大型の宿泊施設やアクティビティ施設も建設されるなど、事業者により計画的に開発が進められる地区です。
- ・ 隣接するノースヒルズ地区は、森林の中に開発された分譲地です。建ぺい率が低く、敷地面積も1,000㎡以上確保されている為、敷地内の植栽にも配慮されたゆとりある街なみが感じられます。



#### <課題>

- ・ 豊かな森林が残るエリアであり、大規模なホテル等であっても、自然や景観の保全を考えた開発が求められます。

### ③ 樺山地域

#### <景観要素>

- ・ 広大な農地が広がっており、農地と森林越しに羊蹄山やニセコ山系の眺望が広がっています。
- ・ 道道 343 号蘭越ニセコ倶知安線沿いには飲食店や宿泊施設が立地し、床面積が大きな戸建て型 condominium 群なども立地しています。



#### <課題>

- ・ センタービレッジ方面から道路沿いに開発が広がる中、農地や森林の保全が課題となります。

### ④ 東岩尾別地域

#### <景観要素>

- ・ 市街地に近く住宅地として早くから拓けた地区で、森林と農地が主に広がっています。道道 343 号蘭越ニセコ倶知安線沿いは、戸建て住宅のほかにも事業所や倉庫も見られます。

### ⑤ 外縁地域（双子山地域、西岩尾別地域、旭花園地域、ワイススキー場地域外）

#### <景観要素>

- ・ 双子山周辺は農地や森林が多くを占め、農家や低層の別荘、住宅が森林の合間に点在しています。近年、新たに開発された分譲地や別荘も見られるようになってきました。
- ・ 道道 343 号蘭越ニセコ倶知安線沿いは森林に囲まれた区間が多く、広い眺望は望めませんが、ところどころから羊蹄山を見通すことができます。
- ・ 森の中を硫黄川などの尻別川支流が何本も流れ、豊かな自然環境に恵まれています。
- ・ 道道 58 号倶知安ニセコ線は工場や清掃センターなどが点在しますが、大半は森林に囲まれており、ところどころ羊蹄山を望むことができます。
- ・ 丘陵地に存在する町営花園牧場一帯は、道道からも緩くうねった牧草地が望めます。
- ・ 町道岩尾別南 3 線からは、農地越しに羊蹄山へ眺望が広がります。
- ・ 主に道路沿いの森林で、規模の大きなリゾート開発の動きが見られます。



#### <課題>

- ・ 森林地域での大規模なリゾート開発が進む傾向にあり、豊かな自然環境を基調とした景観形成が求められます。
- ・ スキー場の再運営が見込まれる旧国設ワイススキー場周辺や、国道 5 号からニセコひらふ地区へのゲートウェイとなる道道 631 号ニセコ高原比羅夫線の沿道地域は、森林の保全と両立したリゾート開発が求められます。

### 3) 郊外地域

#### ① 旭ヶ丘丘陵地域

##### <景観要素>

- ・ 広大な旭ヶ丘公園は、いたるところから羊蹄山を望むことができます。多目的広場やパークゴルフ場などの施設が整備され、町民の憩い・レクリレーションの場となっています。
- ・ 市街地から見てニセコ連峰の手前に広がる旭ヶ丘スキー場や周辺の丘陵は、四季と共に色彩を変え、季節の変わりを身近な所から伝えてくれます。
- ・ 旭ヶ丘の山頂からは市街地を見下ろす眺望があり、平坦な市街地の向こうに丘陵地帯や営農地域など、立体的な広がりを見えます。
- ・ 公園内の樹林地は良好な動植物の生息地となり、散策路も整備され、町民が身近な自然に触れられる空間になっています。
- ・ 道道 58 号倶知安ニセコ線沿いに高規格道路の（仮称）倶知安 IC が設けられる予定であるため、周辺の土地利用の動きが想定されます。



##### <課題>

- ・ 駅西側のくとさんパークは、新幹線駅開業にむけて駐車場等の交通施設が検討されており、公園機能の見直しが見込まれます。
- ・ 地域内の大部分は公園敷地ですが、民有地においては倶知安駅や（仮称）倶知安 IC に近いことから、土地利用の変化に伴う旭ヶ丘公園からの眺望への影響が考えられます。

#### ② 営農地域

##### <景観要素>

- ・ 東部及び南部の尻別川流域、西部の丘陵地、北東部の河岸段丘による台地に広大な農地が形成されています。
- ・ 北東部台地は、中景に森林帯、遠景に羊蹄山の眺望があり、農地と森林が織り成す景観が形成されています。
- ・ 自然と共生した美しい風景のあるまちづくり、地域の景観や生活環境の保全向上のため、5つの地域で「地域資源保全隊」を結成し、花壇づくりや道路の清掃活動、水路の保全、勉強会などの活動を展開しています。



##### <課題>

- ・ 道路から田畑の眺望が広がり、山なみまで見通せる場所が多く、電線や電柱が山なみの稜線に掛かっている箇所もあります。
- ・ 眺望が開けた場所では、老朽化した倉庫等が廃屋化した場合、遠くからでも眺望に影響を与える恐れがあります。
- ・ 美しい農業景観を道路から撮影する観光客の姿も見られますが、農地に足を踏み入れてえしまう等、農作物への被害が懸念されます。

### ③森林地域

#### <景観要素>

- ・ 北部と西部は国有林、羊蹄山は道有林が多くを占め、豊かな森林が遠景景観を形成しています。
- ・ 羊蹄山は支笏洞爺国立公園、ニセコ連峰はニセコ積丹小樽海岸国定公園に属し、自然環境が保全されています。麓の民有林も含め、山頂から裾野まで一体となった森林地域を構成しています。
- ・ 標高が高い箇所からは、手前に広がる森林を遠景に羊蹄山を望むことができます。
- ・ 農地と森林が混在している箇所もあり、森林と人の営みの身近さを実感出来ます。
- ・ 丘陵地の森林や河畔林は、町全体の景観においても背景として重要な役割を担っており、四季の変化も重要な景観要素となっています。
- ・ 国有林や道有林、町有林内での散策路（フットパス）が整備され、自然を身近に感じることが出来ます。



#### <課題>

- ・ 再生可能エネルギー施設等の立地や、大規模な森林伐採を伴う開発などがもたらす自然環境や景観の変化が懸念されます。

## 4) リゾート近隣地域

#### <景観要素>

- ・ リゾート地域に隣接する高砂・比羅夫や花園・峠下は、羊蹄山やニセコ連峰への優れた眺望や豊かな自然景観を有しています。
- ・ 畑作中心の農業ほか、国道5号沿道には工場や店舗が並び、町民の暮らしと生業を支えてきた地域です。
- ・ 将来、高砂・比羅夫には新幹線が、花園・峠下には高規格道路が開通し、景観や自然環境への変化が予想されます。
- ・ 高規格道路（仮称）倶知安 IC から倶知安駅への沿道利用が活性化され、景観の変化が想定されます。



#### <課題>

- ・ 大がかりな開発が進出してきた場合、大規模な伐採など森林環境の変化が想定されます。
- ・ 大規模な工場や宿泊施設、携帯電話基地局鉄塔が羊蹄山やニセコ連峰への眺望に与える影響が懸念されます。
- ・ 新幹線や高規格道路の高架など工作物が環境や景観に与える変化が想定されます。

## (2) 軸(線)による景観要素

### 1) 道路景観軸

#### ① 国道5号（北海道景観計画「景観重要道路」）

##### a. 市街地

###### <景観要素>

- ・ 市街地とリゾートエリア、周辺町村を結ぶ道路であり、大規模な商業施設が立地するなど、まちの骨格らしいにぎわいが見られます。
- ・ 商業施設は低層のものが多く、羊蹄山への眺望が確保されていますが、一部では店舗より高い広告物が目立ち、遠景の山なみに影響している箇所もあります。
- ・ 倶知安橋からは間近に尻別川とリバーパーク、遠くに羊蹄山やニセコ連峰を望むことができます。



##### b. 高砂・比羅夫

###### <景観要素>

- ・ 高砂・比羅夫周辺では、カーディーラーや農機関係の営業所、工場等が沿道に立地し、沿道にのぼりや看板が林立している印象です。
- ・ 道道631号ニセコ高原比羅夫線交差点からニセコ町界にかけては、大規模な工場もありますが、大部分は農地が展開されています。



###### <課題>

- ・ 倶知安橋～サンモリッツ大橋（国道5号～道道631号ニセコ高原比羅夫線）までの区間は、ニセコひらふ地区への主要アクセス道路となる為、リゾートエリアの玄関口としての景観形成が課題です。

##### c. 峠下

###### <景観要素>

- ・ 峠下方面は農地や事務所等が沿道に点在し、開放的な雰囲気となっています。

## ② 国道 276 号（北海道景観計画「景観重要道路」）

### a. 市街地

#### <景観要素>

- ・ 国道 5 号交差点から国道 393 号交差点にかけては古くから市街地が形成され、住商工が混在した低層の落ち着いた街なみが続きます。
- ・ 京極方面、小樽方面からの交通需要の高い道路であり、町内企業が共同で道路清掃ボランティアを行うなど、地域の地道な美化活動が行われています。



### b. 八幡・寒別

#### <景観要素>

- ・ 八幡ビューポイントパーキングから喜茂別町相川までの約 22km 区間がシーニックバイウェイ「秀逸な道」に指定されたことにより、観光資源にふさわしい魅力的な沿道景観を目指し、道路管理者による道路環境の改善や、シーニックバイウェイ活動団体による美化活動を重点的に展開していく予定です。
- ・ 羊蹄山を望む八幡ビューポイントパーキングでは、シーニックバイウェイ活動団体によるベンチの設置・草刈り等、おもてなしの空間づくりを展開しています。
- ・ 道路が東西に直進しており、沿道に平坦な田畑が続くことから、羊蹄山を常に南に望みながら、通行することが出来ます。



#### <課題>

- ・ 電線・電柱が山なみの稜線に掛かっている区間があり、特に「秀逸な道」区間における沿道景観の向上が求められます。

## ③ 国道 393 号（北海道景観計画「景観重要道路」）

### a. 出雲・瑞穂・琴平

#### <景観要素>

- ・ 丘陵地に豊かに広がる森林や農地があり、高低差やカーブが続く区間もあることから、変化のある景観を望むことが出来ます。
- ・ 尻別川支流であるポントサン川が地域の中央を流れており、河畔林や畑地、遠景の羊蹄山による階層的な景観が印象的です。



## b. 扶桑・大和

## ＜景観要素＞

- ・ 赤井川方面から樺立トンネルを抜け、峠を下るルート  
途上には、丘陵地の森林景観が広がっており、遠くに羊  
蹄山やニセコ連峰を望むことができます。



## ④ 道道 58 号 倶知安ニセコ線

## ＜景観要素＞

- ・ 国道 5 号から五色温泉へ抜ける道路で、高規格道路（仮称）倶知安 IC のアクセス道路となる予定です。
- ・ 国道 5 号～倶登山川間は市街地が形成されていますが、沿道の緑が乏しい印象です。
- ・ 倶登山川から町道花園リゾート線までの区間は主に森林に囲まれた峠道となっています。



## ＜課題＞

- ・ 花園ビレッジ地区へのアクセス性が高いことから、森林開発の広がりが想定されます。
- ・ 高規格道路（仮称）倶知安 IC の開通により倶知安駅まで交通量が増加し、沿道地域の商業利用が活性化されるなど、将来の景観の変化が想定されます。
- ・ （仮称）倶知安 IC 周辺には倶知安の玄関口として良好な景観が求められます。

## ⑤ 道道 271 号 倶知安停車場線（通称：駅前通り）

## ＜景観要素＞

- ・ 倶知安駅から国道 5 号まで、町のにぎわいの中心軸であり、都市計画マスタープランにおいて「回遊軸」と位置づけています。
- ・ 通りの両側に形成された昔からの商店街は、高さ 10m 程度の店舗が軒を連ねており、連続した街なみが伸びています。



## ＜課題＞

- ・ 空き店舗の増加やそれに伴う店先除雪の不足により回遊性が低下し、賑わいの維持が困難となる恐れがあります
- ・ 新幹線開業を見据えた街なみの変化が想定されるため、にぎわいを創出する魅力的な街なみ形成につながるルールが求められます。
- ・ 予定されている無電柱化に併せ、街路灯や街路樹など歩行空間のしつらえについて検討が求められます。

## ⑥ 道道 343 号 蘭越ニセコ倶知安線（北海道景観計画「景観重要道路」）

### <景観要素>

- ・ 市街地とニセコひらふ地区・ニセコ町方面を結ぶ重要道路で、ひらふ坂周辺はニセコひらふ地区の主要軸である為、特に冬季間にはぎわいを増します。
- ・ 市街地から道道 631 号ニセコ高原比羅夫線との三叉路までの区間は、農地や住宅地、樹林地などで構成されており、自然を感じられるルートになっています。
- ・ 上記の三叉路からサンスポーツランドくっちゃんまでの区間は、無電柱化と共に幅広いブロック調歩道が整備されるなど、リゾートエリアとして魅力ある道路景観が形成されています。
- ・ サンスポーツランドくっちゃんからニセコ町界までの区間（樺山地区）は、沿道に低層のコンドミニアムや飲食店などが点在し、農地もあるなど、ゆとりのある田園景観が形成されています。



### <課題>

- ・ 樺山や字岩尾別などニセコひらふ地区から離れた沿道において、リゾート開発等の動きが見られています。
- ・ 沿道の土地利用が進んだ事に伴い、屋外広告物が目立ちはじめています。

## ⑦ 道道 478 号 京極倶知安線

### <景観要素>

- ・ 羊蹄山の北麓を通るルートであり、羊蹄山の圧倒的存在感を間近に感じながら走行できます。
- ・ 沿道は広い農地が連続しているため、常に羊蹄山を望むことが出来ます。
- ・ 道路の北側は尻別川に向かって緩やかに田畑が広がり、遠くまで見通せる開放感のあるルートです。



## ⑧ 道道 631 号 ニセコ高原比羅夫線（北海道景観計画「景観重要道路」）

### a. 国道 5 号～サンモリッツ大橋間

### <景観要素>

- ・ 国道 5 号からリゾートエリアへ続くこの区間は、リゾートエリアの玄関口と言えます。
- ・ 森林を抜けると橋を間近に視界が開け、正面にニセコ連峰やスキー場のゲレンデまで見通す景観が印象的です。
- ・ 深く切り立った尻別川の河畔は豊かな森林が整い、現状景観を阻害するものは見られません。



## b. ひらふ坂

### <景観要素>

- ・ ニセコひらふ地区のにぎわいにおける中心軸であり、店舗・宿泊施設が立地しています。
- ・ 下り坂の正面に雄大な羊蹄山が望めます。
- ・ 無電柱化により、すっきりしたスカイラインを確保し、リゾートエリアらしい空間が形成されています。
- ・ ロードヒーティングや街路樹、歩道照明等により快適な歩行空間が確保されています。



## ⑨ 町道西3丁目北・南通

### <景観要素>

- ・ 駅東側に面する南北の町道であり、将来の新幹線駅へのアクセス道路としての役割が見込まれています。

### <課題>

- ・ 駅から市街に降り立った際、最初に眼前に広がる道路であり、道路に面する街なみが倶知安町への印象に大きく影響を与えます。



## ⑩ 町道北3条西通（通称：メルヘン通り）

### <景観要素>

- ・ 平板ブロック歩道やデザイン照明等の街路整備と共に電柱を民地側へ移設したことにより、すっきりとした街路空間を形成しています。



## ⑪ 町道岩尾別南3線及び町道花園リゾート線

### <景観要素>

- ・ 花園ビレッジ地区へのアクセスルートとなる町道です。
- ・ 花園リゾート線は中央分離帯を設けた広幅員の道路であり、無電柱化もされていることから、開放感のある空間となっています。
- ・ 岩尾別南3線は丘陵上に農地が広がり、遠く羊蹄山を望むことができます。



### <課題>

- ・ 花園ビレッジ周辺は森林に囲まれています。アクセス性の良さから、近年 condominium 等の開発の動きがみられ、今後の沿道景観の変化が想定されます。

## ⑫ 町道比羅夫樺山線

## ＜景観要素＞

- ・ 国道5号と樺山地区を結ぶルートです。比羅夫側では両脇を農地、道路の前面と背面に羊蹄山とニセコ連峰を望む、良好な道路景観となっています。
- ・ 比羅夫橋では、尻別川を間近に望むことができます。
- ・ 比羅夫橋～西小学校樺山分校間の一部は森に囲まれたリゾート地が展開しています。



## ⑬ 町道羊蹄登山線

## ＜景観要素＞

- ・ 国道5号から羊蹄山登山口・半月湖に向かう直線道路で、夏は登山やキャンプ、秋は紅葉を楽しむ人々が利用します。
- ・ 左右が畑地や森林、真正面に羊蹄山を望む景観を形成しています。



## ⑭ 町道西6号富士見線

## ＜景観要素＞

- ・ 国道393号から道道478号京極倶知安線へのアクセスルートとなる町道です。
- ・ 道路の両サイドが農地であるため、羊蹄山、ニセコ連峰を眺望できます。



## ⑮ 町道西3号扶桑八幡線及び町道西3号八幡線

## ＜景観要素＞

- ・ 国道393号と国道276号、道道478号京極倶知安線を結ぶ町道です。農業地域の中、羊蹄山やニセコ連峰などを望む農業景観が形成されています。
- ・ 緩やかに弧を描いて尻別川を渡る羊蹄大橋があります。



## ⑯ 尻別川リバーパークサイクリングロード

## ＜景観要素＞

- ・ 尻別川の高水敷（字寒別～倶知安橋間）に整備された、緑豊かなサイクリングロードです。



## ⑰ 旭ヶ丘公園散策路

## ＜景観要素＞

- ・ 旭ヶ丘保健保安林の豊かな自然の中を散策できる遊歩道です。
- ・ 散策路から旭ヶ丘公園の山頂やキャンプ場にアクセスでき、市街地や羊蹄山を望むことができます。
- ・ 春にはエゾヤマザクラやカタクリ等の花を観賞することができます。



## ⑱ ひらふ散策路

## ＜景観要素＞

- ・ ひらふ地区からヒルトンニセコビレッジを、春滝コースと弘法コース 2 つのコースでつなぐ散策ルートです。
- ・ 登山感覚を味わいながら、季節毎の草花や樹木の移り変わり、羊蹄山への眺望を楽しむことができます。



## ⑲ 鏡沼散策路

## ＜景観要素＞

- ・ HANAZONO ゴルフコースから鏡沼を通り、道道 58 号倶知安ニセコ線へつなぐ散策ルートです。ジャコ川の清流の心地よさを感じながら、季節毎の草花や樹木を楽しむことができます。
- ・ 鏡沼には周囲の景色が鏡のように映り込みます。



## ⑳ 半月湖散策路

## ＜景観要素＞

- ・ 半月湖の外周を散策できるルートです。
- ・ 季節毎の草木や野鳥、リスなどの動植物の姿を見かけることもあります。樹齢 300 年を超えるミズナラの巨木を見ることが出来ます。



## ㉑ 羊蹄山倶知安ひらふコース

## ＜景観要素＞

- ・ 半月湖に隣接する倶知安ひらふコース登山口から羊蹄山山頂へ向かう登山ルートです。
- ・ 初めは比較的緩やかな傾斜の林間コースで、4 合目付近からは倶知安市街を見下ろすことができます。火口を一周すると周辺町村の市街地や周囲に広がる山々など、眼下に広がる雄大な景色を望むことができます。



## 2) 水辺景観軸（尻別川・倶登山川・ポイントサン川）

### ＜景観要素＞

- ・ 尻別川・倶登山川・ポイントサン川などの水辺では、河畔林や田畑などの豊かな緑と共に、うるおいある景観が形成されています。
- ・ 釣りやラフティング、カヌーなどのアクティビティの場としても親しまれており、河畔林を左右に川のうねりや奥ゆきを感じることが出来、水上から街なみや山なみを望む連続的な眺めがあります。
- ・ 尻別川リバーパークでは花壇やベンチなどの憩いの場として、また、サイクリングロードやパークゴルフ場、テニスコートなどのレクリエーション機能を備えた公園であり、間近に水辺の広がり、遠景に羊蹄山やニセコ連峰を望む景観があります。
- ・ 富士見橋、倶知安橋、羊蹄大橋、サンモリッツ大橋などの橋梁から、尻別川の水辺、遠方の山なみなどが広く望めます。



### ＜課題＞

- ・ 尻別川河川敷からの水面を望む親水空間の確保においては、防災上の安全性との両立が不可欠です。
- ・ 倶登山川は今後の新幹線駅開業に伴い、駅西側の緑地としての機能が注目されます。

## 3) 事業中の公共交通路

### ① 新幹線

#### ＜景観要素＞

- ・ 新函館北斗から倶知安町を通り札幌までつながる北海道新幹線は、2012年（平成24年）に工事実施計画が認可され、2030年度（令和12年度）完成を目指し、トンネル工事等が進められています。
- ・ 町域内はトンネル区間が多くを占めますが、駅の南北、高砂～高見区間は地上区間となり、町道西3条南通～町道西10号琴平線付近の市街地を高架が縦断します。

### ② 高規格道路

#### ＜景観要素＞

- ・ 倶知安～余市間（39.1km）の高規格道路（倶知安余市道路）は、倶知安～共和間（11.5km）で2016年度（平成28年度）に事業化し、整備が進められています。
- ・ 共和町から峠下、花園を高規格道路が通過し、旭の道道58号倶知安ニセコ線との交点に（仮称）倶知安ICの建設が予定されています。（仮称）倶知安ICから倶知安駅へのアクセスルートとして、道道58号倶知安ニセコ線及び町道西3丁目南通の交通量増加が想定されます。

### (3) 視点場(点)による景観要素

#### 1) 山なみや街なみ景観への視点場

##### ① ひらふ第一駐車場

###### <対象>

- ・ 羊蹄山、ニセコひらふ地区の街なみ

###### <景観要素>

- ・ ひらふ第一駐車場からは羊蹄山とニセコひらふ地区を一望することができます。
- ・ 周辺の中高層ホテル等は、国立公園特別地域及び景観地区による建築物の高さ制限を設けているため、駐車場から羊蹄山の稜線を著しく阻害するような状況にはありません。

###### <課題>

- ・ 今後ひらふ第一駐車場は、広場の整備や交通拠点としての機能強化や、新たな機能導入などにより、シンボルとなる空間へ再整備が計画されています。



##### ② 旭ヶ丘公園

###### <対象>

- ・ 羊蹄山、市街地の街なみ

###### <景観要素>

- ・ 広大な面積の旭ヶ丘公園は、いたるところから遠景に羊蹄山を望むことができます。
- ・ 旭ヶ丘公園の頂上付近からは市街地を見下ろす眺望があり、公園の緑越しに市街地や丘陵地帯、営農地域などの立体的な広がりを眺めます。また、羊蹄山から市街地へ変化する町の特徴的な地形が見られます。



##### ③ 倶知安橋（レルヒ記念公園、国道5号）

###### <対象>

- ・ 羊蹄山、ニセコ連峰、尻別川

###### <景観要素>

- ・ 倶知安橋からは尻別川とその河畔林の緑を手前に、羊蹄山とニセコ連峰を一度に望むことができます。



##### ④ 富士見橋（尻別川リバーパーク、町道西6号富士見線）

###### <対象>

- ・ 羊蹄山、ニセコ連峰、尻別川

###### <景観要素>

- ・ 富士見橋の周囲には農地が広がり高い建物等が無いいため、尻別川とその河畔林の緑を手前に、羊蹄山とニセコ連峰を一度に望むことができます。



## ⑤ 小川原脩記念美術館

### <対象>

- ・ 羊蹄山

### <景観要素>

- ・ シーニックバイウェイのビューポイントとなっています。
- ・ 周囲の自然の風景に溶け込む落ち着いたきのある建築物で、美術館の奥に羊蹄山を望むことができます。また、室内にも、広い窓から羊蹄山を見ながら休憩ができるロビーが設置されています。
- ・ 周囲には森林地域でもなじみのある様々な樹種が植えられています。



## ⑥ 尻別川リバーパーク駐車場

### <対象>

- ・ 羊蹄山、ニセコ連峰

### <景観要素>

- ・ 富士見橋の北西、リバーパークの一角である駐車場で、羊蹄山やニセコ連峰を望むことができます。
- ・ 東屋や花壇もあり、シーニックバイウェイのビューポイントパーキングにも指定されています。



## ⑦ 八幡ビューポイントパーキング（国道 276 号）

### <対象>

- ・ 羊蹄山

### <景観要素>

- ・ シーニックバイウェイ「秀逸な道」区間のビューポイントです。
- ・ 電柱・電線が羊蹄山への眺望の妨げになっていましたが、老朽化による更新移設（2017年（平成 29 年））に伴いパーキング反対側に移設され、羊蹄山を一望できるスポットとなっています。



## ⑧ 大和駐車場（国道 393 号）

### <対象>

- ・ 羊蹄山、ニセコ連峰

### <景観要素>

- ・ 俱知安町字大和にあるパーキングエリアです。
- ・ 駐車場からは羊蹄山とニセコ連峰を一度に望むことができます。秋には紅葉が美しく映えます。



## ⑨ サンモリッツ大橋

### <対象>

- ・ 羊蹄山、ニセコ連峰、ニセコひらふ地区の街なみ、尻別川

### <景観要素>

- ・ 国道5号とニセコひらふ地区を繋ぐサンモリッツ大橋からは、羊蹄山とニセコ連峰、ニセコひらふ地区の街なみを望むことができます。



## ⑩ 役場庁舎

### <対象>

- ・ 羊蹄山、ニセコ連峰

### <景観要素>

- ・ 新庁舎3階には展望デッキが設置されており、約10mの高さから羊蹄山とニセコ連峰を望むことができます。



## ⑪ 新幹線倶知安駅 都市施設

### <対象>

- ・ 羊蹄山

### <景観要素>

- ・ 新幹線倶知安駅東側に併設予定の都市施設屋上を展望スペースとする計画があり、将来、南東方向に羊蹄山を望む視点場となる予定です。

### <課題>

- ・ 将来の新幹線開業を見据えた駅周辺の土地取引が進み、沿道建物の更新も見込まれるため、当施設から羊蹄山への眺望確保が求められます。

## (4) 景観資源

これら景観資源は、倶知安町の自然景観や街なみにおいて大きな役割を担っていることから、景観まちづくりにおいて、特に大切にしなければならない私たちの財産です。

5章に示す景観形成基準においても、これら景観資源に対し、眺望確保等の配慮が求められています。

|                                                                                                      |                                                                                                              |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>① 羊蹄山</p>        | <p>② ニセコ連峰</p>             |
| <p>③ 尻別川</p>       | <p>④ 倶知登山川</p>            |
| <p>⑤ ポンクトサン川</p>  | <p>⑥ 旭ヶ丘公園（スキー場・丘陵）</p>  |
| <p>⑦ 半月湖</p>      | <p>⑧ 鏡沼</p>              |

## (5) 眺望道路

これらの道路は、多くの人が倶知安の素晴らしい景観を眺める、大事な道路です。

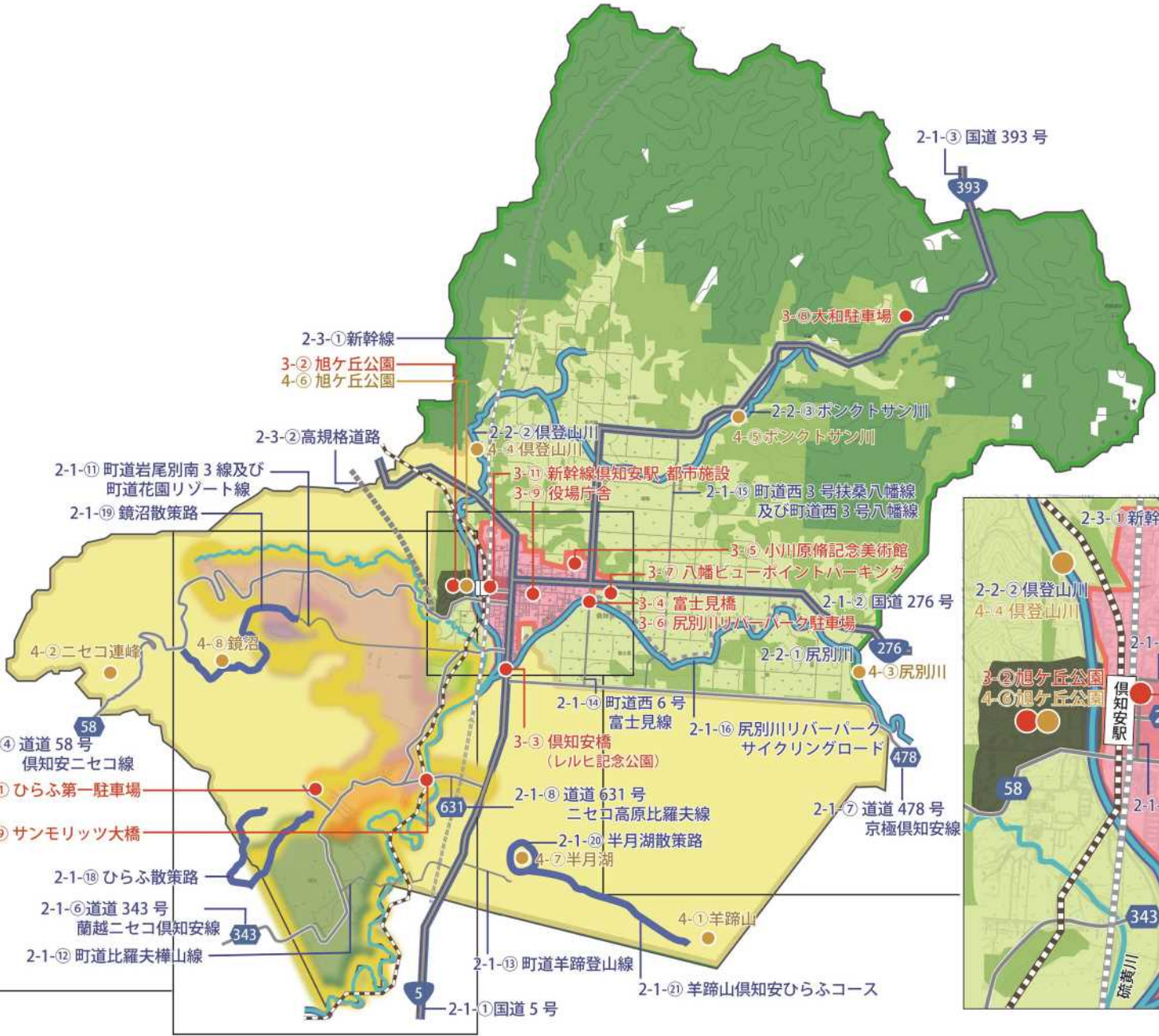
5 章に示す景観形成基準においても、視点場同様これら道路からの景色は、特に配慮が求められます。

### ■眺望道路一覧

|      |                    |
|------|--------------------|
| 国道   | 国道5号               |
|      | 国道276号             |
|      | 国道393号             |
| 道道   | 道道58号 倶知安ニセコ線      |
|      | 道道271号 倶知安停車場線     |
|      | 道道343号 蘭越ニセコ倶知安線   |
|      | 道道478号 京極倶知安線      |
|      | 道道631号 ニセコ高原比羅夫線   |
| 町道   | 町道 西3丁目北・西3丁目南通    |
|      | 町道 北3条西通           |
|      | 町道 岩尾別南3線・花園リゾート線  |
|      | 町道 比羅夫樺山線          |
|      | 町道 羊蹄登山線           |
|      | 町道 西6号富士見線         |
|      | 町道 西3号扶桑八幡線・西3号八幡線 |
| 遊歩道等 | 尻別川リバーサイドサイクリングロード |
|      | 旭ヶ丘公園散策路           |
|      | ひらふ散策路             |
|      | 鏡沼散策路              |
|      | 半月湖散策路             |
|      | 羊蹄山倶知安ひらふコース       |

地域（面）・軸（線）・視点場（点）から見た景観要素位置図

景観地区拡大図



市街地拡大図



凡例

(1) 地域（面）

- |                  |               |
|------------------|---------------|
| 1) 市街地           | 3) 郊外地域       |
| 1-1-① 駅前周辺地域     | 1-3-① 旭ヶ丘丘陵地域 |
| 1-1-② その他市街地域    | 1-3-② 宮農地域    |
| 2) リゾートエリア       | 1-3-③ 森林地域    |
| 1-2-① ニセコひらふ地域   | (宮農地域かつ森林地域)  |
| 1-2-② 花園ビレッジ周辺地域 | 4) リゾート近隣地域   |
| 1-2-③ 樺山地域       |               |
| 1-2-④ 東岩尾別地域     |               |
| 1-2-⑤ 外縁地域       |               |

町域

JR

(2) 軸（線）

1) 道路景観軸

- 2-1-① 国道 5 号
- 2-1-② 国道 276 号
- 2-1-③ 国道 393 号
- 2-1-④ 道道 58 号 倶知安ニセコ線
- 2-1-⑤ 道道 271 号 倶知安停車場線
- 2-1-⑥ 道道 343 号 蘭越ニセコ倶知安線
- 2-1-⑦ 道道 478 号 京極倶知安線
- 2-1-⑧ 道道 631 号 ニセコ高原比羅夫線
- 2-1-⑨ 町道西 3 丁目北・南通
- 2-1-⑩ 町道北 3 条西通
- 2-1-⑪ 町道岩尾別南 3 線及び町道花園リゾート線

- 2-1-⑫ 町道比羅夫樺山線
- 2-1-⑬ 町道羊蹄登山線
- 2-1-⑭ 町道西 6 号 富士見線
- 2-1-⑮ 町道西 3 号 扶桑八幡線及び町道西 3 号 八幡線
- 2-1-⑯ 尻別川リバーパークサイクリングロード
- 2-1-⑰ 旭ヶ丘公園散策路
- 2-1-⑱ ひらふ散策路
- 2-1-⑲ 鏡沼散策路
- 2-1-⑳ 半月湖散策路
- 2-1-㉑ 羊蹄山 倶知安ひらふコース

2) 水辺景観軸

- 2-2-① 尻別川
- 2-2-② 倶登山川
- 2-2-③ ポンクトサン川

3) 事業中の公共交通路

- 2-3-① 新幹線
- 2-3-② 高規格道路

(3) 視点場（点）

- 山並みやまち並み景観への視点場
- 3-① ひらふ第一駐車場
- 3-② 旭ヶ丘公園
- 3-③ 倶知安橋（レルヒ記念公園）
- 3-④ 富士見橋
- 3-⑤ 小川原脩記念美術館
- 3-⑥ 尻別川リバーパーク駐車場
- 3-⑦ 八幡ビューポイントパーキング
- 3-⑧ 大和駐車場
- 3-⑨ サンモリッツ大橋
- 3-⑩ 役場庁舎
- 3-⑪ 新幹線 倶知安駅 都市施設

(4) 景観資源

- 景観資源
- 4-① 羊蹄山
- 4-② ニセコ連峰
- 4-③ 尻別川
- 4-④ 倶登山川
- 4-⑤ ポンクトサン川
- 4-⑥ 旭ヶ丘公園
- 4-⑦ 半月湖
- 4-⑧ 鏡沼

## 2. 地域（面）で見る景観づくりの基本方針

ここまで整理した景観要素や課題を踏まえ、大きく以下の5地域に分けて、景観づくりの基本方針を整理します。

### （1）駅前周辺地域

- ・ 駅施設や駅前広場周辺は、羊蹄山への眺望と緑の演出によるおもてなしの雰囲気を出し、駅利用者の動線を考慮した空間づくりを進めます。また、駅前通りへ来訪客を導く空間づくりを進めます。
- ・ 通りごとの個性を創出し、歩行者が回遊出来るメリハリのある街区をつくりまします。



### （2）市街地域

- ・ 住環境が形成されている地区は、家の前の緑化や清掃など町民の手でつくり出す良好な景観づくりを通して、まちへの愛情を育みます。
- ・ 市街地の緑の拠点となる公園や、街路樹などまちなかにある緑のネットワークを生かし、うるおいのある景観づくりを進めます。
- ・ 低層の街なみが形成する広い空や国道からの羊蹄山やニセコ連峰への眺望を大切にします。



### （3）リゾート近隣地域

- ・ 羊蹄山とニセコ連峰への眺望、森林景観を大切にします。
- ・ まちの暮らしを支える施設や店舗を大切にしながら、自然景観との共生・調和を考えた景観づくりを図ります。
- ・ 新幹線や高規格道路の巨大な工作物が環境や景観に与える影響について考え、より影響が少ない対応策を検討します。



### （4）リゾート景観地域

- ・ 雄大な自然景観や農業景観と、高質なリゾート地としての街なみが調和した景観形成を進めるため、拠点型・低層型・維持型・保全型の4つの考え方でメリハリのある環境保全や土地利用を進めます。



## (5) 郊外地域

### 1) 旭ヶ丘丘陵地区

- ・ 旭ヶ丘丘陵地区は、旭ヶ丘公園から望む街なみと山なみの景色を大切にし、自然が身近にある倶知安町の豊かな暮らしにつながる景観づくりを進めます。

### 2) 宮農地区

- ・ 四季折々に変化する美しい農業景観を大切にします。
- ・ 沿道からの広大な眺望に影響する電線や電柱の配置について配慮します。



### 3) 森林地区

- ・ 宮農地区やリゾート地域などの背景となる豊かな森林の保全や調和ある活用を進めます。



### 3. 軸別の景観形成の方針

#### (1) 道路景観軸

- ・ 国道や道道、交通量の多い町道は町内の拠点や景観資源を繋ぐ街なみの軸であると同時に視点場でもあり、広域観光のルートでもあるため、沿道からの自然や農業、街なみの風景を大切に、魅力ある景観形成を進めます。
- ・ 土地利用の変化が想定されるリゾートエリア近隣の国道5号沿道は、より身近に見える羊蹄山などの自然と調和した沿道景観が求められます。
- ・ 地上機器や道路附属施設は、景観を阻害しないような配置や修景、景観色を使用する等、周囲との調和を図ります。
- ・ 主要道路の無電柱化について、計画的に推進していきます。
- ・ 街路樹や植樹等、沿道緑化を推進します。



#### (2) 河川景観軸

- ・ 尻別川やその支流は町民の暮らしを支え、観光資源としても重要な役割を持っていることから、河畔林や護岸、堤防等、治水面との整合を図りつつ、豊かな自然環境と暮らしや観光が調和した、魅力ある水辺の景観形成を進めます。
- ・ 富士見橋や倶知安橋などの橋梁から眺める水辺景観を保全するため、照明柱など橋梁の附属物等は、設置位置や形態意匠、色彩に配慮し、周辺の自然景観と調和するよう努めます。
- ・ 生物の良好な生息空間を形成する水辺の樹木は、治水上必要な伐採等の管理を維持しつつ、可能な限り人の手を加えないよう配慮し、保全します。
- ・ 特に、アクティビティや散策などに利用され親しまれている尻別川リバーパークは、水と緑が調和した憩いの空間を維持していきます。



#### (3) 事業中の公共交通路

- ・ 現在事業中の北海道新幹線および高規格道路は、倶知安町の街なみを縦断する長大な工作物となるため、今後、周辺景観や自然資源への眺望に大きく影響することが予想されるため、高架等の工作物による圧迫感の軽減や市街からの眺望確保について、施設管理者や事業者等との協議を進めます。
- ・ 森林を通過する区間においては、自然景観の連続性の阻害や、自然環境の分断による動植物への影響を抑えるよう、施設管理者や事業者等との協議を進めます。

## 4. 分野別の景観形成の方針

### (1) 電線・電柱・鉄塔（基地局等）

電気・通信は私たちの生活に必要な不可欠なツールであり、そのために必要な設備は重要なインフラとなるため、設置の必要性和景観への配慮の調整が求められます。

#### 1) 携帯電話基地局

##### ① 現状

- ・ 町内には高さ 14.8m～54mまで、約 60 基設置されています。
- ・ 郊外では沿道や丘の上に、市街地では道路からやや離れた住宅地の中や建物の屋上などに設置している物も見られます。
- ・ 近年、高速・大容量通信を可能とする「次世代通信規格（5G）」の普及に伴い、1 基あたりの高さを抑えつつ（15m程度）も設置基数が増加傾向にあります。
- ・ 新たな通信会社の参入により、新規の基地局の設置のさらなる増加が見込まれます。



##### ② 基本方針

街なみや山なみ景観への影響を抑えるよう、視点場や眺望道路からの配置や高さ、色彩などに配慮し、基地局が乱立しないよう各社共用化に努めます。

#### 2) 電柱（配電線）・電話柱（電信線）

##### ① 現状

- ・ 配電線・電信線（以下、「電線等」）が共架されず、道路の両サイドに電柱・電話柱が設置されている区間があります。
- ・ 眺望道路において、景観資源を望む方向に電柱・電線が設置されている区間があります。
- ・ 過去に電柱・電線の更新に合わせて電線管理者と協議し、羊蹄山への眺望に影響しない位置に移設した事例があります。（国道 276 号八幡ビューポイントパーキング）
- ・ 国道 5 号やリゾートエリアの道道・町道において無電柱化が行われています。
- ・ 景観地区内における近年の開発行為では、無電柱化されているところがほとんどです。
- ・ 通常、国道・道道・町道の無電柱化には、電線共同溝方式が採用され、整備費が高額となること、関係者による負担方法の調整などにより、完成までに長期間を要します。
- ・ 緊急輸送道路等、防災上重要な道路区間は、道路法第 37 条により、道路管理者が道路占用の禁止又は制限する区域を指定しています。



## ② 基本方針

防災上の重要度が高く、交通量の多い主要幹線について、国道・道道管理者との連携のもと、状況に応じた低コスト手法（浅層化、小型ボックス等）の活用も含め無電柱化の計画的な推進を図ります。

美しい風景を望める視点場や道路における電柱類や地上機器類は、背景となる風景と馴染む景観色やすっきりとした鋼ポール柱を使うなど周囲の景観に調和した色彩に配慮します。また、景観資源への眺望を妨げないよう、電線等の共架や移設などの効率かつ効果的な手法を検討・活用します。

リゾートエリアでは、特に良好な景観形成が求められることから、開発行為に際し無電柱化を義務付けます。

## 3) 送電塔（送電線）

### ① 現状

- ・ 峠下から岩尾別、岩尾別からニセコひらふ方面と市街地へ、市街地から豊岡方面に送電線網が形成されています。
- ・ 送電鉄塔の高さは概ね 30m 台から 50m 台です。
- ・ 一部景観軸となる道路沿いに設置されています。道路を横断し、羊蹄山への眺望に大きく被っている場所もあります。



### ② 基本方針

新設時又は移設時等において、周辺景観や沿道からの圧迫感などに配慮した配置や規模となるように、特に良好な景観が求められる景観地区においては、景観資源への眺望や自然景観に影響を与えない配置や色彩、状況に応じて地中化を図るなど、電線事業者との協議を図ります。

## 4) 変電所

### ① 現状

- ・ 町内に変電所は 2 カ所（南 4 条西 3 丁目、字山田）あり、市街地の変電所は住宅地にあります。
- ・ 施設の周辺は、フェンスや防音壁に囲われています。

### ② 基本方針

新設時又は移設時において、周辺の状況に応じて、沿道や家屋からの離れの確保や植樹による緩衝帯の設置、フェンスや防音壁を設置する際はその色彩やデザインの配慮により、周辺景観の保全に努めます。



## (2) 再生可能エネルギー施設

国における「2050 年カーボンニュートラル社会の実現」に向け、太陽光発電施設や風力発電施設等の再生可能エネルギー施設の立地が全国的に促進され、農地や森林地域への立地等に係る規制緩和が想定されます。

そのため当町においては、特に自然環境に由来する産業（農林業・観光業）と暮らしの観点から、面的な広がりや高さの生じる太陽光発電施設と風力発電施設について、景観との調和が求められています。

### 1) 太陽光発電施設

#### ① 現状

- ・ ソーラーシステムを設置している住宅もありますが、増えている様子は見られません。
- ・ メガソーラーなど、売電を目的とする事業用施設（全量売電型太陽光発電施設）は町内にありません。
- ・ 倶知安町地域再生可能エネルギー導入ビジョン（2018 年（平成 30 年）3 月）では、日射量不足及び積雪寒冷等により、大規模施設の普及を見込んでいません。（今後技術革新等により、この評価が変わる可能性があります。）

#### ② 参考

- ・ 家庭用ソーラーは平均 3～5kw、面積 20～30 m<sup>2</sup>程度です。
- ・ 50kw 以上の場合、電力会社と高圧連系契約を要し、高圧受電設備等の設置が必要です。
- ・ メガソーラーは 1,000kw 以上であることを指しますが、1,000kw で 2ha 程度の面積が必要ともいわれています。

#### ③ 基本方針

良好な自然環境を形成するエリア、産業（農林業・観光業）や住環境に影響するエリア以外への立地を誘導するとともに、人目に付きやすいところに立地する場合は、敷地境界に緑化など目隠しとなる修景を施すなど、隣接地への影響を抑え、沿道景観や眺望景観に配慮します。また、大規模な樹木の伐採や土砂流出に対する懸念から、山の中腹や傾斜地を避けるなど、災害リスクの回避に配慮します。

### 2) 風力発電施設

#### ① 現状

- ・ 現在、当町には風力発電施設はありません。
- ・ 倶知安町地域再生可能エネルギー導入ビジョン（2018 年（平成 30 年）3 月）では、近傍の送電線空き容量に余力が無いこと等から、町内での風力発電の利用可能量はゼロと評価しています。（今後技術革新等により、この評価が変わる可能性があります。）

#### ② 参考

- ・ 風況に関しては、「環境省風況マップ」において、ニセコ連峰、羊蹄山、赤井川境界・本倶登山エリアの 3 地域が風速の高い結果が得られています。
- ・ 低周波などによる、健康面や農林業、自然環境への影響などが懸念されています。

### ③ 基本方針

良好な自然環境を形成するエリア、産業（農林業・観光業）や住環境に影響するエリア以外への立地を誘導するとともに、周囲の景観と調和する色彩や素材に配慮を求めます。

高さのある施設においては、視点場や景観軸となる道路から景観資源への眺望方向、景観軸となる道路の視線範囲以外への立地を誘導します。

また、大規模な樹木の伐採や土砂流出に対する懸念から、山の中腹や傾斜地を避けるなど、災害リスクへの回避に配慮します。

## （３）道路附属施設

### ① 現状

- ・ 地上から立ち上がっている主な道路附属施設は、標識（交通標識、案内標識）、道路照明、固定式視線誘導柱（矢羽根）、防護柵、防雪柵などから成っています。
- ・ 設置者や設置時期の違いにより、交差点周辺などに色彩の違う道路附属施設が混在している箇所が見られます。



### ② 基本方針

道路附属施設の新設や更新にあたっては、道路管理者等との協議を行いながら、視認性確保を前提に、景観色の使用や配置の工夫、共架等により、周辺景観への調和や景観資源への眺望確保に努めます。

特に案内標識の色彩や配置、構造などについては、羊蹄山麓景観広告ガイドラインを参考に検討します。

主要道路においては、無電柱化の計画的な推進を図っていきます。

## (4) 屋外広告物

### ① 現状

- ・ 国道5号沿道やリゾートエリアでは、高さや表示面積の大きな広告物が目立つ状況です。
- ・ 駅前通りでは広告物の統一感に乏しい印象があります。地上広告や屋上広告はあまり目立たず、低層の壁面に設置されている程度です。
- ・ 突き出し看板は小型のものが大半で、中には意匠性の高い看板もあります。
- ・ 飲食店街では、多彩でにぎやかな広告物が目を引きまします。
- ・ リゾートエリアでは、派手な外観や大音量を伴うキッチンカーを見ることがあります。
- ・ 町全体として、屋上に設置している広告物や大型の突き出し看板は少ない印象です。

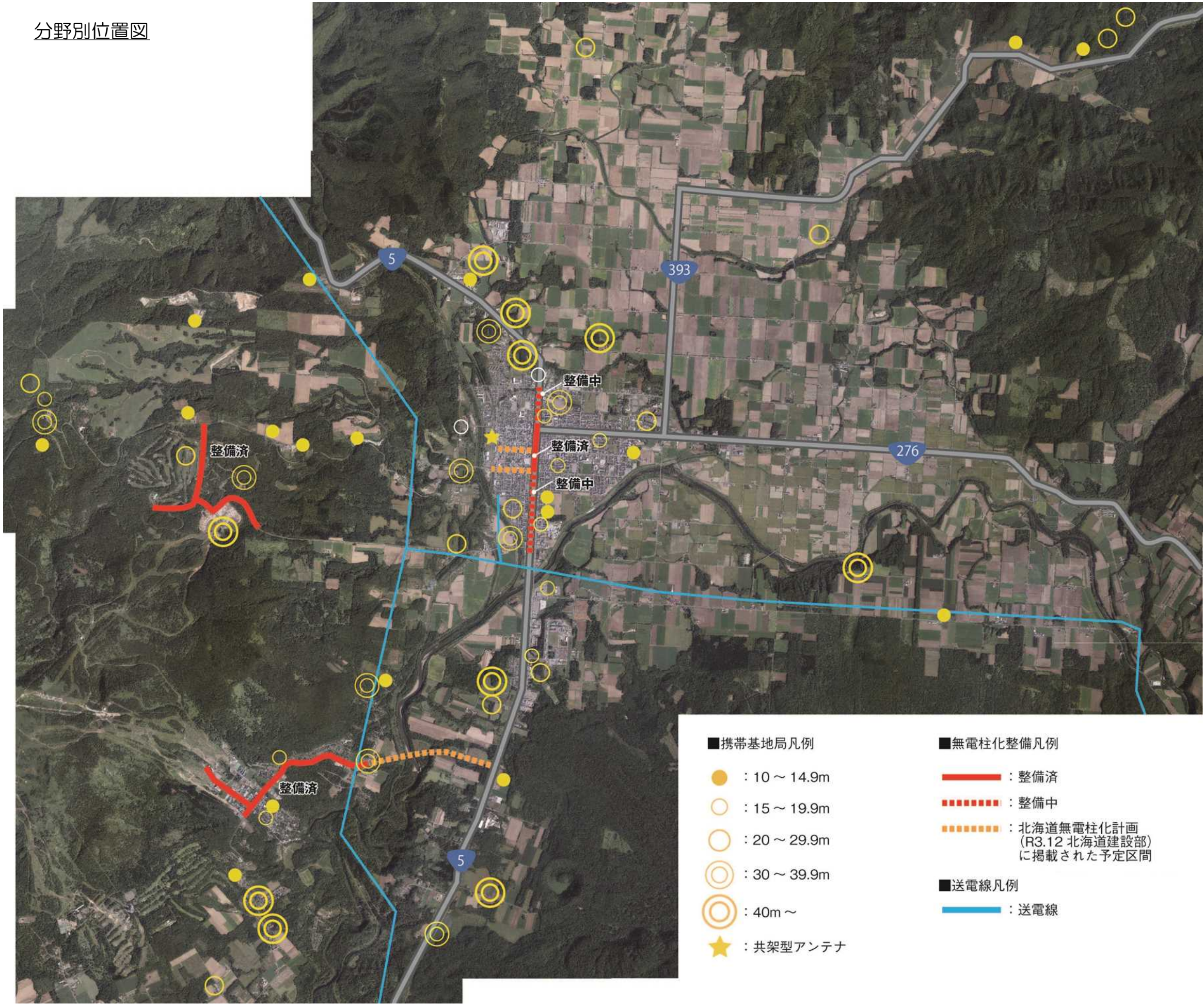
### ② 基本方針

人の視線を基本とした建物と調和の取れた配置、街なみや自然景観を活かすよう、個数や大きさを抑えた高さ、意匠とし、景観軸や視点場から羊蹄山・ニセコ連峰の山並みへの眺望や、周辺景観との調和に配慮します。

#### ■ 屋外広告物設置の基本方針

| 項目                | 方針                                                                                                                                                                                      |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 位置・規模             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 羊蹄山やニセコ連峰など地域の景観資源に対し、周辺や視点場からの眺望を阻害しないように掲出する。</li> <li>・ 掲出面積や設置個数を抑え、道路等の快適な見通しの確保、自然・農林景観や街なみとの調和を保つ。</li> </ul>                           |
| 意匠・形状             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然や農林景観、街なみといった周辺景観との調和を図る。</li> <li>・ 建築物等から突出する屋上広告物や突き出し看板は、特に眺望や周辺景観との調和に配慮する。</li> <li>・ 老朽化広告物については、撤去や更新・修繕により、安全と美観を確保する。</li> </ul>   |
| 色彩                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 掲出面における原色や高彩度色(=けばけばしい色)の使用面積は極力抑える。</li> <li>・ 安全上の理由など、やむを得ない場合を除き、蛍光色や反射材の類は使用しない。</li> <li>・ 調理・販売車や広告宣伝車(移動広告物)は、華美な装飾や色彩を抑える。</li> </ul> |
| 照明等<br>(移動広告物を含む) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋外広告物に発光装置又は照明装置を付随する場合は、必要最小限とし、光源は点滅又は回転しないものとする。</li> <li>・ 大音響を伴う広告は掲出しない。</li> </ul>                                                      |

分野別位置図



## 第 5 章

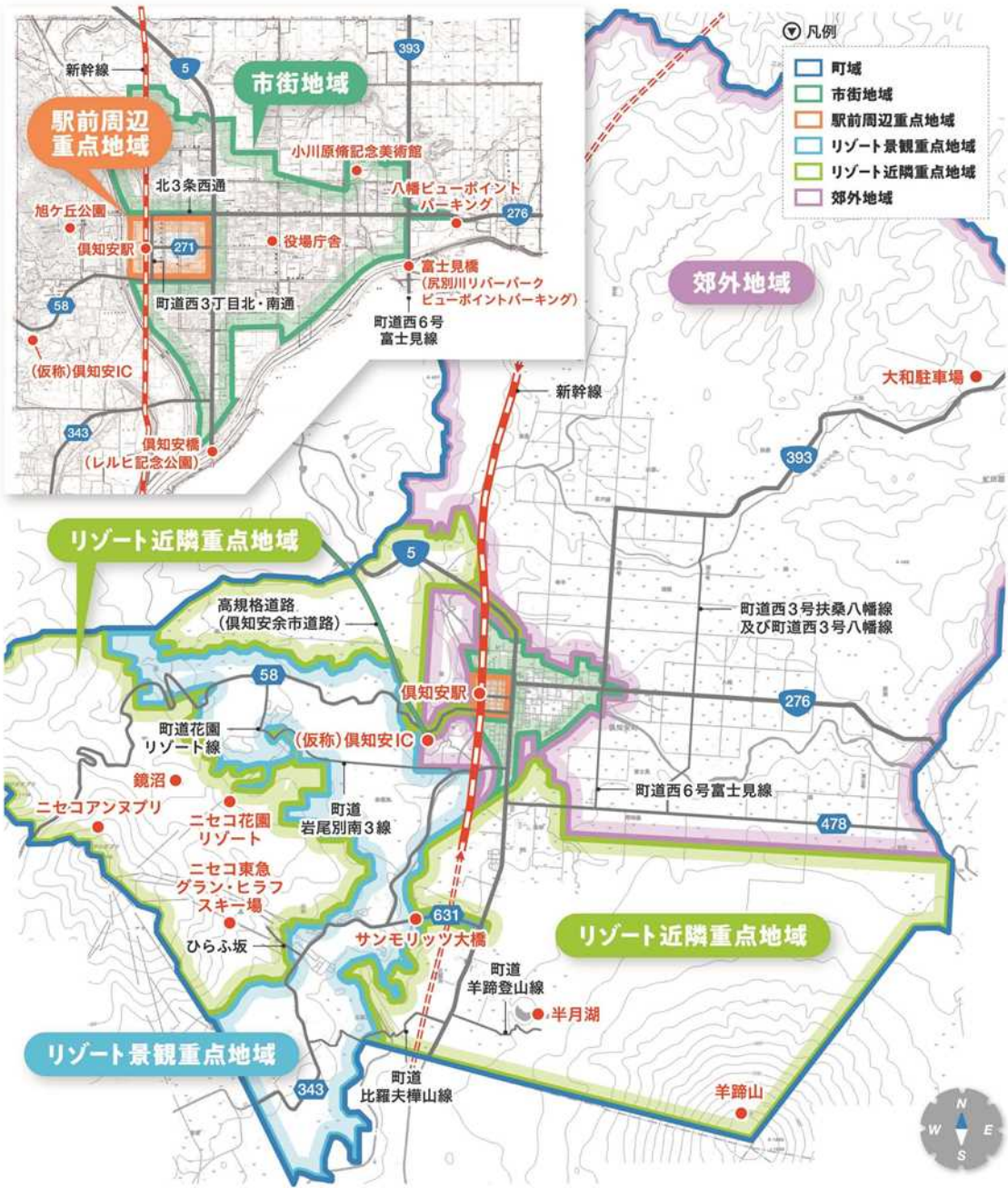
# 5章 良好な景観まちづくりのための行為の制限

## 1. 景観法に基づく届出対象行為等について

### (1) 景観計画区域

本計画の景観計画区域は町全域となります。地域特性に基づき町全域を5地域に分類し、各地域における行為の制限を定めます。

また、5地域のうち特に良好な景観形成を図る3つの地域を、重点地域と位置づけます。



|      |                                |
|------|--------------------------------|
| 一般地域 | 市街地域/郊外地域                      |
| 重点地域 | 駅前周辺重点地域/リゾート近隣重点地域/リゾート景観重点地域 |

## （２）行為の届出と景観地区

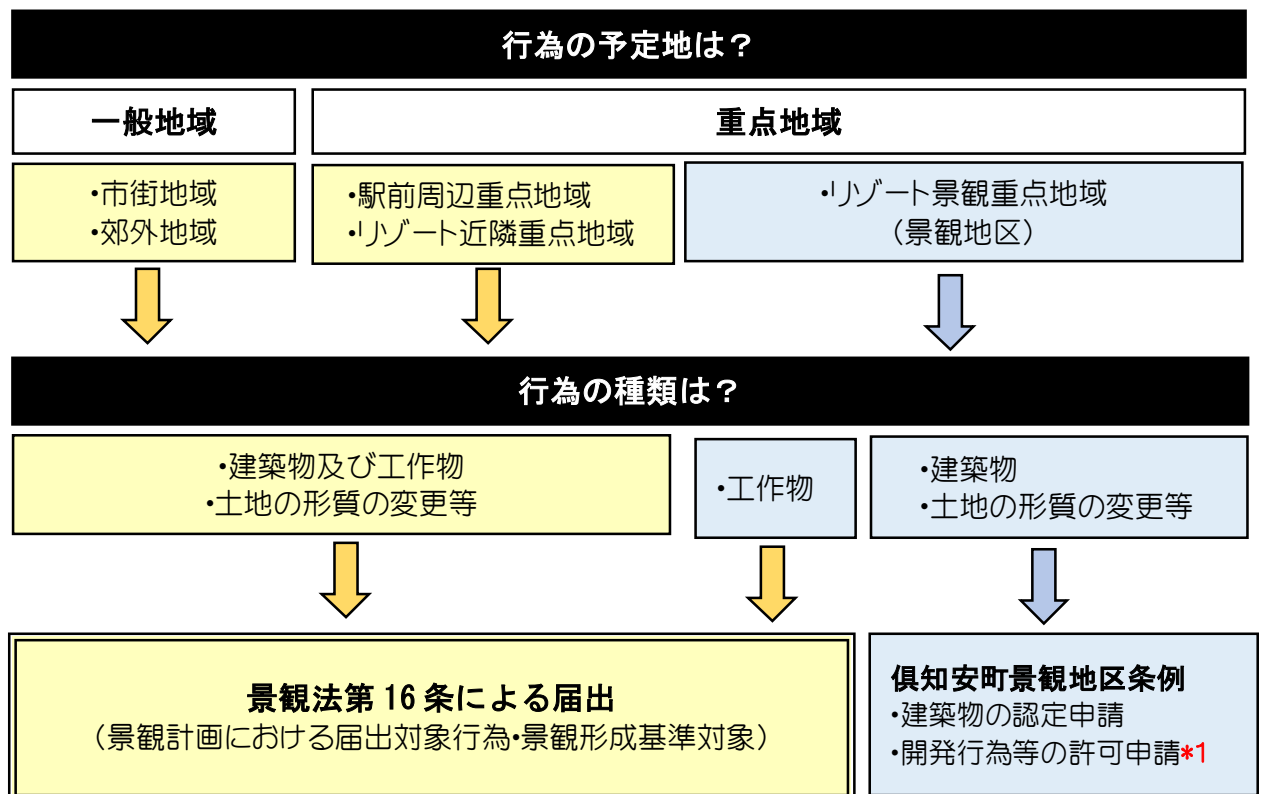
倶知安町内における景観法上の手続きは、行為の予定地が景観地区内であるか否か、そして行為の種類により下図のとおり区分されます。

なお、5つの地域のうち「リゾート景観重点地域」が景観地区に指定されています。

この章では、景観計画内で行為の制限内容を定める「景観法第16条による行為の届出」についての基準等を定めます。

景観地区内の建築物及び開発行為等については、「倶知安町景観地区条例」を参照してください。

図：行為の届出と景観地区



\*1 令和6年6月1日以降着手の開発行為等について適用。  
それより前に着手するものについては、景観法第16条による届出対象となります。

### ■ 景観地区について

景観地区は良好な景観形成のために定められる地区で、倶知安町においては2008年（平成20年）に「ヒラフ高原景観地区」が指定されています。

景観地区内では建築物及び開発行為等について独自の基準が有り、これら基準を満たさない建築物の建築等及び開発行為等を行うことができません。

また、景観地区内の建築物については景観法第63条による計画の認定、開発行為等については「倶知安町景観地区条例」第10条による許可が必要となり、景観法第16条による行為の届出等は適用除外となります。

ただし、工作物の建設等については、景観地区外同様に景観法第16条による行為の届出等が必要です。

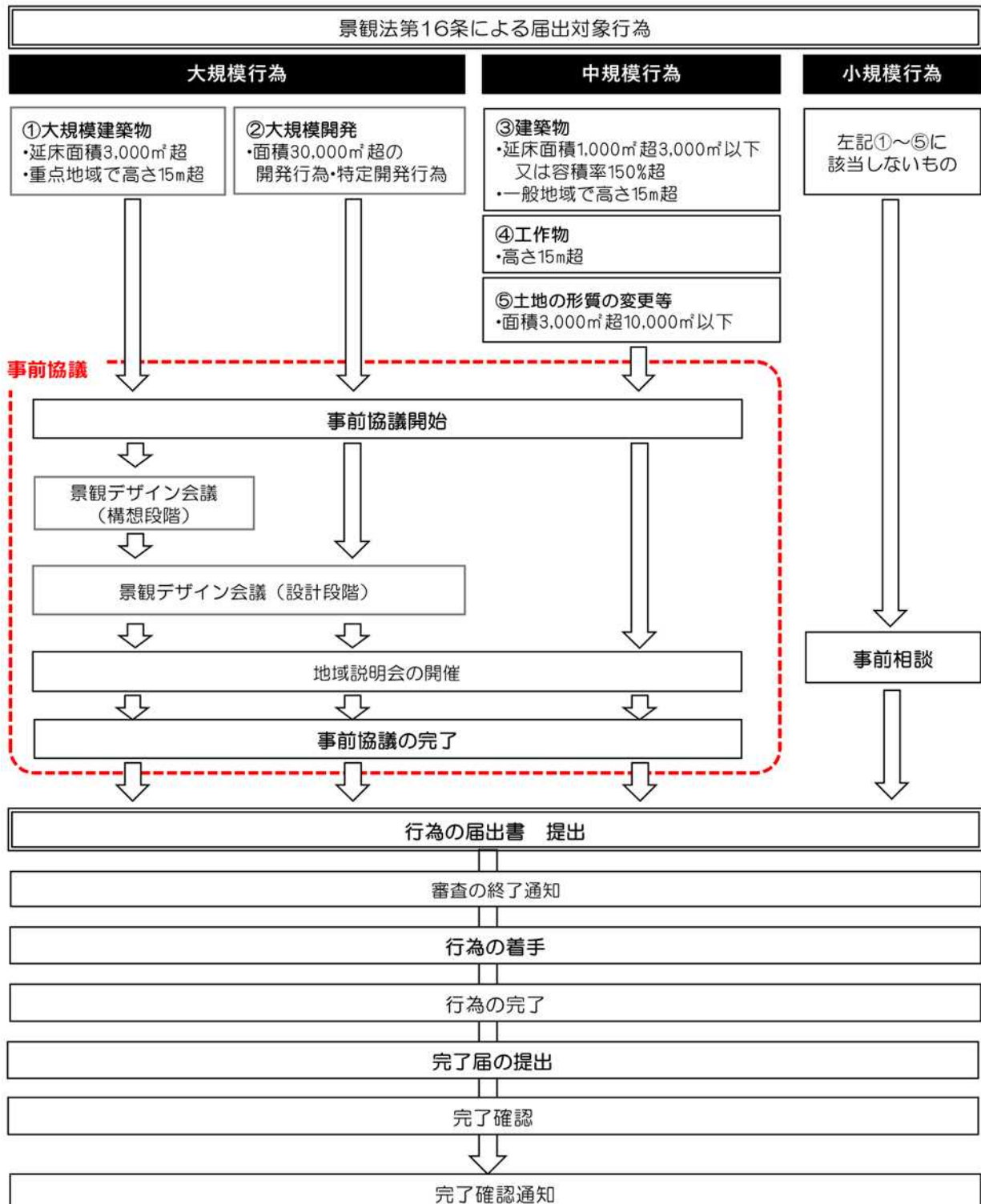
### （３）行為の届出にかかるフロー図

俱知安町内における景観法第16条による届出は、下記フロー図の流れとなります。（景観地区における建築物及び開発行為等については、前ページのとおり別の流れになります。）

また、一定規模を超える計画については、景観デザイン会議や事前協議、地域説明会の開催が義務付けられています。

事前協議の可否に関わらず、事前相談や打ち合わせも随時受けております。行為の届出後の審査をスムーズに進める為に、必ず事前相談を行ってください。

図：行為の届出にかかるフロー図



## 1) 事前協議

一定規模を超える建築物・工作物・開発行為等（前ページフロー図「大規模行為」及び「中規模行為」）においては、景観法第16条による届出を提出する前に、町との事前協議が必要となります。

特に大規模行為は、「倶知安の未来へつなぐ景観まちづくり条例」に基づく「景観デザイン会議」に意見を求める必要がある為、事業の基本計画段階から、事前協議の開始時期を考慮する必要があります。

## 2) 地域説明会

事前協議の対象行為を行おうとする者は協議期間中に、近隣の住民や町内会、建物管理者等に向けて、事業概要を説明する地域説明会を開催する必要があります。

説明会開催後は速やかに、説明内容及び質疑応答等の結果を公表すると共に、町長へ報告しなければなりません。

## 3) 行為の届出後の流れ

届出行為の内容が景観形成基準に著しく不適合の場合、景観法に基づく勧告や変更命令により景観形成基準の適合に必要な設計変更等を要求することがあります。

また、勧告や変更命令に従わない場合、事業者の氏名や住所、勧告等の内容の公表や罰則の対象となる場合があります。

なお、行為の届出後に、景観形成基準に適合する旨の審査終了通知があった際は、届出の受理から30日を経過する前であっても、行為に着手することができます。

## 4) 行為の完了後

建築物、工作物、土地の形質の変更等にかかる行為の完了後は、速やかに完了届を提出し、行為が届出内容とおりに完了しているか、町による確認を受ける必要があります。

完了内容に支障が無い場合、完了確認通知が交付されます。

## (4) 届出対象未満の行為

地域ごとに定められた景観形成基準は、届出対象行為における遵守基準というだけでなく、倶知安町の良好な景観形成において大切な観点を整理したものです。

届出規模に満たない適用除外行為においても、属する地域の景観形成基準を十分に理解したうえで、建設・開発計画に活かしてください。

## （５）配電柱・電話柱・送電鉄塔にかかる行為の制限

電気供給のための配電柱や送電鉄塔、有線電気通信のための電話柱は、我々の生活に必要不可欠な重要インフラです。しかし、その位置や高さによっては、景観資源への眺望や周辺景観との調和に影響を与えることがあります。

特に、多くの人々が倶知安の素晴らしい景観を眺める眺望道路沿いにおいては、これらの設備についても配慮が求められます。

第5章「2. 一般地域の景観まちづくり」以降に、各地域における柱類の届出対象行為・景観形成基準を示していますが、配電柱・電話柱・送電鉄塔についてはそれら地域毎の制限内容に拠らず、以下のようになります。

### 配電柱・電話柱・送電鉄塔にかかる行為の制限 （電気供給のための電線路及び有線電気通信のための線路の支持物）

| 届出対象行為                        |                                                       |                          |                                                           |
|-------------------------------|-------------------------------------------------------|--------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 全<br>地<br>域<br>共<br>通         | 行為の種類                                                 |                          | 規模等                                                       |
|                               | (1)新設・移転                                              | 眺望道路の路端から<br>20メートル以内の地域 | 高さ10mを超えるもの                                               |
|                               |                                                       | 上記以外の地域                  | 高さ15mを超えるもの                                               |
|                               | (2)更新*1                                               |                          | 更新後の規模が(1)の規模を超える場合もの<br>ただし、更新前の柱・塔類から高さが増さない場合は<br>対象外。 |
|                               | (3)柱・塔類本体の外観変更*2<br>又は色彩の変更                           |                          | (1)の規模を超えるもの                                              |
|                               | *1 更新とは既設柱から3m以内における建替を言い、それ以上の位置変更を伴う場合は移転<br>扱いとなる。 |                          |                                                           |
| *2 電線・変圧器・装柱といった附属物のみの変更は対象外。 |                                                       |                          |                                                           |

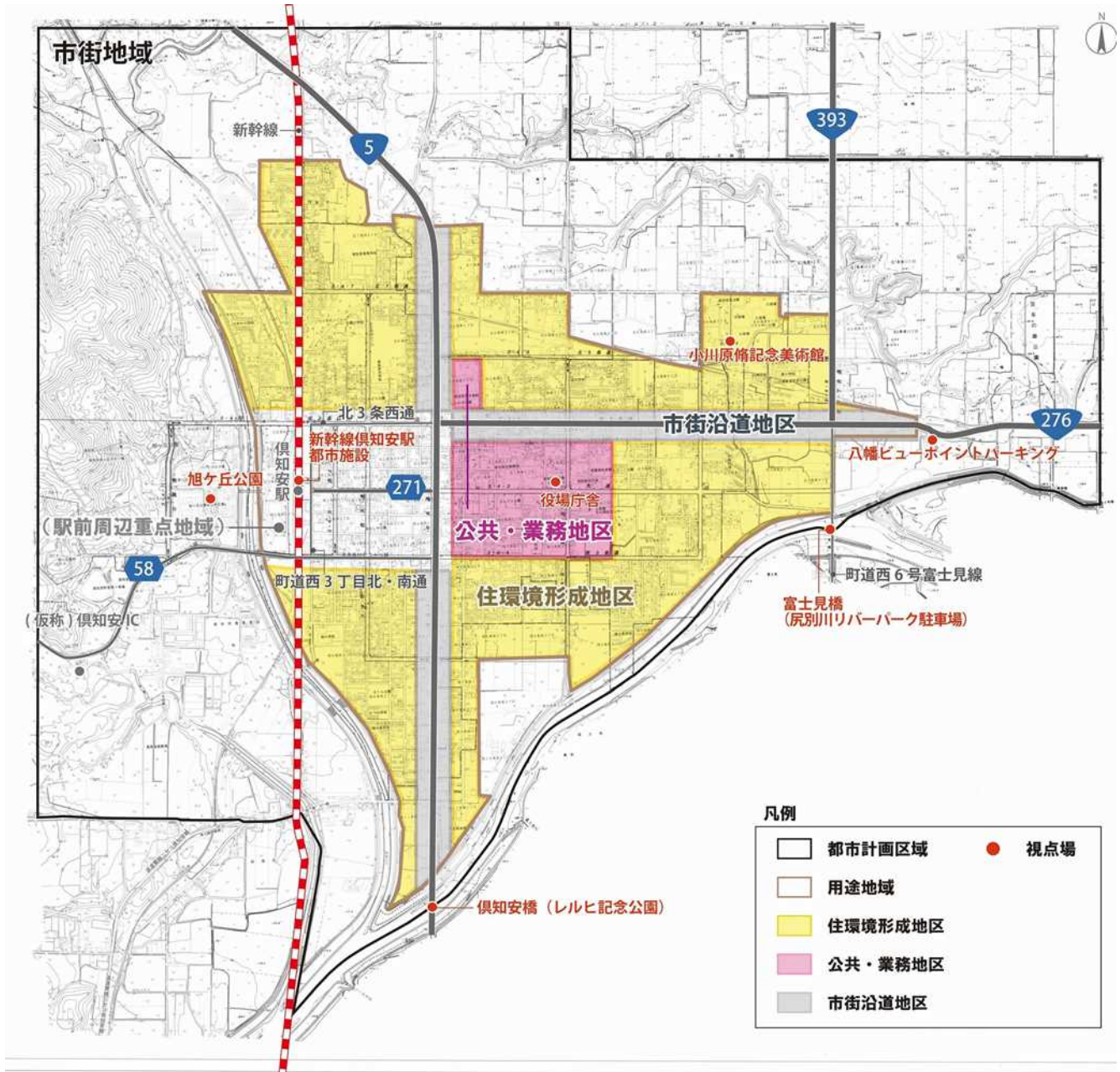
### 配電柱・電話柱・送電鉄塔にかかる景観形成基準

|                       | 区分   | 形成基準                                                                                                                      |
|-----------------------|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 全<br>地<br>域<br>共<br>通 | 1 配置 | ・視点場から景観資源を眺望した際、その視野に大きく掛かる配置を避ける。<br>・新規建柱は極力避け、既存電柱類への共架に努める。<br>・眺望道路沿いに配置する際は、道路敷地内を避けて民地側の配置に努め、車道及び歩道からの後退距離を確保する。 |
|                       | 2 規模 | ・機能上必要最小限の大きさ及び高さとする。                                                                                                     |
|                       | 3 色彩 | ・灰白色やその他景観色等、周辺景観と調和した目立たない色彩を用いる。                                                                                        |

## 2. 一般地域の景観まちづくり

### (1) 市街地域

#### 1) 市街地域の範囲



※市街地域は、都市計画区域内の用途地域内に位置しています。

## 2) 各地区における景観形成の方針

### ① 住環境形成地区

- ・ 豪雪に対応したゆとりある建物配置を心掛けると共に、倶知安の気候・景観に適した「くっちゃん型住宅」を推進します。
- ・ 自宅周りの緑化や身近な道路の清掃など、住民の手による良好な景観づくりを通じて、まちへの愛情を育みます。
- ・ 市街地において緑の拠点となる公園や街路樹など、まちなかにある緑のネットワークを広げ、うるおいのある景観づくりを進めます。
- ・ 学校や公営住宅等公共施設の改修の際は、意匠についても十分に配慮し、周辺景観との調和を図ります。

### ② 公共・業務地区

- ・ 公共施設など大規模な業務施設の建設が考えられるため、視点場から羊蹄山やニセコ連峰への眺望や、街なみの連なりを妨げることないよう、建物や附属設備の配置や規模、意匠について、景観への配慮を誘導します
- ・ 公園や社寺など既存の緑を守るとともに、公共施設等の敷地内緑化により、緑のうるおいある景観づくりを進めます。

### ③ 市街沿道地区

この地区は、国道5号及び国道276号の道路中心から60m以内が主な範囲となります。（一部、駅前周辺重点地域が優先適用される区間があります）

#### a 国道5号沿い

- ・ 市街中央を縦断し、商業地域が広がる国道5号沿道は、羊蹄山やニセコ連峰への眺望や、街なみの連なりを意識した沿道景観づくりを図ります。

#### b 国道276号沿い

- ・ 比較的低層の建物で街なみが形成されている国道276号沿道においては、街路樹や花壇のうるおいある風景を大切に、羊蹄山やニセコ連峰の眺望に配慮した、落ち着いた沿道景観づくりに努めます。

## 3) 市街地域における行為の制限

## ① 市街地域の届出対象行為

| 行為の種類                            |                                        | 規模等                                                                                     |
|----------------------------------|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| a 建築物                            |                                        |                                                                                         |
| (1) 新築・移転                        |                                        | 高さ10m又は建築面積300㎡を超えるもの                                                                   |
| (2) 増築・改築                        |                                        | 増築・改築後の規模が、(1)の規模を超えるもの<br>ただし、増改築前の規模が既に(1)の規模を超え、<br>増改築する建築面積が10㎡以下の場合の対象外。          |
| (3) 外観を変更する修繕、模様替え又は<br>色彩の変更    |                                        | (1)の規模を超えるもの                                                                            |
| b 工作物                            |                                        |                                                                                         |
| (4)<br>新設・移転                     | 柵、塀、門等                                 | 高さ3mを超えるもの（建築物・工作物に附属して<br>設置されるものを除く）                                                  |
|                                  | 鉄筋コンクリート造柱、鉄柱、木柱<br>等（配電柱・電話柱・送電鉄塔を除く） | 高さ10mを超えるもの（建築物の附属物は除く）                                                                 |
|                                  | 煙突その他これに類するもの                          |                                                                                         |
|                                  | 物見塔その他これに類するもの                         |                                                                                         |
|                                  | 彫刻、記念碑等                                | 高さ10m又は<br>築造面積300㎡を超えるもの                                                               |
|                                  | 観覧車、コースター等遊戯施設                         |                                                                                         |
|                                  | 自動車庫の用に供する立体的施設                        |                                                                                         |
|                                  | アスファルトプラント等製造施設                        |                                                                                         |
|                                  | 石油、ガス、穀物、飼料等貯蔵又は<br>処理施設               |                                                                                         |
|                                  | 汚物処理施設、ごみ焼却施設等                         |                                                                                         |
|                                  | 風力発電設備                                 | 高さ5m又は<br>一団の築造面積100㎡を超えるもの                                                             |
|                                  | 太陽電池発電設備                               | モジュールの合計面積100㎡を超えるもの                                                                    |
| (5) 増築・改築                        |                                        | 増築・改築後の規模が、(4)の規模を超えるもの<br>ただし、増築・改築前の規模が既に(4)の規模を超え、<br>増大する築造面積が10㎡以下かつ高さが増さない場合は対象外。 |
| (6) 外観を変更する修繕、模様替え又は<br>色彩の変更    |                                        | (4)の規模を超えるもの                                                                            |
| c 土地の形質の変更等                      |                                        |                                                                                         |
| 開発行為・特定開発行為<br>（擁壁を含む）           |                                        | 面積3,000㎡を超えるもの<br>又は擁壁・法面の高さが3mを超えるもの                                                   |
| 樹木の伐採                            |                                        | 面積3,000㎡を超えるもの                                                                          |
| 土石・資材・その他の堆積<br>（堆積期間が30日を超えるもの） |                                        | 堆積物の面積が1,000㎡を超えるもの<br>かつ堆積物の高さが3mを超えるもの                                                |

## ② 市街地域の景観形成基準

## a 建築物・b 工作物

| 大区分            |             | 形成基準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----------------|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1<br>位置・配置     |             | <b>【景観資源への眺望確保】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・視点場や周辺の眺望道路から景観資源を眺望した際、その視野や視角を大きく遮る位置に建築物及び工作物を建設しない。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                        |
|                |             | <b>【周辺景観との調和】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・街なみの連なりを大切にし、道路からの後退距離や建築物の向きを周辺建築物と揃える等、可能な限り連続性を保つよう努める。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                       |
|                |             | <b>【豪雪への対応】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・落雪が隣地や接道に影響を与えないよう、倶知安町建築物等に関する指導要綱に基づく後退距離を確保する。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 2<br>規模        |             | <b>【景観資源への眺望確保】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・視点場や周辺の眺望道路から景観資源を眺望した際、その姿を大きく遮る規模の建築物及び工作物を建設しない。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                            |
|                |             | <b>【周辺景観との調和】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・街なみの連なりを大切にし、建築物及び工作物の規模は周辺建築物との調和を保つ。特に周辺の眺望道路から見た際、街なみが形成するスカイラインから突出しない。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                      |
| 3<br>形態・意匠（色彩） |             | <b>【周辺景観との調和】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・形態意匠について、一定のルールや統一感をもって街なみが形成されている地域においては、その地域の特徴を十分調査把握したうえ、統一感や調和を乱さない形態意匠を用いる。</li> <li>・一団の敷地内に複数の建築物及び工作物を建設する際は、形態や意匠、色彩に統一感をもたせ、全体としてまとまりのある姿とする。</li> <li>・外観は使用色数を抑え、近隣建築物等の色彩と調和する色彩を用いる。原色や高彩度色（＝けばけばしい色）はアクセント（見付面積の1/5程度）に留める。</li> <li>・近隣建築物より規模の大きい中高層建築物を建築する際は道路に面した側を低層にする等、道路から見る街なみの連続性を保つ。</li> </ul> |
| 4<br>敷地の外構・その他 | 建築物・工作物の附属物 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・オイルタンクや室外機、キュービクルなど附属設備は、道路等からの人目につく配置を避ける。困難な場合は、修景や建築物と調和した意匠により目立たせない。</li> <li>・塀・柵は高さを抑え、自然素材や生垣を利用するなど、可能な限り周囲への圧迫感を軽減する。</li> <li>・門は高さ、幅を最小限に抑え、本体と調和した意匠とする。</li> </ul>                                                                                                                                                              |
|                | 緑の保全        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内の既存の樹木や草花は、可能な限り保存し、修景に活かす。やむを得ず伐採する場合は、新たな植栽や補植により、緑を確保する。</li> <li>・樹容や樹齢に優れる樹木がある場合は、伐採を避ける又は移植するなど、可能な限り保存に努める。</li> </ul> （風倒木や支障木の処分、枝払い等必要な管理を除く）                                                                                                                                                                                   |
|                | 堆雪スペース      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内に堆雪スペース等、雪処理に必要な空間を確保する。堆雪スペースは積雪期以外の景観も配慮し、緑化修景を行う。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|                | 緑化修景        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内は積極的に芝生や樹木、花壇等で緑化を行い、落ち着きと潤いの創出を図る。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                             |

## c 土地の形質の変更等

| 区分                | 形成基準                                                                                                                         |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1<br>開発行為・特定開発行為  | <b>【規模】</b><br>・造成の規模は必要最低限とし、既存地形や周辺の土地の高さと大きく異なる規模の造成は行わない。                                                                |
|                   | <b>【形状】</b><br>・周囲に圧迫感を与える長大な一体型の法面・擁壁は避ける。<br>緩やかな緑化法面とする、擁壁を分割し表面を緑化する等、圧迫感を抑える。                                           |
|                   | <b>【緑化修景】</b><br>・周囲の敷地の状況を踏まえ、前面道路に対し、植栽・花壇による落ち着きと潤いの創出を図る。<br>・樹容や樹齢に優れる樹木がある場合は、伐採を避ける又は移植するなど、可能な限り保存に努める。              |
|                   | <b>【豪雪への対応】</b><br>・造成地内道路の幅や線形計画は、積雪期の通行や道路除雪を踏まえたものとする。<br>・造成地内の分譲区割を計画する場合は、建築物が建った後の落雪距離や堆雪スペース確保を踏まえ、余裕ある面積を確保する。      |
|                   | <b>【緑地の確保】</b><br>・緑地は公共性をもつ地域の共用地であり、夏は緑による潤いの場、冬は共用の堆雪場としての役割も果たす為、造成地の5%以上を確保する。*1<br>・造成地内道路計画と併せ、各区画からのアクセス性を考慮した配置とする。 |
|                   | <b>【無電柱化】</b><br>・電線類の地中化や地上機器の修景による良質な沿道景観の形成が望ましい。<br>・電柱等を使用する場合は共架により本数を減らすと共に、周辺景観に調和した色を使用する、宅地裏側での配置配線等、沿道景観を向上させる。   |
|                   | <b>【水辺の保全】</b><br>・生物の良好な生息空間を形成する水辺の樹木や天然の河床は、可能な限り保全し、防災・安全上必要な伐採に留める。<br>・護岸や地下化が必要な場合は、自生種や自然環境を配慮した工法を用いる。              |
| 2 伐採              | ・造成地内の既存樹木は可能な限り保存し、修景に活かす。<br>・視点場や周辺の眺望道路から広く眺望できる場所の樹木は、可能な限り残す。                                                          |
| 3<br>土石・資材・その他堆積物 | ・視点場や周辺の眺望道路から広く眺望出来る場所での土石、資材、その他物品の堆積は避け、植栽等により修景を行う。                                                                      |

\*1 令和6年1月1日以降の届出より適用

## d 色彩基準

全地域共通の色彩基準です。（景観地区内の建築物については別途規定となります）

下表のマンセル表色系彩度を超えるけばけばしい色の使用はアクセント（見付け面積の1/5程度）に留めてください。

### ■ けばけばしい色の設定 ※以下の数値以内ならば、基調となる部分に使用できる

| 色相 ▶ |    | R | YR | Y | GY | G | BG | B | PB | P | RP |
|------|----|---|----|---|----|---|----|---|----|---|----|
| 彩度 ▶ | 屋根 | 8 | 8  | 6 | 4  | 6 | 4  | 6 | 4  | 4 | 4  |
|      | 外壁 | 8 | 8  | 6 | 4  | 4 | 4  | 4 | 4  | 4 | 4  |

### 【マンセル表色系】

- 本計画では、「マンセル表色系」を用いて色彩の基準を表し、ひとつの色を「色相」・「彩度」・「明度」の組み合わせで表現します。

#### ▶色相

- 色合いを、基本色の頭文字をとったアルファベットとその度合いを示す数字の組み合わせで表します。

#### ▶彩度

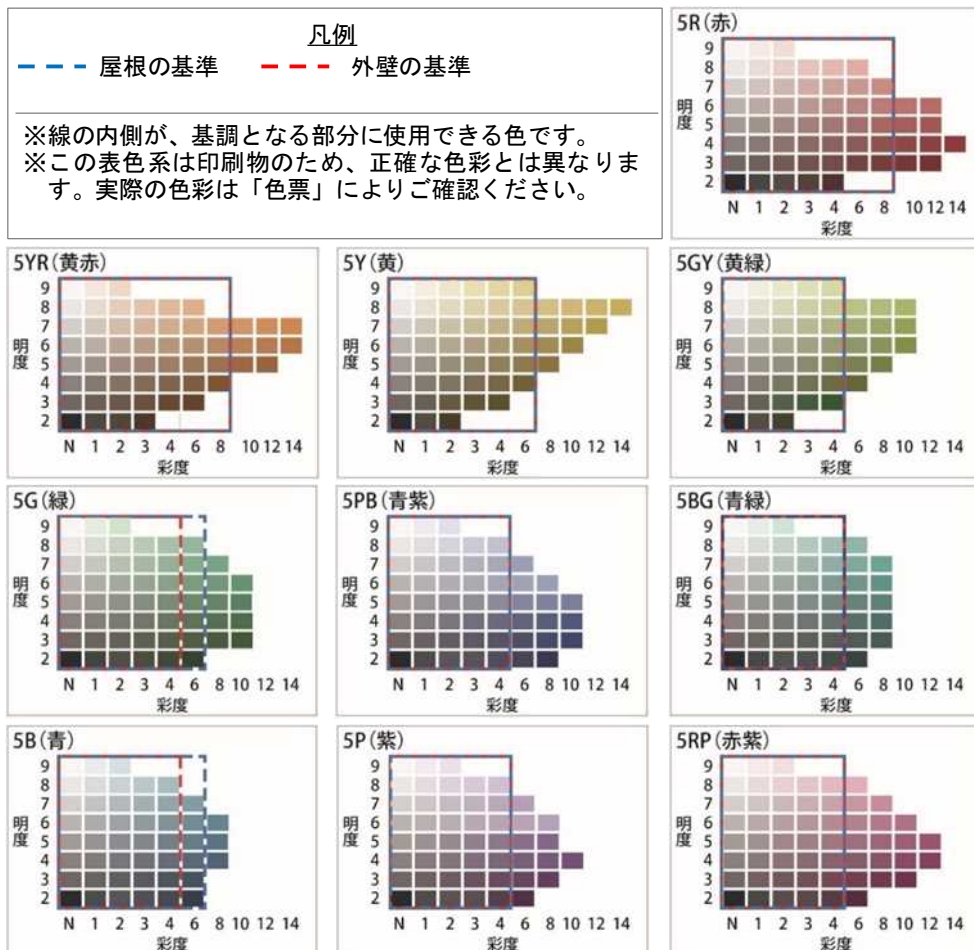
- 鮮やかさの度合いを表した数値。
- 無彩色は0。鮮やかな色ほど数値が大きい。

#### ▶明度

- 明るさの度合いを表した数値。
- 明るい色ほど数値が大きい。



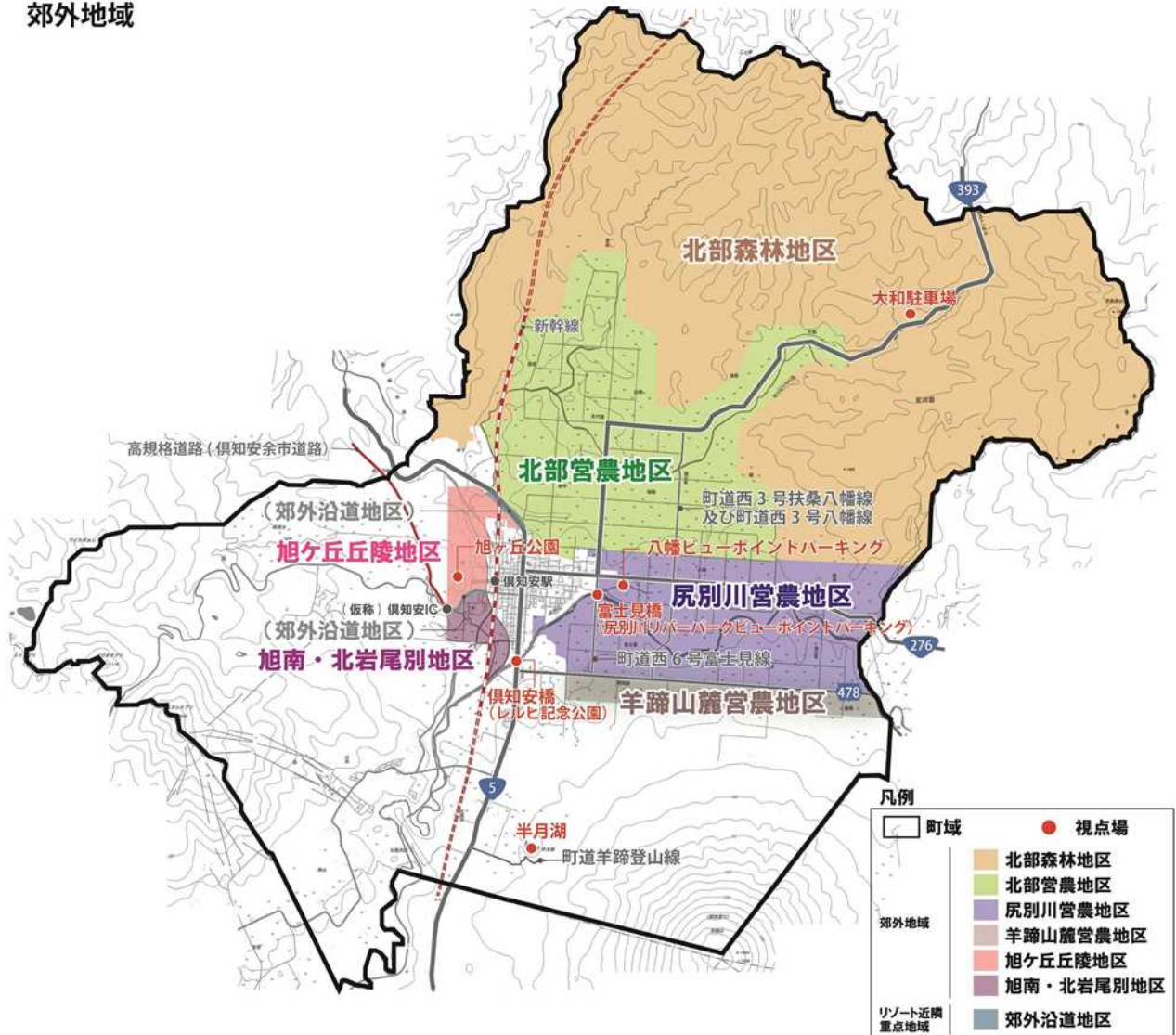
色彩の見方



## (2) 郊外地域

### 1) 郊外地域の範囲

#### 郊外地域



※郊外地域は主に用途地域外、準都市計画区域外及び自然公園地域外で構成されています。

## 2) 各地区における景観形成の方針

### ① 北部森林地区

- ・ 豊かに広がる森林を大切にし、特に国道 393 号から羊蹄山や自然・農林景観への眺望に配慮した景観づくりを進めます。
- ・ 北海道新幹線による、森林景観や動植物の生息環境への影響を配慮するよう、施設管理者や事業者等との協議を進めます。

### ② 北部営農地区

- ・ 丘陵地に広がる森林や国道 393 号、東西南北に直進する町道から望む羊蹄山やニセコ連峰、地域らしさを表す農林景観、ポイントサン川などの自然景観への眺めを大切にした景観づくりを進めます。
- ・ 平坦な畑が広がる場所では、鉄塔など高さのある工作物が視野に与える影響が大きいため、特に眺望道路から羊蹄山やニセコ連峰方向へかかる工作物等の設置において、適切な誘導を図ります。

### ③ 尻別川営農地区

- ・ シーニックバイウェイ「秀逸な道」国道 276 号や西 3 号、西 6 号の町道から望む羊蹄山やニセコ連峰、畑や水田の農業景観、尻別川の自然景観への眺望を大切にし、視点場となる橋や駐車場からの眺望に配慮した景観づくりを進めます。

### ④ 羊蹄山麓営農地区

- ・ 道道 478 号京極倶知安線から南に広がる畑地・森林・羊蹄山の三層に重なる景観や、地域らしさを表す農業景観を大切にした景観づくりを進めます。
- ・ 鉄塔など高さのある工作物が羊蹄山の眺望に与える影響が大きいため、これら工作物等の設置においては適切な誘導を図ります。

### ⑤ 旭ヶ丘丘陵地区

- ・ 旭ヶ丘公園から望む街なみと雄大な自然景観への眺望を大切にすると共に、市街地から間近に緑を望む公園として、自然が身近にある倶知安町の豊かな暮らしにつながる景観づくりを進めます。
- ・ 旭ヶ丘公園周辺の民有地においては、高規格道路（仮称）倶知安 IC 開設による土地利用の変化が想定されるため、旭ヶ丘公園からの眺望に特に配慮した景観づくりを進めます。
- ・

### ⑥ 旭南・北岩尾別地区

- ・ 羊蹄山やニセコ連峰への眺望や地域らしさを表す農業景観を大切にした景観づくりを進めます。
- ・ 町道西 3 丁目南通や道道 343 号蘭越ニセコ倶知安線沿い等に広がる住宅地では、自然と調和する落ち着いた街なみを大切にします。
- ・ 北海道新幹線や高規格道路（仮称）倶知安 IC の工作物による景観への影響について、施設管理者や事業者等との協議を進めます。

## 3) 郊外地域における行為の制限

## ① 郊外地域の届出対象行為

| 行為の種類                            |                                        | 規模等                                                                                     |
|----------------------------------|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| a 建築物                            |                                        |                                                                                         |
| (1) 新築・移転                        |                                        | 高さ10m又は建築面積300㎡を超えるもの                                                                   |
| (2) 増築・改築                        |                                        | 増築・改築後の規模が、(1)の規模を超えるもの<br>ただし、増改築前の規模が既に(1)の規模を超え、<br>増改築する建築面積が10㎡以下の場合の対象外。          |
| (3) 外観を変更する修繕、模様替え又は<br>色彩の変更    |                                        | (1)の規模を超えるもの                                                                            |
| b 工作物                            |                                        |                                                                                         |
| (4)<br>新設・移転                     | 柵、塀、門等                                 | 高さ3mを超えるもの（建築物・工作物に附属して<br>設置されるものを除く）                                                  |
|                                  | 鉄筋コンクリート造柱、鉄柱、木柱<br>等（配電柱・電話柱・送電鉄塔を除く） | 高さ10mを超えるもの（建築物の附属物は除く）                                                                 |
|                                  | 煙突その他これに類するもの                          |                                                                                         |
|                                  | 物見塔その他これに類するもの                         |                                                                                         |
|                                  | 彫刻、記念碑等                                | 高さ10m又は<br>築造面積300㎡を超えるもの                                                               |
|                                  | 観覧車、コースター等遊戯施設                         |                                                                                         |
|                                  | 自動車車庫の用に供する立体的施設                       |                                                                                         |
|                                  | アスファルトプラント等製造施設                        |                                                                                         |
|                                  | 石油、ガス、穀物、飼料等貯蔵又は<br>処理施設               |                                                                                         |
|                                  | 汚物処理施設、ごみ焼却施設等                         |                                                                                         |
|                                  | 風力発電設備                                 | 高さ5m又は<br>一団の築造面積100㎡を超えるもの                                                             |
|                                  | 太陽電池発電設備                               | モジュールの合計面積100㎡を超えるもの                                                                    |
| (5) 増築・改築                        |                                        | 増築・改築後の規模が、(4)の規模を超えるもの<br>ただし、増築・改築前の規模が既に(4)の規模を超え、<br>増大する築造面積が10㎡以下かつ高さが増さない場合は対象外。 |
| (6) 外観を変更する修繕、模様替え又は<br>色彩の変更    |                                        | (4)の規模を超えるもの                                                                            |
| c 土地の形質の変更等                      |                                        |                                                                                         |
| 開発行為・特定開発行為<br>（擁壁を含む）           |                                        | 面積3,000㎡を超えるもの<br>又は擁壁・法面の高さが3mを超えるもの                                                   |
| 樹木の伐採                            |                                        | 面積3,000㎡を超えるもの                                                                          |
| 土石・資材・その他の堆積<br>（堆積期間が30日を超えるもの） |                                        | 堆積物の面積が1,000㎡を超えるもの<br>かつ堆積物の高さが3mを超えるもの                                                |

## ② 郊外地域の景観形成基準

## a 建築物・b 工作物

| 大区分                   |             | 形成基準                                                                                                                                                                                                                            |
|-----------------------|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1<br>位置・配置            |             | <b>【景観資源への眺望確保】</b><br>・視点場や周辺の眺望道路から景観資源を眺望した際、その視野や視角を大きく遮る位置に建築物及び工作物を建設しない。                                                                                                                                                 |
|                       |             | <b>【周辺景観との調和】</b><br>・農業景観や森林景観の連なりを大切にし、周辺の眺望道路から見た際、田畑や森林への眺望を大きく遮る位置に建築物及び工作物を建設しない。                                                                                                                                         |
|                       |             | <b>【豪雪への対応】</b><br>・落雪が隣地や接道に影響を与えないよう、俱知安町建築物等に関する指導要綱に基づく後退距離を確保する。                                                                                                                                                           |
| 2<br>規模               |             | <b>【景観資源への眺望確保】</b><br>・視点場や周辺の眺望道路から景観資源を眺望した際、眺望を大きく遮る規模の建築物及び工作物を建設しない。                                                                                                                                                      |
|                       |             | <b>【周辺景観との調和】</b><br>・農業景観や森林景観の連なりを大切にし、周辺の眺望道路から見た際、田畑や森林への眺望を大きく遮る規模の建築物及び工作物を建設しない。特に山なみの稜線を超えない規模に抑える。                                                                                                                     |
| 3<br>(形態・色彩)<br>形態・意匠 |             | <b>【周辺景観との調和】</b><br>・農業景観や森林景観等、その地域を構成する景観の特徴を十分調査把握したうえ、その統一感や調和を乱さない形態意匠を用いる。<br>・一団の敷地内に複数の建築物及び工作物を建設する際は、形態や意匠、色彩に統一感をもたせ、全体としてまとまりのある姿とする。<br>・外観は使用色数を抑え、近隣建築物等の色彩と調和する色彩を用いる。原色や高彩度色（＝けげげばしい色）はアクセント（見付面積の1/5程度）に留める。 |
| 4<br>敷地の外構・その他        | 建築物・工作物の附属物 | ・オイルタンクや室外機、キュービクルなど附属設備は、道路等からの人目につく配置を避ける。困難な場合は、修景や建築物と調和した意匠により目立たせない。<br>・塀・柵は高さを抑え、自然素材や生垣を利用するなど、可能な限り周囲への圧迫感を軽減する。<br>・門は高さ、幅を最小限に抑え、本体と調和した意匠とする。                                                                      |
|                       | 緑の保全        | ・敷地内の既存の樹木や草花は、可能な限り保存し、修景に活かす。やむを得ず伐採する場合は、新たな植栽や補植により、緑を確保する。<br>・樹容や樹齢に優れる樹木がある場合は、伐採を避ける又は移植するなど、可能な限り保存に努める。<br>（風倒木や支障木の処分、枝払い等必要な管理を除く）                                                                                  |
|                       | 堆雪スペース      | ・敷地内に堆雪スペース等、雪処理に必要な空間を確保する。堆雪スペースは積雪期以外の景観も配慮し、緑化修景を行う。                                                                                                                                                                        |
|                       | 緑化修景        | ・敷地内は積極的に芝生や樹木、花壇等で緑化を行い、落ち着きと潤いの創出を図る。                                                                                                                                                                                         |

## c 土地の形質の変更等

| 区分                | 形成基準                                                                                                                         |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1<br>開発行為・特定開発行為  | <b>【規模】</b><br>・造成の規模は必要最低限とし、既存地形や周辺の土地の高さと大きく異なる規模の造成は行わない。                                                                |
|                   | <b>【形状】</b><br>・周囲に圧迫感を与える長大な一体型の法面・擁壁は避ける。<br>緩やかな緑化法面とする、擁壁を分割し表面を緑化する等、圧迫感を抑える。                                           |
|                   | <b>【緑化修景】</b><br>・周囲の敷地の状況を踏まえ、前面道路に対し、植栽・花壇による落ち着きと潤いの創出を図る。<br>・樹容や樹齢に優れる樹木がある場合は、伐採を避ける又は移植するなど、可能な限り保存に努める。              |
|                   | <b>【豪雪への対応】</b><br>・造成地内道路の幅や線形計画は、積雪期の通行や道路除雪を踏まえたものとする。<br>・造成地内の分譲区割を計画する場合は、建築物が建った後の落雪距離や堆雪スペース確保を踏まえ、余裕ある面積を確保する。      |
|                   | <b>【緑地の確保】</b><br>・緑地は公共性をもつ地域の共用地であり、夏は緑による潤いの場、冬は共用の堆雪場としての役割も果たす為、造成地の5%以上を確保する。*1<br>・造成地内道路計画と併せ、各区画からのアクセス性を考慮した配置とする。 |
|                   | <b>【無電柱化】</b><br>・電線類の地中化や地上機器の修景による良質な沿道景観の形成が望ましい。<br>・電柱等を使用する場合は共架により本数を減らすと共に、周辺景観に調和した色を使用する、宅地裏側での配置配線等、沿道景観を向上させる。   |
|                   | <b>【水辺の保全】</b><br>・生物の良好な生息空間を形成する水辺の樹木や天然の河床は、可能な限り保全し、防災・安全上必要な伐採に留める。<br>・護岸や地下化が必要な場合は、自生種や自然環境を配慮した工法を用いる。              |
| 2 伐採              | ・造成地内の既存樹木は可能な限り保存し、修景に活かす。<br>・視点場や周辺の眺望道路から広く眺望できる場所の樹木は、可能な限り残す。                                                          |
| 3<br>土石・資材・その他堆積物 | ・視点場や周辺の眺望道路から広く眺望出来る場所での土石、資材、その他物品の堆積は避け、植栽等により修景を行う。                                                                      |

\*1 令和6年1月1日以降の届出より適用

## d 色彩基準

色彩基準は、全地域において共通です。

(1) 市街地域の色彩基準 P85 をご参照ください。

### 3. 重点地域の景観まちづくり

#### (1) 重点地域の考え方

景観計画区域のうち、本町の代表的かつ象徴的な景観を形成している3つの地域を重点地域に指定し、先導的に景観形成の誘導を進めていきます。

重点地域では、各地域の特性を踏まえた景観づくりの方向性を基に、独自の届出行為規模や景観形成基準などきめ細かなルールを設定し、地域ごとの魅力を大切に景観形成を推進します。

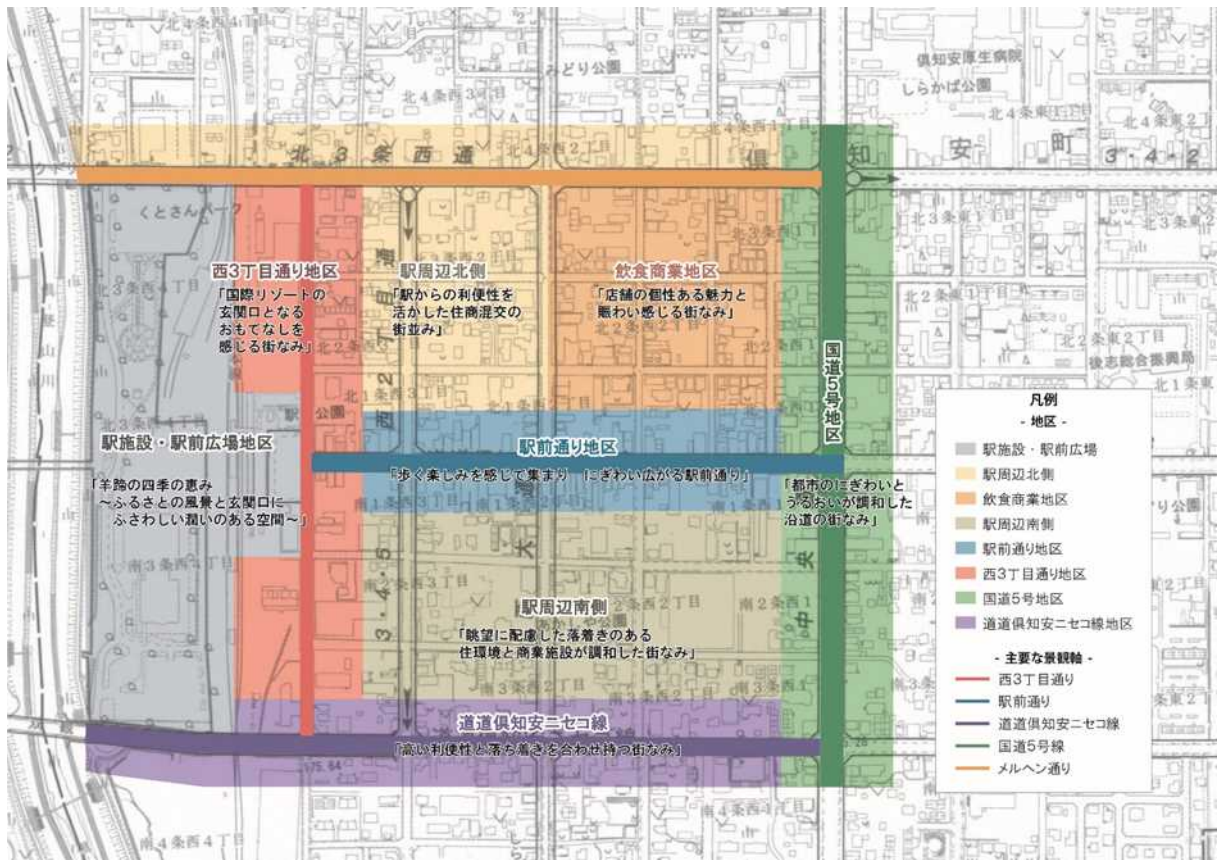
本町における重点地域の概要は以下のとおりです。

#### ■ 重点地域

|                      |                                                                                                                                                                                                                                  |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 駅前周辺重点地域             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昔から続く倶知安町のにぎわいのシンボリック地域であり、将来、新幹線駅と共に新たなにぎわいを迎える中心商業地域。</li> <li>・ 駅前通りを中心に、北は北3条西通（メルヘン通り）沿道から、南は道道58号ニセコ倶知安線沿道まで。東西は国道5号から倶知安山に及ぶ。</li> </ul>                                         |
| リゾート近隣重点地域           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ リゾートエリアに近接するエリアで主に、峠下や花園北部、高砂や比羅夫等及び国立/国定公園地域で構成されている。</li> <li>・ 国道や道道、幹線道路沿道や豊かな森林地域を主とする。</li> </ul>                                                                                 |
| リゾート景観重点地域<br>(景観地区) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ニセコひらふ・花園リゾートを中心としたリゾートエリア。豊かな緑に囲まれた閑静な住宅地域や森林地域を有する。</li> <li>・ ひらふ坂やゴンドラ坂周辺、花園ビレッジ周辺を賑わいの拠点とし、縁辺部には豊かな森林地帯が広がる。</li> <li>・ 都市計画において、良好な景観形成を図る地区として、景観地区（景観法第61条）に指定されている。</li> </ul> |

## (2) 駅前周辺重点地域

### 1) 重点地域の指定



駅前周辺地域拡大図

※下記の地区境界は道路中心から60mとなります。

国道5号地区(東西端)、駅前通り地区(南北端)、道道倶知安ニセコ線地区(南北端)、  
西3丁目通り地区(東端)、駅周辺北側地区(北端)

### 2) 重点地域における景観形成の方針

JR 倶知安駅を起点とした駅前通り（道道 271 号倶知安停車場線）を軸に、賑わいの中心となる駅前周辺重点地域の基本方針を、

**人々の交流の中で生まれるにぎわいと憩い、おもてなしを感じる駅周辺の街なみ**

とし、倶知安の中心市街地として住民が日常的に集い、多くの来訪者が行き交うような賑わい・憩いのある魅力ある街なみ景観の形成を誘導します。

そのため、きめ細やかな届出対象規模と景観形成基準を設け、「倶知安駅周辺街なみガイドライン」により、先導的な景観まちづくりを誘導します。

さらに、駅前周辺重点地域を特性ごとに8つの地区に分類し、それぞれの地区において、街なみの状況を踏まえた方針を以下に示します。

## ① 駅施設・駅前広場地区

羊蹄の四季の恵み ～ふるさとの風景と玄関口にふさわしい潤いのある空間～

## a 東側エリア

## ◆利便性が高く人の動線を考慮した空間づくり（交通広場）

- ・バスやタクシー、一般送迎車両の乗降など利便性が高く、人の動線と待合環境を考慮した空間づくり。

## ◆緑の演出によるおもてなしの雰囲気創出（多目的な憩いの空間）

- ・緑や花など、潤い感じるおもてなしの空間づくり。
- ・西3丁目通り地区との一体感を持たせた工作物や植栽の高さや設置位置への配慮。

## ◆人々が滞留し非日常のにぎわいが生まれる空間づくり（多目的な憩いの空間）

- ・ベンチの設置などにより駅を行き交う人々が心地良く滞留できる空間や、四季を通したイベントの実施など非日常的なにぎわいが生まれる空間づくり。

## ◆駅前通りへ人々を導く空間づくり（交通広場・多目的な憩いの空間）

- ・駅前通りとの連続性の創出により、にぎわいのある駅前通りへの人々を導く。（視線誘導とバリアフリー化）

## ◆新幹線駅を印象づける駅前通りから望む駅施設・広場のデザイン（駅施設・多目的な憩いの空間）

- ・駅前通りからの連続性や旭ヶ丘丘陵・ワイスホルンへの眺望への配慮、地域を印象づける駅施設・広場のデザインづくり。

## ◆羊蹄山を望む視点場の確保（駅施設）

- ・この地域の良好な自然環境を象徴する羊蹄山の眺望を駅施設に確保。



## ○この地区のしつらえによって景観に影響する視点場など

- ＜視点場＞ ・ 旭ヶ丘丘陵  
 ＜軸＞ ・ 駅前通り ・ 西3丁目通り

## ○この地区内で特に大切にしたい場所

- ・ 駅前広場や駅施設などの全体

## ○この地区からの大切にしたい眺望

- ・ 羊蹄山（駅施設からの）

## b 西側エリア

### ◆くとさんパークと連動し山なみへの眺望を大切にしたい空間

- ・ 送迎バスや一般車用の駐車場を配置した交通広場と、くとさんパークが連動した豊かな自然や地域資源を印象付ける空間づくり。
- ・ ニセコ連峰など山なみへの眺望に配慮した、緑や花の配置による潤いの創出。
- ・ 道道 58 号倶知安ニセコ線とメルヘン通りを結ぶアクセス道路の整備にあたり、無電柱化を検討する。



#### ○この地区のしつらえによって景観に影響する視点場や通り

<視点場> ・ 旭ヶ丘丘陵

#### ○この地区内で特に大切にしたい場所

・ 仮) 倶知安山通

#### ○この地区からの大切にしたい眺望

・ 旭ヶ丘丘陵 ・ ニセコ連峰 ・ 倶知安山

## ② 西 3 丁目通り地区

### 国際リゾートの玄関口となる おもてなしを感じる街なみ

#### ◆駅前広場と一体となった空間形成（通り全体の雰囲気づくり）

- ・ 緑化や歩行空間の設えへの配慮などによる、駅前広場と一体となった空間づくり。
- ・ 駅前広場と一体感のある街なみ形成につなげる無電柱化の検討。

#### ◆駅施設（視点場）からの羊蹄山の眺望への配慮（通りの南側）

- ・ 駅施設から羊蹄山への眺望を確保するため、建物や工作物の配置や規模、形状へ配慮。

#### ◆来訪者の利便性にも対応した中高層を許容した街なみ

##### （通りの北側・駅前広場を挟んだ南北の地域）

- ・ 西 3 丁目通りの北側や駅前広場を挟んだ南北の地域は、来訪者の利便性にも対応するよう、中高層の建物を許容した街なみづくり。
- ・ 中高層の建物はセットバックによるオープンスペースを配置するなど、ゆとりある街なみを演出。



#### ○この地区のしつらえによって景観に影響する視点場など

<視点場> ・ 旭ヶ丘丘陵 ・ 駅施設、駅前広場

#### ○この地区内で特に大切にしたい場所 ・ 駅前広場に面する区間

### ③ 駅前通り地区

#### 歩く楽しみを感じて集まり にぎわい広がる駅前通り

##### ◆安全・安心で分かりやすい歩行空間の確保

- ・ 楽しく歩いて巡れるよう、四季を通してゆとりがある安全・安心な歩行空間を確保。
- ・ 各通りと駅前通りの結節点を中心に、通り名や案内サインの設置による人々の誘導。

##### ◆空への広がりのある明るい道路空間の確保

- ・ 圧迫感の少ない現在の街なみを活かし、中高層（4階以上）の建物はセットバックを確保し、スカイラインを確保。
- ・ 空への開放感を創出する無電柱化の整備推進。

##### ◆歩行を促すにぎわいがあり居心地の良い空間づくり

- ・ 店舗前面の空間は可能な限り緑や花、ベンチ、オープンカフェ等の設置によりにぎわいの演出を図る。
- ・ 建物の低層部は町民の日常生活に対応した用途を誘導し、良好な歩行空間を創出する形態や意匠、緑化に配慮。
- ・ 建物の出入口を可能な限り駅前通りに面することで、にぎわいや個性の外へのにじみ出しを創出。
- ・ 駐車場は可能な限り駅前通り側に設けず、やむを得ない場合は緑化などで修景に配慮。

##### ◆統一感のある街なみづくり

- ・ 屋外広告物の色彩や取り付け方、建物の壁面線などの高さや形状・色彩に配慮し、統一感のある街なみを創出。



#### ○この地区のしつらえによって景観に影響する視点場など

＜視点場＞ ・ 旭ヶ丘丘陵 ・ 駅施設、駅前広場

#### ○この地区で特に大切にしたい場所

・ 通り全体の街なみ

#### ○この地区からの大切にしたい眺望

・ 旭ヶ丘丘陵 ・ ニセコ連峰（ワイスホルン）

#### ④ 道道俱知安ニセコ線地区

##### 高い利便性と落ち着きを合わせ持つ街なみ

##### ◆歩行者や車両を分かりやすく誘導する沿道空間の創出

- ・ 道道 58 号俱知安ニセコ線から駅前通りへの分かりやすい誘導。

##### ◆自動車交通に対応した魅力ある街なみの創出

- ・ 高規格道路（仮）俱知安 IC へのアクセス道としての交通需要の増加による建物更新を見据え、店舗の張り付きと周辺環境に調和した秩序ある落ち着きを併せ持った街なみの創出。
- ・ 建物の前面道路からの後退距離の確保による、圧迫感の少ない沿道景観の形成。
- ・ 魅力ある街なみ形成につながる無電柱化の整備推進。

##### ◆緑化による沿道景観の創出

- ・ 建物の前面や駐車場などの緑化を推進し、修景や潤いのある沿道景観を創出。

##### ◆視点場（駅施設）からの羊蹄山への眺望の配慮

- ・ 羊蹄山への眺望や街なみの雰囲気を意識し、周辺の建築物に馴染むような意匠や規模にすることで、山なみや街なみの連続性を感じられる街なみを創出。



##### ○この地区のしつらえによって景観に影響する視点場など

＜視点場＞ ・ 旭ヶ丘丘陵 ・ 駅施設

##### ○この地区内で特に大切にしたい場所

- ・ 通り全体の街なみ

##### ○この地区からの大切にしたい眺望

- ・ ニセコ連峰

#### ⑤ 国道 5 号地区

##### 都市のにぎわいとうるおいが調和した沿道の街なみ

##### ◆自動車交通に対応したのにぎわいにつながる沿道空間の創出

- ・ 通りに面した建物の間口の配置や周辺と調和した低層階のデザインなど、のにぎわいが連続する街なみの創出。
- ・ 建物前面の道路からの後退距離の確保による、圧迫感の少ない沿道景観の形成。
- ・ 屋外広告物の形状や意匠は、周辺の街なみとの調和に配慮。

### ◆緑化による潤いの創出

- ・ 植樹柵や沿道店舗周り、駐車場などの緑化を推進し、修景や潤いのある沿道景観を創出。
- ・ セットバックによるゆとりのある建物の配置、建物前面への植栽により、潤いある沿道景観を創出。



#### ○この地区内で特に大切にしたい景観

- ・ 通り全体の街なみ

## ⑥ 駅周辺北側地区

### 駅からの利便性を活かした住商混交の街なみ

#### ◆ゆとりと潤いのある街なみ創出

- ・ ゆとりのある建物の配置、建物全面への植栽により、潤いある街なみを形成。

#### ◆周辺住環境と調和した配慮

- ・ 宿泊施設など比較的高層の施設について、周辺の住環境への配慮を踏まえた配置誘導。

#### ◆メルヘン通りの街なみの連続性の確保

- ・ 連続性のある工作物や周辺の住環境と調和した、落ち着いた街なみを創出。



#### ○この地区のしつらえによって景観に影響する視点場など

<視点場> ・ 旭ヶ丘丘陵 ・ 駅施設

#### ○この地区内で特に大切にしたい場所

- ・ メルヘン通りの街なみ

#### ○この地区からの大切にしたい眺望

- ・ ニセコ連峰（メルヘン通りからのワイスホルン）

## ⑦ 飲食商業地区

### 店舗の個性ある魅力とにぎわい感じる街なみ

#### ◆にぎわいを感じる繁華街の街なみの創出

- ・華やかなにぎわいを感じられる商業施設の意匠や配置、植栽、夜間照明による街なみの創出
- ・店舗のイメージにあった大きさや素材の屋外広告物の掲出による街なみの形成。



#### ○この地区のしつらえによって景観に影響する視点場など

＜視点場＞ ・ 旭ヶ丘丘陵 ・ 駅施設

#### ○この地区内で特に大切にしたい場所

・ メルヘン通りの街なみ

#### ○この地区からの大切にしたい眺望

・ ニセコ連峰（メルヘン通りからのワイスホルン）

## ⑧ 駅周辺南側地区

### 眺望に配慮した落ち着きのある住環境と商業施設が調和した街なみ

#### ◆羊蹄山の眺望への配慮

- ・駅前通り地区の南側は、羊蹄山の眺望に配慮した意匠や規模の建物を誘導による周辺住環境への配慮。

#### ◆落ち着きと潤いのある街なみ

- ・ゆとりのある建物の配置、建物前面への植栽により落ち着きと潤いある街なみを形成。



#### ○この地区のしつらえによって景観に影響する視点場など

＜視点場＞ ・ 旭ヶ丘丘陵 ・ 新幹線駅舎

## 3) 重点地域における行為の制限

## ① 駅前周辺重点地域の届出対象行為

| 行為の種類                        |                                    | 規模等                                                                                                                                               |
|------------------------------|------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| a 建築物                        |                                    |                                                                                                                                                   |
|                              | (1) 新築・移転                          | 高さ10m又は建築面積100㎡を超えるもの<br>(駅前通り地区及び西3丁目通り地区は規模を問わず全てのもの)                                                                                           |
|                              | (2) 増築・改築                          | 増築・改築後の規模が、(1)の規模を超えるもの<br>ただし、増改築前の規模が既に(1)の規模を超え、増改築する建築面積が10㎡以下の場合には対象外。<br>(駅前通り地区及び西3丁目通り地区は増築・改築後の規模を問わず全てのもの。ただし、増改築する建築面積が10㎡以下の場合には対象外。) |
|                              | (3) 外観を変更する修繕、模様替え又は色彩の変更          | (1)の規模を超えるもの(駅前通り地区及び西3丁目地区は規模を問わず全てのもの)                                                                                                          |
| b 工作物                        |                                    |                                                                                                                                                   |
| (4)<br>新設・移転                 | 柵、塀、門等                             | 高さ1mを超えるもの(建築物・工作物に附属して設置されるものを除く)                                                                                                                |
|                              | 鉄筋コンクリート造柱、鉄柱、木柱等(配電柱・電話柱・送電鉄塔を除く) | 高さ10mを超えるもの(建築物の附属物は除く)                                                                                                                           |
|                              | 煙突その他これに類するもの                      |                                                                                                                                                   |
|                              | 物見塔その他これに類するもの                     |                                                                                                                                                   |
|                              | 彫刻、記念碑等                            | 高さ10m又は<br>築造面積300㎡を超えるもの                                                                                                                         |
|                              | 観覧車、コースター等遊戯施設                     |                                                                                                                                                   |
|                              | 自動車車庫の用に供する立体的施設                   |                                                                                                                                                   |
|                              | アスファルトプラント等製造施設                    |                                                                                                                                                   |
|                              | 石油、ガス、穀物、飼料等貯蔵又は処理施設               |                                                                                                                                                   |
|                              | 汚物処理施設、ごみ焼却施設等                     |                                                                                                                                                   |
|                              | 風力発電設備                             | 高さ5m又は<br>一団の築造面積100㎡を超えるもの                                                                                                                       |
|                              | 太陽電池発電設備                           | モジュールの合計面積100㎡を超えるもの                                                                                                                              |
|                              | (5) 増築・改築                          | 増築・改築後の規模が、(4)の規模を超えるもの<br>ただし、増築・改築前の規模が既に(4)の規模を超え、増大する築造面積が10㎡以下かつ高さが増さない場合は対象外。                                                               |
|                              | (6) 外観を変更する修繕、模様替え又は色彩の変更          | (4)の規模を超えるもの                                                                                                                                      |
| c 土地の形質の変更等                  |                                    |                                                                                                                                                   |
| 開発行為・特定開発行為(擁壁を含む)           |                                    | 面積3,000㎡を超えるもの<br>又は擁壁・法面の高さが3mを超えるもの                                                                                                             |
| 樹木の伐採                        |                                    | 5本以上(住宅の庭木を除く)                                                                                                                                    |
| 土石・資材・その他の堆積(堆積期間が30日を超えるもの) |                                    | 堆積物の面積が330㎡を超えるもの                                                                                                                                 |

## ② 駅前周辺重点地域の景観形成基準

## a 建築物・b 工作物

| 区分             |             | 形成基準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|----------------|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1<br>位置・配置     |             | <b>【周辺景観との調和】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・街なみの特徴を踏まえ、にぎわいや圧迫感に配慮した配置とする。</li> <li>・交通量の多い通りに面している建築物は、可能な限り、間口を通りに面して配置するなど、通りのにぎわいを分断しないように配慮する。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                     |
|                |             | <b>【豪雪への対応】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・落雪が隣地や接道に影響を与えないよう、俱知安町建築物等に関する指導要綱に基づく後退距離を確保する。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 2<br>規模        |             | <b>【景観資源への眺望確保】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・駅施設からの羊蹄山の眺望を確保するため、眺望方向の建物の高さは、羊蹄山の見かけ上の高さの概ね 1/3 に収めること。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|                |             | <b>【周辺景観との調和】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・街なみの雰囲気大切に、周辺建築物と調和した高さとする。</li> <li>・道道 271 号俱知安停車場線に面する建築物は、敷地境界から奥行 3 m までの範囲は高さ 10m 以下とする。奥行 3 m を超える範囲に中高層棟を設ける場合は、仰角 40 度以下の高さとする。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                    |
| 3<br>形態・意匠（色彩） |             | <b>【羊蹄山の眺望への配慮】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・駅施設からの羊蹄山への眺望に馴染むデザイン・色彩とする。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|                |             | <b>【周辺景観との調和】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低層階（3 階以下）の建築物は、周囲の街なみに合わせた質感のある圧迫感のないデザイン・色彩とする。</li> <li>・高層階（4 階以上）の建築物は、上空や遠くの街なみに馴染むデザイン・色彩とする。</li> <li>・外観は使用色数を抑え、近隣建築物等の色彩と調和する色彩を用いる。原色や高彩度色（＝けげげしい色）はアクセント（見付面積の 1/5 程度）に留める。</li> <li>・店舗、飲食店、事務所の用途で使用するプレハブ型等の簡易な建築物は周辺のにぎわいを支える意匠とする。</li> <li>・鉄塔などの工作物は見付面積を抑え、周囲への存在感を抑える。地上部に設置する附属設備については、囲いを設ける等の周囲の街なみに調和させる。色彩は、周囲の建物や風景を踏まえた色合いとする。</li> </ul> |
| 4<br>敷地外構・緑化修景 | 建築物・工作物の附属物 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の屋上に設置する附属設備は羊蹄山への眺望、街なみに配慮した配置・規模とする。なお、駅施設からの羊蹄山への眺望方向には、原則設置しない。</li> <li>・オイルタンクや室外機、キュービクルなど附属設備を通りに面した地上及び壁面に設置する場合は、通りに対し目立たないようにする。</li> <li>・塀・柵は高さを抑え、自然素材や生垣を利用するなど、可能な限り周囲への圧迫感を軽減する。</li> <li>・門は高さ、幅を最小限に抑え、本体と調和した意匠とする。</li> </ul>                                                                                                                                    |
|                | 堆雪スペース      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物等は落雪が道路や隣地に影響を与えないよう、敷地に十分な堆雪スペースを確保する。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|                | 緑化修景        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲の敷地の状況を踏まえ、前面道路に対し、植栽・花壇による落ち着きと潤いの創出を図る。</li> <li>・樹容や樹齢に優れる樹木がある場合は、伐採を避ける又は移植するなど、可能な限り保存に努める。（風倒木や支障木の処分、枝払い等必要な管理を除く）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                  |

## c 土地の形質の変更等

| 区分                | 形成基準                                                                                                                         |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1<br>開発行為・特定開発行為  | <b>【規模】</b><br>・造成の規模は必要最低限とし、既存地形や周辺の土地の高さと大きく異なる規模の造成は行わない。                                                                |
|                   | <b>【形状】</b><br>・周囲に圧迫感を与える長大な一体型の法面・擁壁は避ける。<br>緩やかな緑化法面とする、擁壁を分割し表面を緑化する等、圧迫感を抑える。                                           |
|                   | <b>【緑化修景】</b><br>・周囲の敷地の状況を踏まえ、前面道路に対し、植栽・花壇による落ち着きと潤いの創出を図る。<br>・樹容や樹齢に優れる樹木がある場合は、伐採を避ける又は移植するなど、可能な限り保存に努める。              |
|                   | <b>【豪雪への対応】</b><br>・造成地内道路の幅や線形計画は、積雪期の通行や道路除雪を踏まえたものとする。<br>・造成地内の分譲区割を計画する場合は、建築物が建った後の落雪距離や堆雪スペース確保を踏まえ、余裕ある面積を確保する。      |
|                   | <b>【緑地の確保】</b><br>・緑地は公共性をもつ地域の共用地であり、夏は緑による潤いの場、冬は共用の堆雪場としての役割も果たす為、造成地の5%以上を確保する。*1<br>・造成地内道路計画と併せ、各区画からのアクセス性を考慮した配置とする。 |
|                   | <b>【無電柱化】</b><br>・原則、地中埋設とする。やむを得ず建柱する場合は、建物に寄せる、および架空線が道路を横断しない配置や、高さ・色に配慮する。                                               |
| 2 伐採              | ・造成・建築に必要な最小限の伐採に留める。                                                                                                        |
| 3<br>土石・資材・その他堆積物 | ・視点場や周辺の眺望道路から広く眺望出来る場所での土石、資材、その他物品の堆積は避け、植栽等により修景を行う。                                                                      |

\*1 令和6年1月1日以降の届出より適用

## d 色彩基準

色彩基準は、全地域において共通です。

(1)市街地域の色彩基準P85をご参照ください。

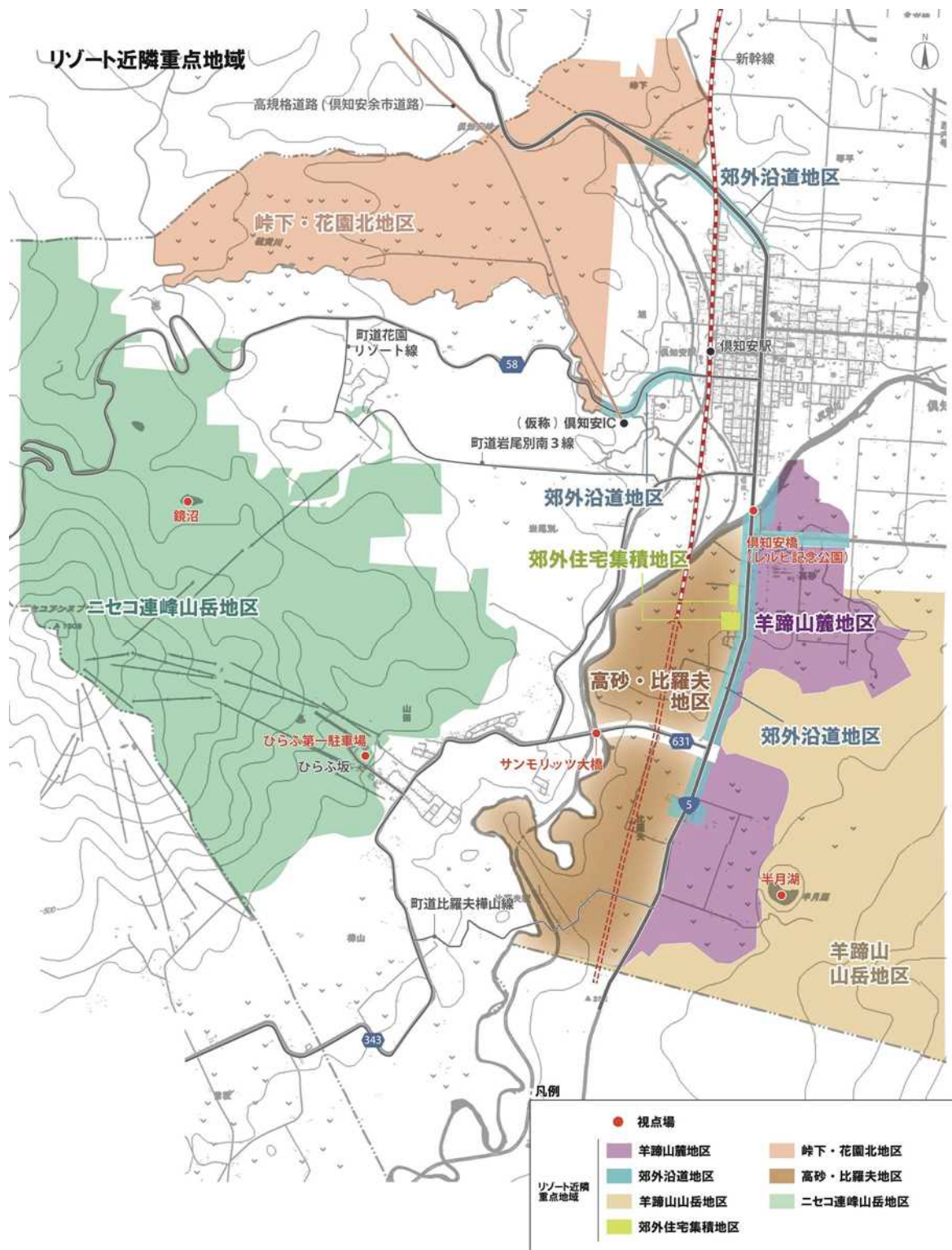
## 4) 倶知安駅周辺街なみガイドラインについて

駅周辺において、町民や事業者、活動団体や行政が景観まちづくりの取り組みを実践していく際や、建築物や工作物等の建設および届出の際に参考としていただくため、景観計画で定めた基準を基に、駅周辺のエリアごとの特色に応じたきめ細やかかつ具体的な景観形成基準をガイドラインにまとめました。

詳細は、別冊「倶知安駅周辺街なみガイドライン」をご覧ください。

### (3) リゾート近隣重点地域

#### 1) 重点地域の指定



## 2) 重点地域における景観形成の方針

リゾートエリアに近接するこの地域は、昔からの生業の場であると共に、豊かな自然を有しており、開発の拡がりが想定されます。また国道5号など、町外から倶知安町市街及びリゾートエリアへのアクセスルートを擁していることから、この地域の基本方針を、

### 羊蹄山とニセコ連峰へいざなう、自然と暮らしの共生空間

と定め、リゾートエリアと一線を画した暮らしと生業の場として、また地域が持つ大きな魅力である、羊蹄山やニセコ連峰への眺望と自然景観を特に重視した景観形成を図ります。

この地域を郊外沿道地区、峠下・花園地区、高砂・比羅夫地区、郊外住宅集積地区、羊蹄山麓地区、ニセコ連峰山岳地区、羊蹄山山岳地区の7つに区分し、それぞれの景観形成の方針を以下のとおり示します。

### ① 郊外沿道地区

#### まちの暮らしを支える 倶知安の玄関口

- ・ 郊外沿道地区は、主要幹線(国道5号、道道478号京極倶知安線、道道58号倶知安ニセコ線)に面して商店や事業所、工場等が並ぶ市街地のような街なみが形成され、奥の農地や森林と異なった景観となっています。
- ・ これら商工業を担う建築物が概ね立地している範囲(国道5号沿道は道路中心から100m、道道58号倶知安ニセコ線及び道道478号京極倶知安線沿道は道路中心から60m)を、この地区の範囲とします。(一部、地籍や字界により境界を設けます。)
- ・ 峠下から北7条にかけての国道5号は、小樽方面から倶知安峠を下りてきた人々が、一気に開けた視界に広がる羊蹄山とニセコ連峰のパノラマに出迎えられる場所です。
- ・ 字高砂・字比羅夫の沿道はリゾートエリアに近づくにつれ、雄大なスケールの羊蹄山が間近に迫ります。
- ・ 道道58号倶知安ニセコ線の字旭区間は近い将来、高規格道路の開通により、(仮称)倶知安ICを降りて市街やリゾートエリアを訪れる人々による交通量の増加や沿道の土地利用の活発化が見込まれます。
- ・ いずれの区間も市街やリゾートエリアへの玄関口であり、沿道から羊蹄山やニセコ連峰を眺める際に近景となるこの地域は、町の顔として良好な沿道街なみ景観が求められる場となります。
- ・ 街なみを形成する建物や工作物の高さに配慮を求めると共に、沿道の緑化修景等により倶知安の玄関口、お出迎え空間としての魅力的な景観づくりを目指します。

#### ○この地区を眺望する視点場・道路

国道5号 道道478号京極倶知安線 道道58号倶知安ニセコ線  
倶知安橋(レルヒ記念公園)

#### ○景観資源：羊蹄山 ニセコ連峰 尻別川 倶登山川

## ② 峠下・花園北地区

### 道路から望む豊かな自然と森林景観

- ・ 倶知安町の北西部、北は共和町境界から南は硫黄川までの、農地と森林で形成されている地区です。主要幹線である国道5号が地域内を通過（倶知安峠）しています。
- ・ 広大な花園牧場や産業廃棄物処理施設が森に包まれた中にあり、国道5号や道道58号倶知安ニセコ線から奥深い森林景観を望むことが出来ます。
- ・ 共和町国富から花園へ向け、地域内を高圧送電線が縦断しています。
- ・ 近い将来、高規格道路がこの地域を縦断することにより、高架など大規模な工作物が景観や自然環境に変化をもたらすことが想定される為、景観と環境の維持が課題です。
- ・ また、旭・花園のリゾートエリアに隣接している為、リゾート開発の高まりが想定されます。
- ・ 豊かな自然と森林景観の維持を重んじ、特に国道や道道からの眺望に配慮した景観形成を図ります。

#### ○この地区を眺望する視点場・道路

国道5号 道道58号倶知安ニセコ線

#### ○景観資源：羊蹄山 ニセコ連峰

## ③ 高砂・比羅夫地区

### 双峰を望む、先人から継がれる農林地域

- ・ 高砂から比羅夫にかけて、西の尻別川と東の国道5号に挟まれた、農地と森林が主体の地区です。
- ・ 尻別川河岸など高低差のある地形や森林により眺望の効かない場所がある一方、平坦な農地から羊蹄山とニセコ連峰を双方向に望める場所もあり、景観の魅力が高い地域です。
- ・ 尻別川を挟んでニセコひらふ・樺山のリゾートエリアに隣接しています。道道631号ニセコ高原比羅夫線（サンモリッツ大橋）や町道比羅夫樺山線により、リゾートエリアからのアクセスが容易なこと、国道5号の利便性も享受できることから、リゾート開発圧力の高まりが想定されます。
- ・ 地区のほぼ中央を北海道新幹線が縦断予定ですが、大半はトンネル区間となっています。しかしながら、高砂から倶知安駅までの区間は地上部となる為、高架等の長大な工作物による景観の変化が予想されます。
- ・ 国道5号沿線からニセコ連峰を望む方角、リゾートエリアから羊蹄山を望む方角に位置する地区の為、これら遠景眺望を損なわないよう、建物や工作物の高さに配慮した景観形成を図ります。

#### ○この地区を眺望する視点場・道路

国道5号 道道631号ニセコ高原比羅夫線 町道比羅夫樺山線  
サンモリッツ大橋

#### ○景観資源：羊蹄山 ニセコ連峰 尻別川

## ④ 郊外住宅集積地区

**農林景観に囲まれた、落ち着きある住宅地**

- ・ 高砂・比羅夫地区の内側にある住宅地であり、低中層の住宅が集積しています。市街地域の住宅地と同様な街なみが形成されています。
- ・ 東にニセコ連峰、西に羊蹄山を望む地区です。街なみから突出する高さの建築物や工作物は地区内のみならず、国道5号からの眺望に影響を及ぼしますので、高砂・比羅夫地区同様に、高さに配慮した景観づくりを図ります。

○この地区を眺望する視点場・道路

国道5号

○景観資源：羊蹄山 ニセコ連峰

## ⑤ 羊蹄山麓地区

**羊蹄に連なる広大な裾野を仰ぎ見る場**

- ・ 高砂から比羅夫にかけて国道5号から東側、羊蹄山の裾野に広がる、農業景観と森林景観を主体とした地域です。農地や森林を前景に、間近な羊蹄山がダイナミックにせり上がっていく景観が印象強く、国道5号から羊蹄登山口へ真っ直ぐ伸びる町道羊蹄登山線の景観が象徴的です。
- ・ 上水道の水源地を擁しており、水源涵養の為に周辺環境の保全が重要な地域です。
- ・ 道道631号ニセコ高原比羅夫線（サンモリッツ大橋）や町道比羅夫樺山線により、リゾートエリアからのアクセスが比較的容易なこと、国道5号の利便性も享受できることから、羊蹄山裾野の森林へのリゾート開発圧力の高まりが想定されます。
- ・ 高さのある建物や工作物による景観への影響を抑えながら、羊蹄山への眺望と農地・森林の保全を重んじた景観づくりを図ります。

○この地区を眺望する視点場・道路

国道5号 道道58号倶知安ニセコ線

○景観資源：羊蹄山 ニセコ連峰 半月湖

## ⑥ ニセコ連峰山岳地区

### リゾートの土台である豊かな自然を尊ぶ地区

- ・ 主にニセコ積丹小樽海岸国定公園（ニセコ連峰）の特別地域や保安林で構成された地域です。
- ・ ひらふ坂のおよそ上半分やゲレンデも含まれており、自然公園法の規定の中でリゾートエリアのにぎわいを創出しています。
- ・ スキー場以外にもアンヌプリ、イワオヌプリの登山や温泉、鏡沼など四季を通じた観光・景勝地として昔から親しまれています。
- ・ 自然公園法の規定と豊かな自然環境を保ちながら、これまでと変わらぬ自然景観の維持保全を図ります。

#### ○この地区を眺望する視点場・道路

道道 631 号ニセコ高原比羅夫線（ひらふ坂） 道道 58 号倶知安ニセコ線  
道道 343 号蘭越ニセコ倶知安線 ひらふ第一駐車場

#### ○景観資源：羊蹄山 ニセコ連峰 鏡沼

## ⑦ 羊蹄山山岳地区

### 我々倶知安に住まう者の心 高く尊き羊蹄

- ・ 支笏洞爺国立公園の特別地域（羊蹄山）や自衛隊演習地、保安林等で構成された地域です。
- ・ 登山道や半月湖を擁し、登山や紅葉狩りなど、豊かな自然に触れられる観光地でもあります。
- ・ 我々が内外に誇る最大の景観資源として、これまでと変わらぬ自然景観の維持保全を図ります。

#### ○この地区を眺望する視点場・道路

国道 5 号 道道 478 号京極倶知安線 町道羊蹄登山線

#### ○景観資源：羊蹄山 ニセコ連峰 半月湖

## 3) 重点地域における行為の制限

## ① リゾート近隣重点地域の届け出対象行為

| 行為の種類                            |                                        | 規模等                                                                                     |
|----------------------------------|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| a 建築物                            |                                        |                                                                                         |
|                                  | (1) 新築・移転                              | 高さ10mを超えるもの又は<br>建築面積300㎡を超えるもの                                                         |
|                                  | (2) 増築・改築                              | 増築・改築後の規模が、(1)の規模を超えるもの<br>ただし、増改築前の規模が既に(1)の規模を超え、<br>増改築する建築面積が10㎡以下の場合は対象外。          |
|                                  | (3) 外観を変更する修繕、模様替え又は<br>色彩の変更          | (1)の規模を超えるもの                                                                            |
| b 工作物                            |                                        |                                                                                         |
| (4)<br>新設・移転                     | 柵、塀、門等                                 | 高さ3mを超えるもの（建築物・工作物に附属して<br>設置されるものを除く）                                                  |
|                                  | 鉄筋コンクリート造柱、鉄柱、木柱<br>等（配電柱・電話柱・送電鉄塔を除く） | 高さ10mを超えるもの（建築物の附属物は除く）                                                                 |
|                                  | 煙突その他これに類するもの                          |                                                                                         |
|                                  | 物見塔その他これに類するもの                         |                                                                                         |
|                                  | 彫刻、記念碑等                                | 高さ10m又は<br>築造面積300㎡を超えるもの                                                               |
|                                  | 観覧車、コースター等遊戯施設                         |                                                                                         |
|                                  | 自動車車庫の用に供する立体的施設                       |                                                                                         |
|                                  | アスファルトプラント等製造施設                        |                                                                                         |
|                                  | 石油、ガス、穀物、飼料等貯蔵又は<br>処理施設               |                                                                                         |
|                                  | 汚物処理施設、ごみ焼却施設等                         |                                                                                         |
|                                  | 風力発電設備                                 | 高さ5m又は<br>一団の築造面積100㎡を超えるもの                                                             |
|                                  | 太陽電池発電設備                               | モジュールの合計面積100㎡を超えるもの                                                                    |
|                                  | (5) 増築・改築                              | 増築・改築後の規模が、(4)の規模を超えるもの<br>ただし、増築・改築前の規模が既に(4)の規模を超え、<br>増大する築造面積が10㎡以下かつ高さが増さない場合は対象外。 |
|                                  | (6) 外観を変更する修繕、模様替え又は<br>色彩の変更          | (4)の規模を超えるもの                                                                            |
| c 土地の形質の変更等                      |                                        |                                                                                         |
| 開発行為・特定開発行為<br>（擁壁を含む）           |                                        | 面積3,000㎡を超えるもの<br>又は擁壁・法面の高さが3mを超えるもの                                                   |
| 樹木の伐採                            |                                        | 面積3,000㎡を超えるもの                                                                          |
| 土石・資材・その他の堆積<br>（堆積期間が30日を超えるもの） |                                        | 堆積物の面積が1,000㎡を超えるもの<br>かつ堆積物の高さが3mを超えるもの                                                |

## ② リゾート近隣重点地域の景観形成基準

## a 建築物・b 工作物

| 区分                 |             | 形成基準                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|--------------------|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1<br>位置・配置         |             | <b>【景観資源への眺望確保】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・視点場や周辺の眺望道路から景観資源を眺望した際、その視野や視角を大きく遮る位置に建築物及び工作物を建設しない。</li> </ul>                                                                                                                                                             |
|                    |             | <b>【周辺景観との調和】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業景観や森林景観の連なりを大切に、周辺の眺望道路から見た際、田畑や森林への眺望を大きく遮る位置に建築物及び工作物を建設しない。</li> </ul>                                                                                                                                                      |
|                    |             | <b>【豪雪への対応】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・落雪が隣地や接道に影響を与えないよう、倶知安町建築物等に関する指導要綱に基づく後退距離を確保する。</li> </ul>                                                                                                                                                                       |
| 2<br>規模            |             | <b>【景観資源への眺望確保】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・視点場や周辺の眺望道路から景観資源を眺望した際、眺望を大きく遮る規模の建築物及び工作物を建設しない。</li> </ul>                                                                                                                                                                  |
|                    |             | <b>【周辺景観との調和】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業景観や森林景観の連なりを大切に、周辺の眺望道路から見た際、田畑や森林への眺望を大きく遮る規模の建築物及び工作物を建設しない。特に山なみの稜線を超えない規模に抑える。</li> </ul>                                                                                                                                  |
| 3<br>(色彩)<br>形態・意匠 |             | <b>【周辺景観との調和】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業景観や森林景観等、その地域を構成する景観の特徴を十分調査把握したうえ、その統一感や調和を乱さない形態意匠を用いる。</li> <li>・一団の敷地内に複数の建築物及び工作物を建設する際は、形態や意匠、色彩に統一感をもたせ、全体としてまとまりのある姿とする。</li> <li>・外観は使用色数を抑え、近隣建築物等の色彩と調和する色彩を用いる。原色や高彩度色(＝けげげばしい色)はアクセント(見付面積の1/5程度)に留める。</li> </ul> |
| 4<br>敷地の外構・その他     | 建築物・工作物の附属物 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・オイルタンクや室外機、キュービクルなど附属設備は、道路等からの人目につく配置を避ける。困難な場合は、修景や建築物と調和した意匠により目立たせない。</li> <li>・塀・柵は高さを抑え、自然素材や生垣を利用するなど、可能な限り周囲への圧迫感を軽減する。</li> <li>・門は高さ、幅を最小限に抑え、本体と調和した意匠とする。</li> </ul>                                                                   |
|                    | 緑の保全        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内の既存の樹木や草花は、可能な限り保存し、修景に活かす。やむを得ず伐採する場合は、新たな植栽や補植により、緑を確保する。</li> <li>・樹容や樹齢に優れる樹木がある場合は、伐採を避ける又は移植するなど、可能な限り保存に努める。<br/>(風倒木や支障木の処分、枝払い等必要な管理を除く)</li> </ul>                                                                                    |
|                    | 堆雪スペース      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内に堆雪スペース等、雪処理に必要な空間を確保する。堆雪スペースは積雪期以外の景観も配慮し、緑化修景を行う。</li> </ul>                                                                                                                                                                                 |
|                    | 緑化修景        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内は積極的に芝生や樹木、花壇等で緑化を行い、落ち着きと潤いの創出を図る。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                  |

## c 土地の形質の変更等

| 区分                | 形成基準                                                                                                                         |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1<br>開発行為・特定開発行為  | <b>【規模】</b><br>・造成の規模は必要最低限とし、既存地形や周辺の土地の高さと大きく異なる規模の造成は行わない。                                                                |
|                   | <b>【形状】</b><br>・周囲に圧迫感を与える長大な一体型の法面・擁壁は避ける。<br>緩やかな緑化法面とする、擁壁を分割し表面を緑化する等、圧迫感を抑える。                                           |
|                   | <b>【緑化修景】</b><br>・周囲の敷地の状況を踏まえ、前面道路に対し、植栽・花壇による落ち着きと潤いの創出を図る。<br>・樹容や樹齢に優れる樹木がある場合は、伐採を避ける又は移植するなど、可能な限り保存に努める。              |
|                   | <b>【豪雪への対応】</b><br>・造成地内道路の幅や線形計画は、積雪期の通行や道路除雪を踏まえたものとする。<br>・造成地内の分譲区割を計画する場合は、建築物が建った後の落雪距離や堆雪スペース確保を踏まえ、余裕ある面積を確保する。      |
|                   | <b>【緑地の確保】</b><br>・緑地は公共性をもつ地域の共用地であり、夏は緑による潤いの場、冬は共用の堆雪場としての役割も果たす為、造成地の5%以上を確保する。*1<br>・造成地内道路計画と併せ、各区画からのアクセス性を考慮した配置とする。 |
|                   | <b>【無電柱化】</b><br>・眺望道路に面した開発行為における電線類は地中埋設とする。                                                                               |
|                   | <b>【水辺の保全】</b><br>・生物の良好な生息空間を形成する水辺の樹木や天然の河床は、可能な限り保全し、防災・安全上必要な伐採に留める。<br>・護岸や地下化が必要な場合は、自生種や自然環境を配慮した工法を用いる。              |
| 2 伐採              | ・造成地内の既存樹木は可能な限り保存し、修景に活かす。<br>・視点場や周辺の眺望道路から広く眺望できる場所の樹木は、可能な限り残す。                                                          |
| 3<br>土石・資材・その他堆積物 | ・視点場や周辺の眺望道路から広く眺望出来る場所での土石、資材、その他物品の堆積は避け、植栽等により修景を行う。                                                                      |

\*1 令和6年1月1日以降の届出より適用

## d 色彩基準

色彩基準は、全地域において共通です。

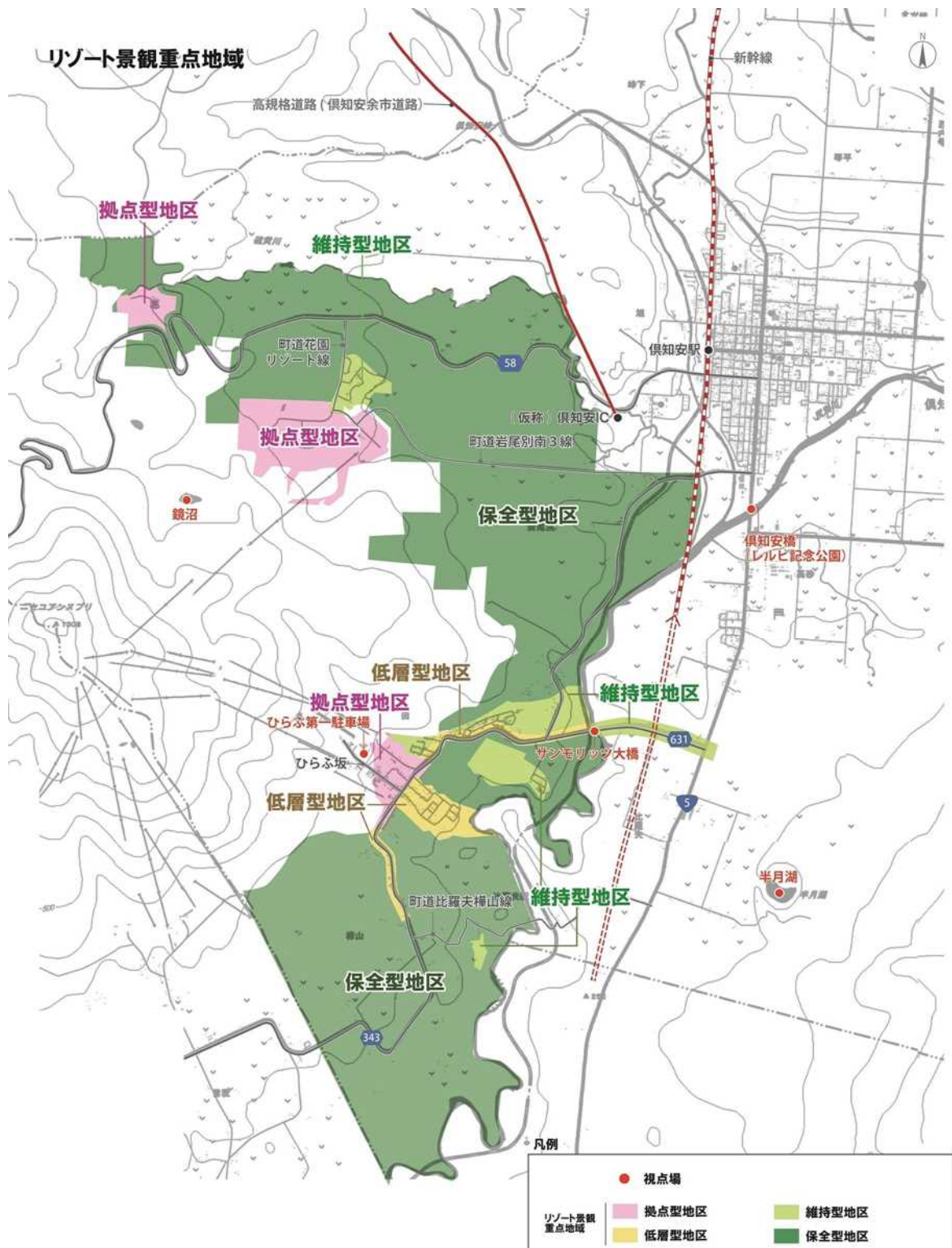
(1) 市街地域の色彩基準 P85 をご参照ください。

## (4) リゾート景観重点地域

### 1) 重点地域の指定

リゾート景観重点地域は、リゾートエリアに相応しい景観づくりが求められる地域です。

この重点地域は、景観法第61条による景観地区であるため、建築物の建築等や開発行為等に際しては、行為の届出ではなく、景観法第63条による建築物の認定申請又は「倶知安町景観地区条例」による開発行為等の許可申請の対象となります。



## 2) 重点地域における景観形成の方針

これまでのリゾートエリアにおける景観形成を再整理し、リゾートらしい賑わいを保つ地区、自然景観の保全を図る地区のメリハリを強めます。

そのため、スキー場周辺においてはリゾート施設が集積する街なみ景観の向上を図りつつ、それ以外の地域では建物の密度を抑え緑を残すよう、今後のリゾートエリアの目標像（めざす姿）を以下のように定めます。

### 自然豊かに四季を通じた魅力あるリゾート空間

この目標像をもとに、観光地マスタープランにおける持続可能な観光地経営の視点も踏まえ、本重点地域における全体方針を以下のとおりとします。

### 快適なリゾート滞在環境と豊かな自然環境を大切にする

### ～緑・水・道への負荷を抑えたリゾート景観づくり～

また、全体方針と観光地マスタープランを踏まえ、この重点地域内を、拠点型地区、低層型地区、維持型地区、保全型地区の4類型に区分し、地区ごとの方針を示します。

#### ① 拠点型地区

- ・ スキー場周辺を中心にリゾート地の拠点となる中高層の宿泊施設や店舗が集積しており、リゾートエリアの中核としての役割を担っています。
- ・ 地区の広がりや基盤インフラ（上下水道、温泉、道路交通）の能力に限度がある為、既存の地区範囲内の中で、街なみ景観の質の向上を目指します。

#### ② 低層型地区

- ・ ローワービレッジ地区及び道道 343 号蘭越ニセコ倶知安線沿道において、低層建築を主体として宿泊施設や店舗が広がっていますが、過密化が進む箇所もあります。
- ・ スキー場周辺のにぎわいを支え、ゆとりのある質の高い街なみ景観を形成します。

#### ③ 維持型地区

- ・ 拠点型地区や主要幹線沿道の賑わい地域からやや距離を保った位置に、閑静な住居や宿泊施設の集約している地区です。
- ・ 周囲の豊かな森林による自然景観を重んじ、建物ボリュームを抑えた、落ち着きと潤いのあるリゾートらしい景観を保っていきます。

#### ④ 保全型地区

- ・ リゾートエリアの外縁にあたる森林地域や農業地域においては、良好な自然環境の保全を前提とし、環境への負荷を抑えた低密度なリゾート開発を誘導します。既に宅地形成されている地域は引き続き、自然環境と調和した良好な景観形成を維持します。

### 3) 重点地域における行為の制限

この地域は景観地区に指定されている為、地域内の建築物の建築等については、景観法第16条に基づく行為の届出等ではなく、景観法第63条による認定申請の対象となります。

また土地の形質の変更等についても、令和6年6月1日以降に着手する行為は、景観法第16条に基づく行為の届出等ではなく、「倶知安町景観地区条例」第10条に基づく許可申請の対象となります。

#### ① リゾート景観重点地域の届け出対象行為

| 行為の種類                                                            |                                    | 規模等                                                                                 |
|------------------------------------------------------------------|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| a 建築物                                                            |                                    |                                                                                     |
| 景観法第63条による認定申請の対象となります。詳細は景観地区にかかる都市計画決定内容及び「倶知安町景観地区条例」をご覧ください。 |                                    |                                                                                     |
| b 工作物                                                            |                                    |                                                                                     |
| (1) 新設・移転                                                        | 柵、塀、門等                             | 高さ3mを超えるもの（建築物・工作物に附属して設置されるものを除く）                                                  |
|                                                                  | 鉄筋コンクリート造柱、鉄柱、木柱等（配電柱・電話柱・送電鉄塔を除く） | 高さ10mを超えるもの（建築物の附属物は除く）                                                             |
|                                                                  | 煙突その他これに類するもの                      |                                                                                     |
|                                                                  | 物見塔その他これに類するもの                     |                                                                                     |
|                                                                  | 彫刻、記念碑等                            | 高さ10m又は<br>築造面積300㎡を超えるもの                                                           |
|                                                                  | 観覧車、コースター等遊戯施設                     |                                                                                     |
|                                                                  | 自動車車庫の用に供する立体的施設                   |                                                                                     |
|                                                                  | アスファルトプラント等製造施設                    |                                                                                     |
|                                                                  | 石油、ガス、穀物、飼料等貯蔵又は処理施設               |                                                                                     |
|                                                                  | 汚物処理施設、ごみ焼却施設等                     |                                                                                     |
|                                                                  | 風力発電設備                             | 高さ5m又は<br>一団の築造面積100㎡を超えるもの                                                         |
|                                                                  | 太陽電池発電設備                           | モジュールの合計面積100㎡を超えるもの                                                                |
| (2) 増築・改築                                                        |                                    | 増築・改築後の規模が、(1)の規模を超えるもの<br>ただし、増築・改築前の規模が既に(1)の規模を超え、増大する築造面積が10㎡以下かつ高さが増さない場合は対象外。 |
| (3) 外観を変更する修繕、模様替え又は色彩の変更                                        |                                    | (1)の規模を超えるもの                                                                        |
| c 土地の形質の変更等（R6.6.1以降は下記数値ではなく、倶知安町景観地区条例を参照）                     |                                    |                                                                                     |
| 開発行為・特定開発行為（擁壁を含む）                                               |                                    | 面積3,000㎡を超えるもの<br>又は擁壁・法面の高さが3mを超えるもの                                               |
| 樹木の伐採                                                            |                                    | 面積3,000㎡を超えるもの                                                                      |
| 土石・資材・その他の堆積（堆積期間が30日を超えるもの）                                     |                                    | 堆積物の面積が1,000㎡を超えるもの<br>かつ堆積物の高さが3mを超えるもの                                            |

## ② リゾート景観重点地域の景観形成基準

## b 工作物

| 区分              |         | 形成基準                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1<br>位置・配置      |         | <b>【景観資源への眺望確保】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視点場や周辺の眺望道路から景観資源を眺望した際、その視野や視角を大きく遮る位置に工作物を建設しない。</li> </ul>                                                                                                                                                               |
|                 |         | <b>【周辺景観との調和】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業景観や森林景観の連なりを大切に、周辺の眺望道路から見た際、田畑や森林への眺望を大きく遮る位置に工作物を建設しない。</li> </ul>                                                                                                                                                        |
|                 |         | <b>【豪雪への対応】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 落雪が隣地や接道に影響を与えないよう、倶知安町建築物等に関する指導要綱に基づく後退距離を確保する。</li> </ul>                                                                                                                                                                    |
| 2<br>規模         |         | <b>【景観資源への眺望確保】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視点場や周辺の眺望道路から景観資源を眺望した際、眺望を大きく遮る規模の工作物を建設しない。</li> </ul>                                                                                                                                                                    |
|                 |         | <b>【周辺景観との調和】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業景観や森林景観の連なりを大切に、周辺の眺望道路から見た際、田畑や森林への眺望を大きく遮る規模の工作物を建設しない。特に山なみの稜線を超えない規模に抑える。</li> </ul>                                                                                                                                    |
| 3<br>(形態・色彩・意匠) |         | <b>【周辺景観との調和】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業景観や森林景観等、その地域を構成する景観の特徴を十分調査把握したうえ、その統一感や調和を乱さない形態意匠を用いる。</li> <li>・ 一団の敷地内に複数の工作物を建設する際は、形態や意匠、色彩に統一感をもたせ、全体としてまとまりのある姿とする。</li> <li>・ 外観は使用色数を抑え、近隣建築物等の色彩と調和する色彩を用いる。原色や高彩度色(＝けげげばしい色)はアクセント(見付面積の1/5程度)に留める。</li> </ul> |
| 4<br>敷地の外構・その他  | 工作物の附属物 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 塀・柵は高さを抑え、自然素材や生垣を利用するなど、可能な限り周囲への圧迫感を軽減する。</li> <li>・ 門は高さ、幅を最小限に抑え、本体と調和した意匠とする。</li> </ul>                                                                                                                                                   |
|                 | 緑の保全    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 敷地内の既存の樹木や草花は、可能な限り保存し、修景に活かす。やむを得ず伐採する場合は、新たな植栽や補植により、緑を確保する。</li> <li>・ 樹容や樹齢に優れる樹木がある場合は、伐採を避ける又は移植するなど、可能な限り保存に努める。</li> </ul> <p>(風倒木や支障木の処分、枝払い等必要な管理を除く)</p>                                                                             |
|                 | 堆雪スペース  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 敷地内に堆雪スペース等、雪処理に必要な空間を確保する。堆雪スペースは積雪期以外の景観も配慮し、緑化修景を行う。</li> </ul>                                                                                                                                                                              |
|                 | 緑化修景    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 敷地内は積極的に芝生や樹木、花壇等で緑化を行い、落ち着きと潤いの創出を図る。</li> </ul>                                                                                                                                                                                               |

## c 土地の形質の変更等

## ◆注意◆

令和6年6月1日以降に着手する下表の行為については、俱知安町景観地区条例第3章を参照してください。

| 区分                    | 形成基準                                                                                                                                     |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1<br>開発行為・特定開発行為      | <b>【規模】</b><br>・造成の規模は必要最低限とし、既存地形や周辺の土地の高さと大きく異なる規模の造成は行わない。                                                                            |
|                       | <b>【形状】</b><br>・周囲に圧迫感を与える長大な一体型の法面・擁壁は避ける。<br>緩やかな緑化法面とする、擁壁を分割し表面を緑化する等、圧迫感を抑える。                                                       |
|                       | <b>【緑化修景】</b><br>・周囲の敷地の状況を踏まえ、前面道路に対し、植栽・花壇による落ち着きと潤いの創出を図る。<br>・樹容や樹齢に優れる樹木がある場合は、伐採を避ける又は移植するなど、可能な限り保存に努める。                          |
|                       | <b>【豪雪への対応】</b><br>・造成地内道路の幅や線形計画は、積雪期の通行や道路除雪を踏まえたものとする。<br>・造成地内の分譲区割を計画する場合は、建築物が建った後の落雪距離や堆雪スペース確保を踏まえ、余裕ある面積を確保する。                  |
|                       | <b>【緑地の確保】</b><br>・緑地は公共性をもつ地域の共用地であり、夏は緑による潤いの場、冬は共用の堆雪場としての役割も果たす為、造成地の5%以上を確保する。 <sup>*1</sup><br>・造成地内道路計画と併せ、各区画からのアクセス性を考慮した配置とする。 |
|                       | <b>【無電柱化】</b><br>・開発行為地内における電線類は地中埋設とする。                                                                                                 |
|                       | <b>【水辺の保全】</b><br>・生物の良好な生息空間を形成する水辺の樹木や天然の河床は、可能な限り保全し、防災・安全上必要な伐採に留める。<br>・護岸や地下化が必要な場合は、自生種や自然環境を配慮した工法を用いる。                          |
| 2 伐 採                 | ・造成地内の既存樹木は可能な限り保存し、修景に活かす。<br>・視点場や周辺の眺望道路から広く眺望できる場所の樹木は、可能な限り残す。                                                                      |
| 3<br>土石・資材・<br>その他堆積物 | ・視点場や周辺の眺望道路から広く眺望出来る場所での土石、資材、その他物品の堆積は避け、植栽等により修景を行う。                                                                                  |

\*1 令和6年1月1日以降の届出より適用

## d 色彩基準（工作物）

- ・景観地区内の建築物にかかる色彩基準は、景観計画内に定める制限ではなく、景観地区に定められた形態意匠の制限の対象となります。
- ・工作物にかかる色彩基準は、本計画内に定める他地域の色彩基準と共通ですので、（１）市街地域の色彩基準 P85 をご参照ください。



## 第 6 章

## 6章 景観形成を支える資源の指定方針や整備に関する事項

### 1. 景観重要建造物の指定の方針

景観計画区域内の良好な景観形成を図るうえで重要な役割を担っており、道路等その他公共の場所から公衆によって容易に望見されるもので、以下の項目のいずれかに該当する建造物については、「景観重要建造物」に指定することができるものとします。

景観重要建造物に指定された建造物は現状変更等に対する規制や管理義務が生じます。建造物の適切な保全が図られますが、所有者の理解や維持管理における地域及び町の支援が重要です。

指定にあたっては、所有者の合意を得て、景観審議会の意見を聴いたうえで指定いたします。

- ① 優れたデザインを有し、倶知安町全域や地域にとってシンボリックな存在であり、良好な景観形成に寄与する建造物であること
- ② 地域の自然・歴史・文化等の観点から特徴を有し、良好な景観形成に寄与する建造物であること
- ③ 街角や目によく留まる場所に位置するなど、市街地や公共施設周辺等の公共性の高い場所において、良好な景観形成に寄与する建造物であること
- ④ 地域住民等による維持や管理、活用等が積極的かつ継続的に行われており、地域に広く愛されている建造物であること

#### ■ 他都市事例

〈北海道黒松内町景観重要建造物〉



〈青森県弘前市景観重要建造物〉



## 2. 景観重要樹木の指定の方針

景観計画区域内の良好な景観形成を図るうえで重要な役割を担っており、道路等その他公共の場所から公衆によって容易に望見されるもので、以下の項目のいずれかに該当する樹木については、「景観重要樹木」に指定することができるものとします。

景観重要樹木に指定された樹木は伐採や移植に対する規制や樹木の管理義務が生じます。樹木の適切な保全が図られますが、所有者の理解や維持管理における地域及び町の支援が重要です。

指定にあたっては、所有者の合意を得て、景観審議会の意見を聴いたうえで指定します。

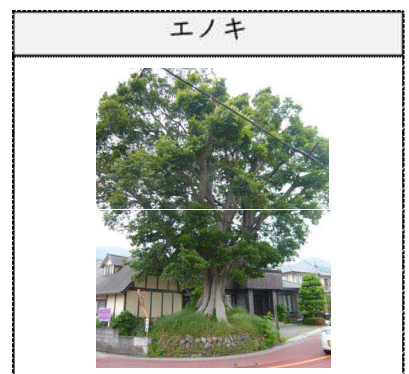
- ① 樹形や樹高が、俱知安町全域や地域にとってシンボルの存在であり、良好な景観形成に寄与する樹木であること
- ② 地域の自然・歴史・文化等の観点から特徴を有し、良好な景観形成に寄与する樹木であること
- ③ 街角や目によく留まる場所に位置するなど、中心市街地や公共施設周辺等の公共性の高い場所において、良好な景観形成に寄与する樹木であること
- ④ 地域住民等による維持や管理が積極的かつ継続的に行われており、地域に広く愛されている樹木であること

### ■ 他都市事例

〈京都府長岡京市景観重要樹木〉



〈静岡県富士市景観重要樹木〉



〈山形県米沢市景観重要樹木〉



〈奈良県橿原市景観重要樹木〉



### 3. 景観重要公共施設の指定及び整備等に関する事項

#### (1) 指定に関する事項

景観計画区域内の道路や河川などの公共施設のうち、良好な景観形成を図るうえで重要な施設については、以下の指定基準に基づき、国、道等の公共施設管理者等との協議・同意のもと、「景観重要公共施設」に指定することができます。

また、無電柱化の推進を図っていく路線などは、電線共同溝法における「電線共同溝整備道路」として指定する事も考えられます。

- ① 豊かな生態系や農業などの産業を支える河川
- ② にぎわいと交流を生む道路、広域の地域間を繋ぎ圏域の沿道景観を印象付ける道路
- ③ 自然環境を育み、人々の憩いや交流の場として身近に親しまれている公園
- ④ その他、本町の景観づくりにおいて重要な要素となる公共施設

#### <景観重要公共施設>

| 倶知安町の道路・河川（軸） |                                                               |
|---------------|---------------------------------------------------------------|
| 国道            | 5号、276号、393号                                                  |
| 道道            | 58号倶知安ニセコ線、271号倶知安停車場線、343号蘭越ニセコ倶知安線、478号京極倶知安線、631号ニセコ高原比羅夫線 |
| 町道            | 岩尾別南3線、花園リゾート線、西6号富士見線、西3丁目北・南通、北3条西通                         |
| 河川            | 尻別川、倶登山川、ポイントサン川                                              |
| 計画中の道路        | 高規格道路（倶知安余市道路）、（仮）町道倶登山川通                                     |
| 公園            | 駅前広場、旭ヶ丘公園、百年の森公園                                             |



倶知安町景観計画に指定する景観重要道路には、既に北海道景観計画においても景観重要道路に指定され、無電柱化の整備推進やシーニックバイウェイにおける「秀逸な道」に選定された区間があります。

|    |                                               |                                             |
|----|-----------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 国道 | 5号                                            | 無電柱化整備（予定）区間あり                              |
|    | 276号                                          | シーニックバイウェイ北海道「秀逸な道」選定区間（八幡ビューポイントパーク～京極町方面） |
| 道道 | 58号 倶知安ニセコ線<br>271号 倶知安停車場線<br>631号 ニセコ高原比羅夫線 | 無電柱化予定区間あり                                  |

これらの区間は倶知安町景観計画においても特に沿道景観の向上を図る区間として、各道路管理者と連携を深め、良好な景観形成を図っていくこととします。

## （２）整備に関する事項

指定された「景観重要公共施設」については、町の良好な景観形成に資する施設整備を図ります。

また、「景観重要公共施設」の整備にあたっては、必要に応じて公共施設管理者との連携のもと、景観協議会の活用が考えられます。

### ＜整備方針＞

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 道路     | <ul style="list-style-type: none"> <li>道路附属施設の新設や更新にあたっては、景観色の使用や配置の工夫等により、周辺景観への調和や景観資源への眺望確保に努めます。</li> <li>景観が良好な主要幹線の無電柱化推進を計画的に図っていきます。</li> <li>街路樹や植樹樹等、沿道緑化環境の整備を推進します。</li> </ul>                                                                               |
| 河川     | <ul style="list-style-type: none"> <li>河畔林や護岸、堤防等、治水面との整合を図りつつ、尻別川水系の変化に富んだ魅力ある景観の維持、形成等に努めます。</li> <li>河川が持つ機能を発揮させつつ、河川敷の公園利用、管理道路の遊歩道利用などにより、自然や河川景観に触れる水辺空間・親水空間としての活用を図ります。</li> <li>照明柱などの工作物等は、設置位置や形態意匠、色彩に配慮し、周辺の自然景観と調和するような河川景観の形成に努めます。</li> </ul>           |
| 計画中的道路 | <ul style="list-style-type: none"> <li>高架等が与える視覚・心理的圧迫感の軽減や眺望性の確保について、施設管理者等との協議を進めます。</li> <li>郊外森林の通過区間では、自然景観の連続性のみならず、自然環境の分断による動植物への影響も含め、施設管理者等との協議を進めます。</li> </ul>                                                                                               |
| 公園     | <ul style="list-style-type: none"> <li>駅前広場では、来訪者と住民が行き交う交流空間を演出し、潤いと憩いの空間とするため、緑の充実を図ります。</li> <li>旭ヶ丘公園では、身近に自然を感じられる場として豊かな緑を守り、活かしていくため、適正な整備と維持管理に努めます。また、市街地や俱登山川への眺望など、視点場として良好な眺望を確保していきます。</li> <li>憩いと潤いの場、そして地域のシンボルとなるよう、地域と利用者の特性を踏まえた公園整備を図ります。</li> </ul> |

## 4. 景観資産の指定に関する事項

景観法の規定による「景観重要建造物」「景観重要樹木」「景観重要公共施設」以外にも、倶知安町の景観において重要な事物や、倶知安らしい象徴的な風景等、皆で大切にしていきたいものを、倶知安町の景観資産として指定していきます。

景観資産の存在や魅力を情報発信し、町民の共有資産としてその価値を共有していくことで、親しみもてる景観づくりの機運醸成を図ります。

### <倶知安町で考えられる景観資産の一例>

- ・ 登山道や遊歩道等（道路法規定外の道）
- ・ 馬鈴薯の花が咲き溢れる芋畑（倶知安の象徴的な風景）
- ・ じゃが千人踊り（まちの暮らしや文化に根付いた風景）

## 5. 屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する基本的事項

### （１）基本的な考え方

屋外広告物は、目的地への案内・誘導や史跡等の解説など、人々に対して必要な情報を伝達する役割を果たしながら、街なみや沿道の景観上重要な役割を果たしています。景観への配慮がない屋外広告物は、周辺景観との調和を損なうだけでなく、町のイメージや印象にも影響を与えます。

以上を踏まえ、屋外広告物を伴う建築物や工作物の建設等においては、地域性や景観との調和に配慮した屋外広告物のあり方について、建築物等と一体的な誘導を図ることとします。

## 6. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項

### （１）基本的な考え方

景観農業振興地域整備計画は、景観計画区域のうち農業振興地域内において、営農環境が周囲との調和を織りなし、良好な景観を形成している地域について定めることができ、景観作物の作付けなど、景観に配慮した農業景観づくりを地域で取り組む場合に法的な後押しを行うものです。

今後は、倶知安らしさを表す農業景観を保全・創出するための施策を講じ、地域の景観に配慮しつつ、良好な営農条件を確保していくために、町の農業振興地域計画との整合性を図り、それを後押しできる景観農業振興地域整備計画の策定について検討します。

## 7. 自然公園法許可の基準

### (1) 自然公園法の許可の基準に関する方針

倶知安町の一部は、ニセコ積丹小樽海岸国定公園区域及び支笏洞爺国立公園地域に指定されており、ひらふ坂の一部等は自然公園法に基づく特別地域の厳密な基準により、景観地区から連なる街なみ形成が図られてきました。

景観法では、自然公園法と一体となった景観形成を行うために、自然公園地域内の建築物や工作物に関して、自然公園法の許可基準に景観計画で定める許可基準を上乗せすることも可能となっています。

今後、地域の景観上の特性を踏まえ、自然公園法の基準から更なる上乗せの基準の設定が必要となった場合には、関係機関と連携を図りながら検討を行います。

## 8. 景観づくりを支える仕組みに関する事項

### (1) 景観整備機構の指定の検討

景観整備機構制度は、地域住民等を含めた民間活力の活用により、景観行政団体と共に良好な景観の形成の推進を図るものです。（法92条第1項）

自発的な景観の保全及び整備の推進を図るため、景観の保全や整備能力のある一般社団法人、一般財団法人又はNPOを景観整備機構として指定し、指定された団体を良好な景観形成を担う主体として位置付けます。

今後、本町においても、当該公益法人又はNPOの組織力等を総合的に判断したうえで、景観整備機構の指定を検討いたします。

#### ■景観整備機構のポイント

- ・ 景観行政団体は景観整備機構の趣旨を踏まえて、積極的に指定を行うことが望ましい。
- ・ ひとつの景観行政団体が、複数の景観整備機構の指定を行うことは差し支えない。
- ・ 景観行政団体の長に指定された景観整備機構は、当該景観行政団体の区域において業務を行うものであって、複数の景観行政団体の区域において、景観整備機構としての業務を行う場合は、それぞれの景観行政団体の長の指定が必要となる。
- ・ 景観行政団体が景観整備機構の指定を行う際は、当該公益法人又はNPOが、法第93条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができるか否かについて、組織や資金等の面から判断する。
- ・ 指定の申請は、定款又は寄付行為のほか、業務計画書や事業計画書、資金計画書等、当該法人又はNPOが当該業務を適正かつ確実に遂行する能力を有するかを判断するために必要となる書類を提出させることが望ましい。

## （２）景観協議会設立の検討

景観協議会は、景観法に基づき設けられ、景観計画区域内における良好な景観形成に向けたルールづくりなど必要な協議を行う機関で、行政と住民等が協働で景観づくりに取り組むための組織です。

協議会は、景観行政団体や景観重要公共施設の管理者および景観整備機構が組織できるので、関係する他の行政機関や公益事業者、住民等の関係者を加えることも可能です。また、行政区域を超えた景観形成に取り組むため、景観行政団体同士が組織することもできます。

商店街の修景や、屋外広告物の集合化の検討、地域活性化イベントの開催等を検討する等の場となるため、今後、本町においても景観協議会の設立を検討してまいります。

### ■景観協議会指定のポイント

- ・ 協議会で決めた事柄には、協議会構成員に法的な尊重義務が発生する。（法第 15 条第 3 項）
- ・ 良好な景観形成を持続的に推進していくために協議・調整を図りながら課題解決を図っていくための組織であり、積極的な活用が望ましい。
- ・ ひとつの景観計画区域において複数の課題が存在する場合、それぞれの課題の関係者により構成される複数の景観協議会の組織も可能。
- ・ ふたつ以上の景観協議会が連携し、協議会を共同開催するなど一体的に運用することも考えられる。

### （３）景観協定制度等の活用

景観協定制度は、地域の良い景観形成のために、土地所有者等がその全員の合意により、区域と自主的なルールを定めた協定について、景観法に基づき町が認可する制度です。地域住民が自主的にルールを定め、運用することで、地域の良い景観の保全・増進等を図ることにつながります。（法第81条第1項）

協定には、建築物や工作物、屋外広告物などをはじめ、ソフト面も含めた景観に関連する事柄を一体的に定めることが可能です。

また、景観協定制度と類似した制度として、倶知安の未来へつなぐ景観まちづくり条例（景観計画条例）に定める「地区景観デザイン計画」制度があります。

単独又は複数の土地所有者等が一団の土地において、町が定める景観形成指針（地区景観デザイン形成指針）に適った総合的な開発計画を進める限りにおいて、町長がその計画を認定するものです。

認定された計画に基づく建築物等については、景観地区に定められた制限の緩和等を受けることが出来ます。

当町の多様な地域状況を踏まえた、良い地区景観の形成につながることから、これら制度の活用を図ってまいります。

#### ■景観協定のポイント

- ・ 地域の状況に応じたきめ細かなルールを地域住民が取り決めることができる。
- ・ 景観協定の目的となる土地の区域を景観協定区域として定められる。
- ・ 良い景観形成のため以下の事項のうち必要なものを定められる。
  - （１）建築物の形態意匠に関する基準
  - （２）建築物の敷地、位置、規模、構造、用途又は建築設備に関する基準
  - （３）工作物の位置、規模、構造、用途又は形態意匠に関する基準
  - （４）樹林地、草地等の保全又は緑化に関する基準
  - （５）屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基準
  - （６）農用地の保全又は利用に関する事項
  - （７）その他良い景観の形成に関する事項（駐車場、照明、美化活動等）
- ・ 協定の有効期間を5年以上30年以下の期間で定められ、自動更新を行うことも可能。
- ・ 新たに土地所有者等になった人にも、協定の内容は継承されるため有効。
- ・ 景観協定に違反した場合、不当に重い措置を科すことはできないが、原状回復等の請求や裁判所への提訴等、措置について定められる。

#### ■地区景観デザイン計画のポイント

- ・ 景観協定同様、地域の状況に応じたルールを開発事業者等が取り決めることができる。
- ・ 町が定める「地区景観デザイン形成指針」に適った計画を定め、町の認定を受けることで、景観地区に定められた制限の緩和等を受けることが出来る。
- ・ 計画に適合しない行為があった時は認定が取り消され、制限の緩和も失効となる場合がある。
- ・ 景観協定と違い、土地所有者等が単独でも計画の認定を受けることが出来る。
- ・ 計画の認定後、新たに土地所有者等になった人にも、計画の内容は継承される。



## 第 7 章

## 7章 景観まちづくりの進め方

### 1. 景観まちづくりの考え方

倶知安町では「景観」の名を意識せずとも、この町に暮らす人々、営む人々が町のことを深く知り、身の回りの日常生活空間を整え、豊かな自然を楽しみ、地域への愛着を育んできました。

庭や玄関に草花を植えて楽しむ人、豊かな森林資源に触れる機会を提供する人、散策路の維持をする人、農地を保全する人、道路のごみ拾いや清掃活動をしてくれる人、街路や公園を緑で彩る人、街路樹などにイルミネーションを飾る人など、倶知安町の景観づくりは、行政が何か特別なことを新たに始めるのではなく、これら町民一人一人の日々の暮らしや営みの中から、あるいは自発的な活動から多くのものが生じ、その一つ一つの積み重ねが、皆により愛されるまちづくりへ繋がっていきます。

そこでこの章では、この町に暮らす、営む人々の日常的・自発的な活動について取り上げ、整理していきます。

## 2. 景観まちづくりの取り組み

俱知安町には「2章 俱知安町の景観特性」で紹介したもの以外にも、景観づくりにつながる様々なまちづくり活動が展開されています。そのため、5つの基本方針ごとに推進していくべき取り組みの方向性と事例を整理しました。

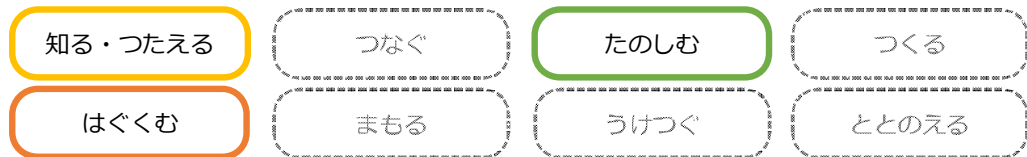
なお、取り組みの性質から「知る・つたえる」「つなぐ」「たのしむ」「つくる」「はぐくむ」「まもる」「うけつぐ」「ととのえる」の8つのキーワードを導き出し、どの性質を有する取り組みであるかを分類します。

当町ではこれからも、景観づくりにつながる町民主体の取り組みに関わっていくと共に、このような取り組みが新たに生まれ、広がるよう支えていきます。

### (1) 豊かな緑と水をいかす【自然・地形】

#### 1) 身近にある自然にふれる機会の創出

「ふるさと」を象徴する美しい自然環境は、俱知安町のあらゆる景観の基礎であり、我々の心の原風景でもあります。百年の森をはじめ、町内に生息する身近な動植物について知り、豊かな自然に親しむことができる場や刊行物が数多くあります。



#### ○取り組みの例

【百年の森に生息する動植物の観察・調査研究】（主体：百年の森ファンクラブ）  
百年の森内に生息している動植物の観察や調査・研究を行い、記録を行う。

#### 【ネボスケ通信—百年の森だより】

百年の森の管理人が作成し、百年の森に生息している動植物の紹介や自然講座などのお知らせを載せた通信紙。町広報折込で全町に配布されている。



#### 【俱知安双書 改訂版・増補改訂版】

かつて俱知安風土研究会が発行した小冊子シリーズ（絶版）のうち、「羊蹄植物誌」「ニセコ植物誌」「野の神仏」等を風土館で再版。

#### 【ふるさと探訪】

地域の身近な自然や歴史について、歩いて学ぶフィールドワーク。

#### 【寺子屋ミュージアム／いきもの調査隊】

小中学生が俱知安の自然の良さを知り、自発的に調査や発見を体験する場。

【自然講座】（主体：百年の森ファンクラブ）

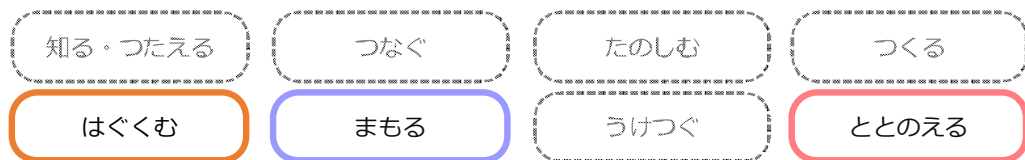
身近にある自然、主に百年の森に生息する動植物や自然環境が学べる講座。

【木の曜日講座】（主体：百年の森ファンクラブ）

木曜日に開催される講座。倶知安の自然や地域の文化、歴史に関するテーマで開催。

## 2) 自然環境に対する保全活動の推進

緑豊かな森林を保つため、主に在来植物にとって良好な生息環境の維持が大切です。そのため、外来種の除去および在来種の保全活動が行われています。



### ○取り組みの例

【「百年の森」保全活動】（主体：百年の森ファンクラブ）

自然に近い形で倶知安の“森”を再生するため、育林や外来種植物の除去活動などを行う。

【コマクサの除去活動】（主体：ニセコ羊蹄山岳会）

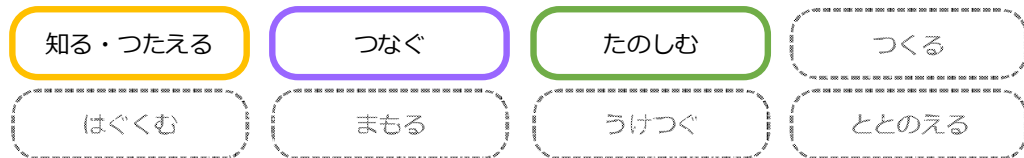
本来羊蹄山に生息していないコマクサの除去活動を行う。また、活動内容の冊子を作成。

## (2) 四季折々に表情を変え、営み豊かな農林業【農林業】

### 1) 農業に関する情報発信および啓発

倶知安町が誇る農業景観を伝え、保全していくために倶知安町農林課が中心となり、馬鈴薯の紹介及び保全に関する情報発信を行っています。

また、町の農業を内外に周知し、農業を活性化していくため、農業関係団体と連携した農作物の販売やイベントなどのPR活動を行い、観光業にもつながる取り組みを展開しています。



### ○取り組みの例

#### 【じゃがいもの紹介・保全情報】

倶知安町農林課が町公式ホームページにて、倶知安町で主に栽培されている馬鈴薯の品種と花の特徴を紹介。また、農地への侵入による病害虫の蔓延を防ぐため、立ち入り禁止であることを呼びかけ、理解醸成に取り組んでいる。



#### 【ニセコ朝市】（主体：倶知安観光協会）

倶知安・ニセコの農産物を提供し、農業と観光の連携を強化する取り組み。

#### 【JA ようてい農業祭】（主体：JA ようてい）

羊蹄山麓産農作物の即売会やステージイベントを農協前駐車場で開催。

#### 【しりべし「酒と肴と旅」プロジェクト】（主体：後志観光連盟／関係団体：後志総合振興局）

後志の食の魅力と観光イメージの定着を図るため、「酒と肴」をテーマに団体間の連携など取り組みを行う。

#### 【倶知安米のPR】

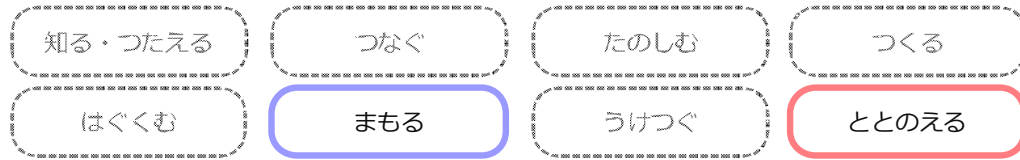
町民に向け、スーパーでの試食などによる“倶知安米”PR活動を行う。

#### 【じゃがいもの話 増補改訂版】

かつて倶知安風土研究会が発行した「倶知安双書」（絶版）の一冊を、風土館が増補改訂版として再版。

## 2) 農業環境や地域資源の適正な維持管理につながる取り組みの促進

俱知安町の象徴的な景観の一つ、農業景観を守っていくには、農地の維持継続は欠かせません。町内では、農業就業者の負担軽減や農業経営の継続及び農地の保全に対する補助や、経営継承や後継者育成への支援が行われています。



### ○取り組みの例

#### 【農業の生産力・経営力向上への支援】

(関係団体：農業協同組合、土地改良区、農業共済組合 など)

馬鈴薯用薬剤や堆肥購入、農業経営改善指導など、農家に対し補助を行う。

#### 【農業の新たな担い手への支援】 (関係団体：俱知安町農業後継者対策協議会)

経営継承への支援や後継者が農業大学等に就学する為の奨学金の支給を行う。  
新規就農者の独立に必要な研修等への支援、経営開始に必要な資金投資を行う。  
また、後継者や担い手の育成や指導、農業後継者花嫁対策への支援を行う。

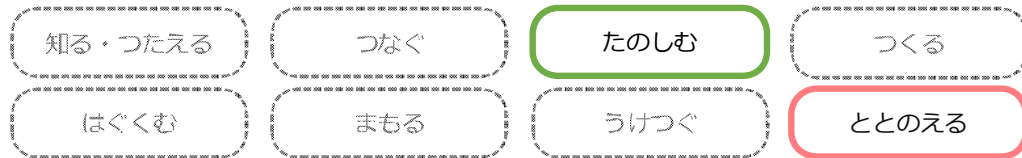
#### 【農業継続につながる支援】 (主体：俱知安町農業再生協議会)

農作物の需要を踏まえ、田における米生産量の指標を示しつつ、転作も視野に自給率の低い作物生産を支援する。また、人口減少等により米を生産する必要が無くなり、用途が見込まれない田を転換畑にする支援を行う。

### 3) 森林資源の循環利用の推進

倶知安町では、倶知安町森林整備計画に基づいて町有林の施業を行い、私有林に対しては伐採跡地への植栽に助成を行うなど、秩序ある森づくりのための取り組みを実施しています。

また、地域材を使った木工等の体験などを通して、地域が有する貴重な資源に目を向ける機会を創出し、森林資源の循環利用を勧めています。



#### ○取り組みの例

##### 【地域材を利用したものづくりが体験できる場の提供】

(主体：しりべし・くつろ木の会)

産業振興や地球温暖化防止への寄与を目的とし、地域材利用の要望活動やイベントにて地域材を利用したものづくり体験ができる場の提供を行う。



##### 【町有林の管理】

町有林は、倶知安町森林整備計画に基づいた施業を行う。

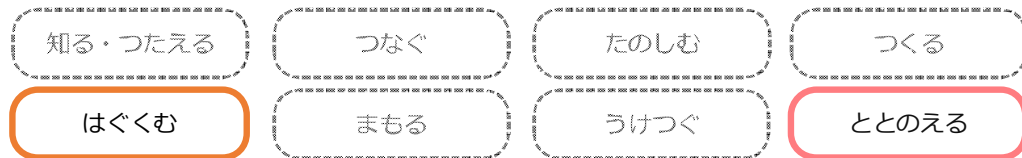
##### 【私有林の植栽に対する助成】

秩序ある森づくりのため、私有林に対し伐採跡地への植栽に助成を行う。

### (3) 住みよい生活環境と潤いのある都市づくり【まちの基盤】

#### 1) 生活環境の向上につながる景観づくりの推進

町民の心に寄り添った心地の良い景観は、日々の暮らしに彩りを加え、生活に豊かさを感じさせてくれます。町内では、花植えや草刈り、清掃活動、公園等の維持管理、空家・空地等の適正管理など、良好な景観形成のための取り組みが実施されています。



#### ○取り組みの例

【クリーン作戦】（主体：町内会、サークル、教育機関、企業、個人等）

特にごみが目立つ春に、各町内会で無料のごみ袋を使用し、ごみ拾いを実施する。また、任意で尻別川のごみ拾いを行う。

【春のどんぐり公園清掃】（主体：倶知安ロータリークラブ）

春先に子どもたちが気持ちよく遊べるように公園内のごみ拾いや清掃を行う。

【花壇づくりの促進】（主体：花と緑のまちづくり推進委員会／関係団体：倶知安町社会福祉協議会）

花苗の頒布など、フラワーマスターを筆頭に花壇づくりの促進を行う。普及・啓発の取り組みとして花壇コンクールを行う。

【フラワーマスターの推奨、育成】

（主体：花と緑のまちづくり推進委員会／関係団体：倶知安町社会福祉協議会）

花の育成管理、街なみ景観に配慮した花の使い方等を指導助言する為、知識と技術を有する者を知事認定のフラワーマスターに推薦する。



【都市公園等の管理】

遊具の点検・清掃、下草刈り、花壇づくりなどを行う。

【旭ヶ丘保健保安林の維持管理】

旭ヶ丘公園の森林レクリエーション活動の場、生活にゆとりや安らぎを提供する場として、遊歩道の維持管理を行う。

【空地、空家への対応】

倶知安町、蘭越町、二セコ町が共同で策定した「ようてい地区活性化計画」や「倶知安町空家等対策の推進に関する条例」、「倶知安町空家等対策計画」による適正管理及び「しりべし空き家 BANK」との連携。

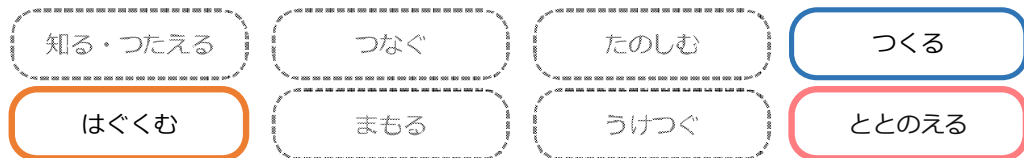
【道路除排雪体制】

町が町内建設業者に委託し、町道の除排雪を行う。

## 2) 地域特性に対応した魅力的なまちづくりの推進

水資源の豊かさを活かした水道の供給や、市街地流雪溝の管理、リゾート地域の無電柱化など、地域の特性を活かせるまちの基盤整備を行っています。

近年ではより快適な暮らしの構築に向け、「くっちゃん型住宅」の建築を推進しています。



### ○取り組みの例

#### 【羊蹄の湧水を利用した水道の安定供給】

羊蹄山の麓に自噴した良質な水を取水し、法定上最低限必要な塩素により滅菌を行い、後志管内でも安価な水道料金で配水。

#### 【流雪溝の管理】（主体：倶知安町流雪溝管理運営協議会(市街地の幹線沿いの住民・会社・団体)）

倶知安町の豪雪対策として幹線道路に設置した流雪溝の合理的かつ効率的な管理を行う。

#### 【水道施設の見学】

小学校から毎年見学希望がある水源地・下水処理場の見学案内を行う。

#### 【無電柱化の計画的な推進】

リゾート地域及び市街地の幹線道路において、無電柱化が進められている。



#### 【くっちゃん型住宅の推進】

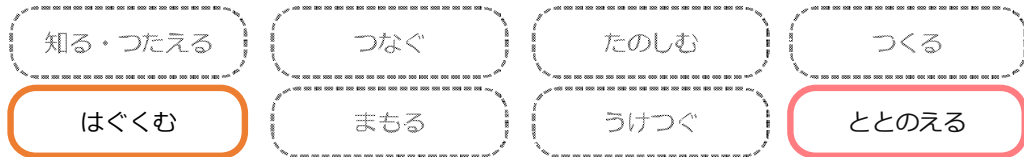
町の地域特性に配慮・調和し、バリアフリーや省エネに対応した住宅の建築に対し補助金を交付する。



### 3) 自然環境と農業風景を活かした沿道景観づくり

沿道から望む羊蹄山やニセコ連峰の眺望は、倶知安町の魅力のひとつであり、この景観を維持していくことは、まちの印象を高めていくことにつながります。

国道 276 号のシーニックバイウェイ「秀逸な道」に指定された区間では、シーニックバイウェイ活動団体による美化活動が、農業地域では、地域資源保全隊による農業施設保全や清掃活動などが実施されており、地域特性を活かした沿道景観づくりが展開されています。



#### ○取り組みの例

##### 【シーニックバイウェイ北海道】

(主体：シーニックバイウェイ活動団体（WAO ニセコ羊蹄再発見の会）／関係団体：小樽開発建設部 等)

国道 276 号に整備されたビューポイント  
パーキングの草刈り等、地域資源を活かした  
魅力ある沿道景観づくりの実施。



##### 【地域資源保全隊の活動】 (主体：地域資源保全隊)

農用地、農道、水路等の農業施設や花壇づく  
りなど、農地環境の保全活動を実施。



## （４）産業や人の営みを感じる資産の魅力を高める【暮らし・産業】

### 1) 自然環境を活かした持続可能なリゾート景観の形成

国際リゾート地である倶知安町では、自然資源を活用したスポーツやアクティビティが盛んで、年間を通して多くの人が訪れます。

倶知安町の美しい景観を体感してもらうため、多様な観光事業のほかに、クリーン作戦などによる観光資源かつ景観資源の保全活動も行っています。



#### ○取り組みの例

##### 【自然資源を活用したスポーツやアクティビティ】（主体：各事業所、個人）

スキー・ラフティング・グランピング、サイクリング、登山などのレジャーを四季を通じて楽しむことができる。

##### 【ニセコ山系クリーン作戦】（主体：ニセコ山系観光連絡協議会）

ニセコアンヌプリや道道 58 号倶知安ニセコ線（自然公園内）など道道のごみ拾いや登山案内看板の修繕を行う。

##### 【ニセコひらふエリアのおもてなし空間の取り組み】

（主体：ニセコひらふエリアマネジメント／関係団体：倶知安観光協会）

ひらふ坂やローワーひらふなどで清掃活動や除草作業を実施するほか、ひらふ高原中央公園に『NISEKO』の花文字、フラワータワーなどを設置・管理。ひらふ坂では移動式プラントナーの設置、ハロウィンの装飾、イルミネーションなど季節ごとの演出を行う。



##### 【ハイキングコースの維持管理】（主体：倶知安観光協会）

ひらふハイキングコース、鏡沼コース、半月湖遊歩道などの草刈りや遊歩道の補修を行う。

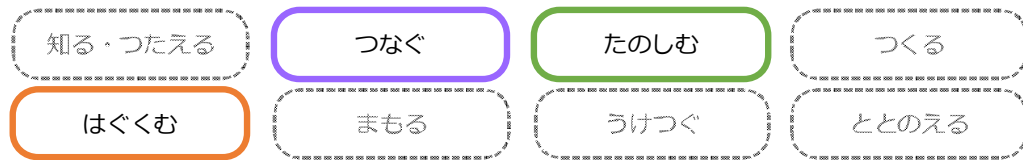
##### 【サイクルツーリズム環境の整備】（主体：羊蹄ニセコ自転車走行協議会／関係団体：倶知安観光協会）

案内看板の設置やコース紹介動画のアップ、ガイド育成を行い、誰でも気軽にサイクルツーリズムを楽しむことができる環境づくりを行う。

## 2) 交流を通じた景観形成の促進

倶知安町の自然や地形、豊富な農作物や豪雪を活かしたさまざまなイベントが四季を通じて実施されています。

これらのイベントは、町民と観光客の交流だけではなく、町民同士や観光客同士の交流の場ともなり、まちをにぎやかにしてくれています。



### ○取り組みの例

【ニセコオータムフードフェスティバル】（主体：ニセコプロモーションボード）

ニセコエリアの旬の素材を使った出店や子供が遊べる遊具の設置、ミュージシャンによる演奏等の実施。

【ひらふ祭り】（主体：ニセコひらふエリアマネジメント／関係団体：倶知安観光協会）

サンスポーツランドくっちゃんにて、地元農産物販売や近隣店舗の屋台、羊蹄太鼓と花火のパフォーマンスを行う。

【各種ロードレースなど】

- ・ネイチャーライドニセコ：羊蹄山麓の景色を楽しみながら、地域の名産品を味わえるサイクルイベント。
- ・ニセコクラシック：ひらふ第一駐車場からのコースを国内外の市民レーサーが競う本格的なロードレース。
- ・HANAZONO ヒルクライム：市街地から花園の起伏が激しいコースを国内外の参加者がロードバイクや MTB で走るレース。

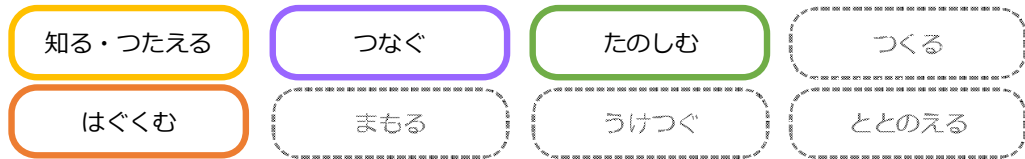
【フットパスなど】

- ・ウォーキングマップ：ニセコアンヌプリ周辺のウォーキングコースを掲載。
- ・ニセコ湖沼ウォーキング（発行：ニセコ山系観光連絡協議会）  
ニセコアンヌプリ周辺から岩内温泉郷の間にある湖、沼、山々のウォーキングコースを形成。
- ・くっちゃんフットパスウォーキング（主体：羊蹄を楽しみ隊）  
四季の自然に触れられるフットパスイベントを有志で開催。
- ・ニセコサイクリングマップ（発行：ニセコ観光協議会）  
羊蹄山麓の6コースを紹介。



### 3) 景観資源の魅力発信

町では、倶知安町やニセコ観光圏（倶知安町・ニセコ町・蘭越町）の自然やスキー場や温泉、飲食店やご当地グルメの情報などを載せた観光ガイドブックを作成、配布しており、町のホームページからは電子パンフレットとして閲覧できます。



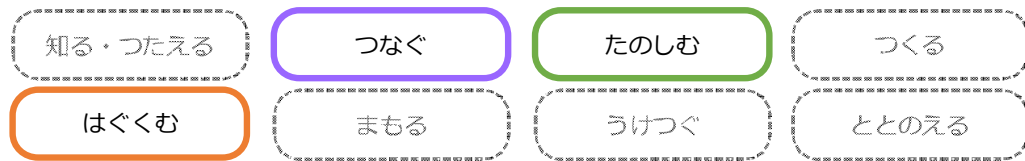
#### ○取り組みの例

##### 【観光ガイドブック・パンフレットの配布】

- ・ニセコエリアナビ(倶知安町観光ガイドブック)：夏や冬のアクティビティや自然を満喫するための情報、イベント、アクセス、歴史情報まで紹介。
- ・ニセコ観光圏マップ（倶知安版）（発行：ニセコ観光圏協議会）：倶知安市街地・ニセコひらふ地区ほか、ニセコ観光圏の情報を掲載。
- ・ニセコ温泉ガイド（発行：ニセコ観光圏協議会）：ニセコ山系、羊蹄山麓の多彩な温泉施設を紹介。
- ・羊蹄山パンフレット（発行：羊蹄山管理保全連絡協議会）：羊蹄山登山に必要な情報を掲載。
- ・ニセコエクスプレス（発行：ニセコ山系観光連絡協議会）：ニセコアンヌプリ山麓の5町（倶知安町、ニセコ町、蘭越町、共和町、岩内町）の観光情報誌を定期的に刊行。

#### 4) 暮らしに豊かさ、にぎわいにつながるまちづくり

倶知安町には昔から地域に根付いた幾つものお祭りが 있습니다。それは人々の心の風景となり、町民だけでなく町を訪れる人々にもにぎわいをもたらしてくれています。



#### ○取り組みの例

##### 【くっちゃん ジャが祭り】（主体：じゃが祭り実行委員会）

町の特産品「くっちゃんじゃが」をテーマにした祭り。毎年8月初旬に駅前通りで開催する。

##### 【雪トピアフェスティバル】（主体：雪トピアフェスティバル実行委員会）

旭ヶ丘スキー場を会場に、雪で作ったステージでのイベント、雪の滑り台、出店や水面滑走トライアルを真冬の2月に実施。併せて、スキー場の無料開放も行う。

##### 【雪だるまコンテスト】（主体：雪トピアフェスティバル実行委員会）

雪トピアフェスティバルのイベントの1つで、「豪雪のまち」倶知安の長い冬を楽しむことを目的に、自宅や店先に雪だるまをつくる。

##### 【シーニックナイト】（主体：シーニックバイウエイ北海道）

冬の長夜を楽しむため、シーニックバイウエイ北海道の支笏洞爺二セコルートで、一斉にスノーキャンドルを灯し、夜を彩る。



##### 【倶知安金毘羅祭り】（主体：倶知安金毘羅寺）

金毘羅寺にて「火渡り」等の神事を行うほか、メルヘン通りには数多くの露店が立ち並び、にぎわう。

##### 【倶知安神社例大祭】（主体：倶知安神社）

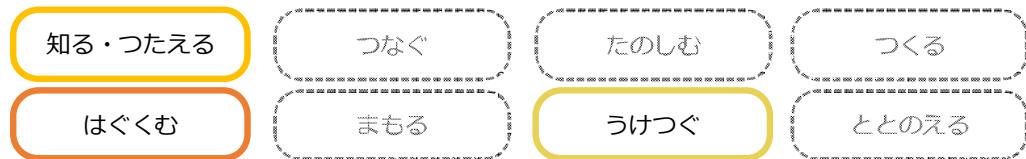
御神輿や渡御、無形民俗文化財である赤坂奴やこども奴が二日間にわたり町内を練り歩く。

## (5) 育んだ地域への愛着を次の世代につなげる【人々の愛着・文化】

### 1) 一人一人の美しい行動による“景観文化”の形成

自宅の周りを緑化する、登山などにより自然を楽しむ、町の美しい風景を友人に伝えるなど、みなさんの普段の何気ない行動が町の美しい景観をつくることへつながります。

倶知安町ではまちの成り立ちとともに、町民一人一人が倶知安ならではのふるさとの風景を誇りに思い、その風景を守り・活かし・伝えるために行動する“景観文化”が育まれています。



#### ○取り組みの例

##### 【風景を守る普段の行動】

道ばたに落ちているゴミを見つけたら拾う、地域のゴミ捨てルールを守る、家や周辺を緑化する、雪かきは隣地や歩道も気遣い少し広く行う など

##### 【風景を活かす普段の行動】

登山やスキー、ラフティングなどで自然を楽しむ、美しい風景の写真を撮る、地元の季節ごとの農産物を楽しむ など

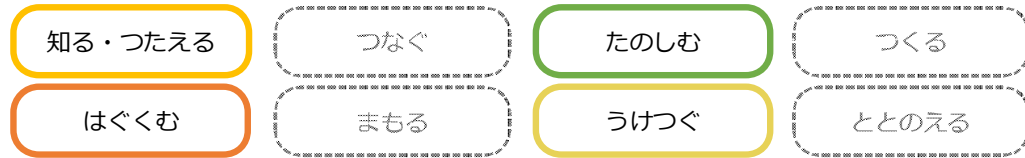
##### 【風景を伝える普段の行動】

自らのお気に入りの風景を家族や友人に伝える、SNS で発信する など

## 2) 町民の意識向上につながる取り組みの推進

俱知安町らしい景観を守り、より理想的な景観を育んでいくためには、自分たちが暮らし、営むまちの景観に関心を持つことが必要不可欠です。

現在、俱知安町の歴史を伝えるための刊行物や、講座が開設されているほか、地域に伝わる文化の伝承活動が行われ、まちへの愛着を育む機会をつくっています。



### ○取り組みの例

【漫画くっちゃん昔話制作】（主体：俱知安観光協会）

町の自然や成立ち・発展を、年齢問わず分かりやすく伝える漫画を作成。

【俱知安町寿大学】

町内の65歳以上を対象とした、郷土芸能の鑑賞や講演など生涯学習事業の実施。

【公民館文化講座「羊蹄太鼓」等】

テーマごとに地域の方が講師となり、講座を開く。「羊蹄太鼓」「俱知安町赤坂奴」、園芸等が学べる。

【くっちゃん羊蹄太鼓の保存】（主体：くっちゃん羊蹄太鼓保存会「鼓流」）

無形文化財としての継承、永久保存を目的とし、郷土愛の高揚や後継者育成を図り、道内各地や道外の老人施設、海外イベントで演奏等を行う。

【絵画コンクール「ふるさとを描こう」】（主体：小川原脩記念美術館）

後志管内の小・中学生を対象に、「ふるさとの風景」を描いた作品を募集し展覧会を開催。

【俱知安町赤坂奴の保存】（主体：俱知安町赤坂奴保存会）

無形文化財として継承、郷土愛の高揚を図り、未永く保存することを目的に俱知安神社例大祭やじゃが祭りでの披露など活動を行う。



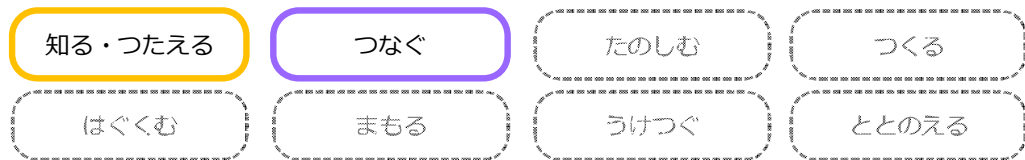
【スキー教室の実施】

町技スキーの発展の為、小・中学生を対象としたスキー教室を総合体育館で実施。

### 3) 景観まちづくりの次世代を担う人材育成

倶知安町の景観の成り立ちを学ぶことは、自分たちが暮らす町への理解を深め、町への愛着や誇りを持つきっかけとなるだけでなく、町が誇る美しい景観を次世代に引き継いでいきたいという気持ちを育むことにもつながります。

そのため、現在倶知安町では、町の自然、農林業、歴史文化などが形づくる景観について体験し学べる取り組みを行っています。



#### ○取り組みの例

【農業体験】（主体：北海道倶知安農業高等学校）

高校の授業の一環で、町内の小学校や老人施設の方と農作物の種植えや収穫を一緒に行う。

【世代間交流】（主体：町内老人クラブ連合）

小学校の行事や総合学習に高齢者が参加し、世代を超えて町民同士が交流を行う。

【世代交流ふれあい教室】

小学校の授業で町内の老人保健施設を訪問する、校外の大人からキャンドルづくりや木工クラフトを習う等の交流授業を実施。

【くっちゃんワンダーキッズ】

町内の小学5学年を対象に、町内の自然・文化・スポーツなどを直接体験する公民館講座。

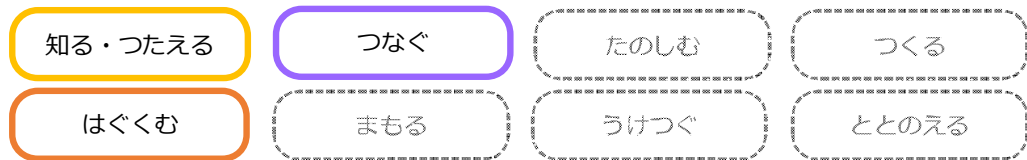
【くっちゃん町子ども特派員派遣事業】

町内の小学5学年が他自治体を訪問し、観光地としての違いなどを学び、発表を行う。

#### 4) 学校教育と景観のつながり

倶知安町に対する愛着を育むことがより良い景観づくりへとつながります。

町の小学校・中学校・高等学校の授業では、実際に児童生徒が町へ繰り出し、倶知安の自然や住民と触れ合い、その素晴らしさや魅力に気づくことができる機会が多様にあります。これらの機会を通じて育まれたまちへの愛着が、将来のまちの景観をつくりあげていく原動力となっていきます。



#### ○取り組みの例

##### 【副読本「くっちゃんの町」】

小学校3・4年生に向けて、町教育委員会が発行する本。倶知安のことがわかるように、まちの様子や歴史がまとめられている。町で撮影された写真がたくさん掲載され、社会科や総合的な学習の時間で使用されている。



##### 【生活科の授業】

小学校1・2年生を対象に行われる授業。外へ出て様々な体験や活動から興味を持つことで、自己や周辺、社会及び自然の特徴や良さに気づき、この町で楽しく過ごし、地域への関心を高めることを目標としている。

- ・「ふゆをたのしもう」：町の自然と楽しく関わることを目標に、校庭で体全体を使って雪や氷に触れて遊ぶ。
- ・「まちたんけん」：町への関心を高め、町に対する発見を目的とし、まちの施設やお店へ行き、インタビューしたことをまとめる。

##### 【社会科の学習】

小学校3～6年生を対象に行われる授業。地域や国の地理歴史、現代社会の仕組みについて学び、資料や調査を通じてまとめ、表現する力を身に付けることにより、地域や社会との関わり方を学ぶことを目標としている。

- ・「水はどこから」：普段使用している水がどのようにして、自分の元へ届いているのかを理解し、浄水場を見学する

### 【総合的な学習】

小学校3～6年生を対象に行われる授業。学校や学年ごとに多様な課題を扱い、実社会や実生活の中から疑問や課題を見つけ、年間を通じて課題を達成していく。児童生徒がその過程で、自己と社会や自然との関わり方を考え、更に自己の生き方を見出すことを目標とする。

- ・「倶知安町を知る」：百年の森、じゃがいも、町にあるお店、歴史等、様々なテーマについて、インターネットや資料を駆使しつつ、現地へ赴き、調べたことをまとめたり、発表したりする。

### 【スキー授業】

各小学校・中学校・高等学校のどの学年でも行われる授業。最寄りの町営旭ヶ丘スキー場やニセコ東急グラン・ヒラフスキー場等でスキーを学ぶ。

### 【特産品を使用した食品等の開発】

倶知安農業高等学校の生徒が地元のお店と連携し、町の特産品であるじゃがいも等を使用したスイーツの開発や自ら育てた酒米を用いた日本酒づくりを行い、町内で販売を行う。

### 【まちなかの花壇づくり】

倶知安農業高等学校の1～3年生の生活園芸コースに所属する生徒が、育てた草花を倶知安にある施設や事業所の花壇やプランターに花植えを行う。



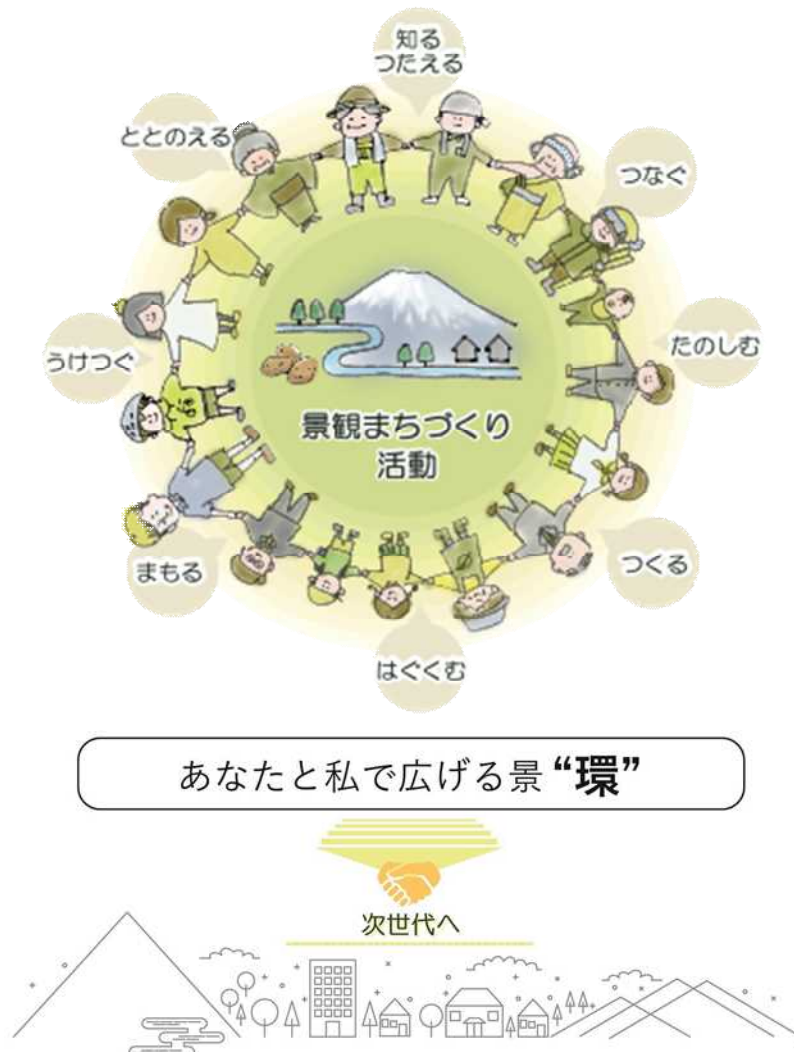
### 3. 広げよう！景観まちづくり

家の花壇を手入れする、道に落ちているゴミを拾うなど、みなさんが普段何気なく取っている行動が暮らしの場を美しくし、その積み重ねが、倶知安の魅力的な景観を生み出します。特に、豪雪の町だからこそ見られる「雪道でお互いが道を譲り合う」光景は、倶知安ならではの暮らしの素敵な風景です。

景観まちづくり活動を、その性質から8つのキーワードを用い分類しましたが、景観は様々なモノ・コトを「知る」ことで、みなさんが「たのしむ」ことができ、そこから生まれた新たなものを「つくり（生み）」、それらを「はぐくむ」「まもり」「うけつぐ」ことで、町として「ととのえて」、次へ「つながる」ものです。

本章で紹介してきた活動以外にも様々な個人や団体により、暮らしを豊かにする活動が幅広く行われています。

興味をもった活動に気軽に参加してみる、家族や友人を誘って参加してみる、そんな一人一人の少しの心掛けや行動で、あなたから私へ、私からあなたへ、町民の暮らしや心がより豊かとなる活動が広がり、その豊かさが次世代に引き継がれていきます。そんな「つながりの“環（わ）”」を町民・事業者・行政が共に広げ育んでいきましょう。



次世代に引き継がれる「つながりの“環（わ）”」イメージ図

## 參考資料

## 参考資料

### 1. 倶知安町景観計画検討会議設置要綱

倶知安町景観計画・緑の基本計画検討会議設置要綱

令和2年5月25日

倶知安町要綱第46号

改正 令和4年3月3日要綱第12号

#### (目的)

第1条 この要綱は、景観法（平成16年法律第110号）第8条に規定する景観計画（以下「景観計画」という。）の策定及び都市緑地法に基づく（昭和48年法律第72号）第4条に規定する市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「緑の基本計画」という。）の策定にあたり、幅広い観点からの検討を行い、当町の良い景観の形成並びに都市の緑地の保全及び緑化の推進に資する計画とするため、倶知安町景観計画・緑の基本計画検討会議（以下「検討会議」という。）を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

#### (所掌事項)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 景観形成の理念、目標及び基本方針等に関すること。
- (2) 緑地の保全及び緑化の推進のための目標、施策等に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、景観計画及び緑の基本計画に必要な事項。

#### (組織)

第3条 検討会議は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 倶知安町景観審議会委員
- (2) 関係団体の推薦する者
- (3) 公募による町民
- (4) その他町長が必要と認める者

#### (任期)

第4条 委員の任期は、令和5年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (座長及び副座長)

第5条 検討会議に座長及び副座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は、会務を総理し、検討会議を代表する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 検討会議は、座長が招集する。ただし、座長が互選される前に招集する会議は、町長が招集する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を検討会議に出席させ、説明若しくは意見を聞き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

## (部会)

第7条 第2条に定める所掌事項について、専門的かつ地域特性を踏まえた視点による調査及び検討を行うため、検討会議に市街地景観検討部会及び景観地区検討部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 各部会は、部会員8名以内で組織する。
- 3 各部会の部会員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
  - (1) 検討会議の委員で、座長が推薦する者
  - (2) 関係団体の推薦する者
  - (3) その他町長が必要と認める者
- 4 部会員の任期は令和5年3月31日までとする。
- 5 各部会に部会長を置き、検討会議の委員のうちから、座長が指名する。
- 6 部会長は、部会を代表し、部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する部会員がその職務を代理する。
- 7 部会の会議は、部会長が招集する。

## (謝金)

第8条 検討会議及び部会の委員に対し謝金を支払うものとし、その額は、俱知安町講師等の謝金の支払基準に関する規定（平成30年俱知安町訓令第7号）第2条の規定によるものとする。ただし、同条の規定による謝金の支払いの対象とならない委員に対しての謝金の額は、1人当たり年額5,000円とする。

## (庶務)

第9条 検討会議及び部会の庶務は、まちづくり新幹線課において処理する。

## (補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、座長が検討会議に諮って定める。

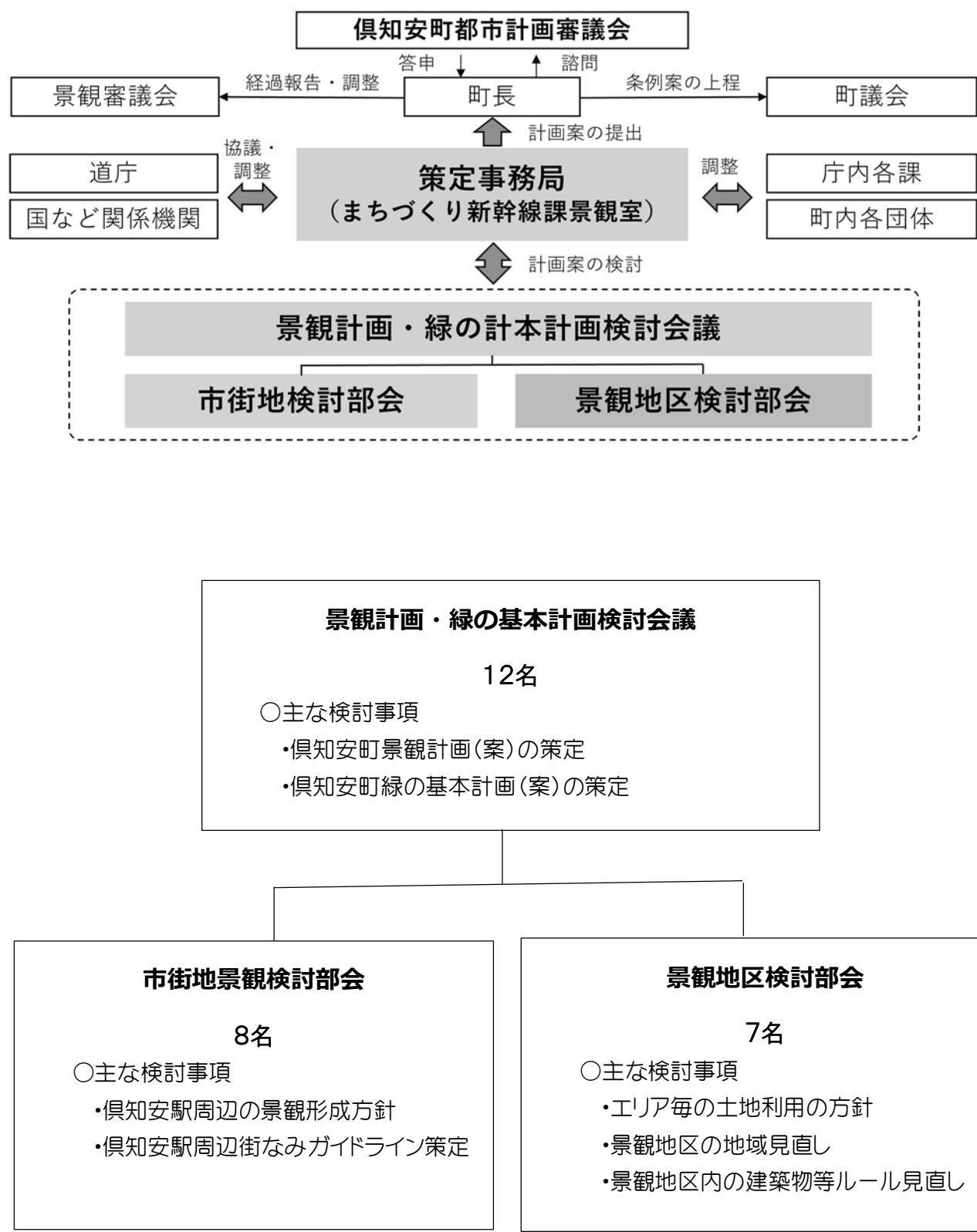
## 附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行し、令和5年3月31日をもって失効する。

## 附 則

この要綱は、令和4年3月8日から施行する。

2. 俱知安町景観計画策定体制



### 3. 倶知安町景観計画検討会議構成員

#### (1) 倶知安町景観計画・緑の基本計画検討会議

|    | 「所属団体」及び「職名」                        | 氏名    | 備考  |
|----|-------------------------------------|-------|-----|
| 1  | 倶知安町文化財保護調査委員会 委員長                  | 矢吹 俊男 | 座長  |
| 2  | 倶知安町景観審議会 委員<br>(学識経験者)             | 大萱 昭芳 | 副座長 |
| 3  | 倶知安町景観審議会 会長<br>(北海道建築士会後志支部 推薦)    | 高岸 利光 |     |
| 4  | 倶知安町景観審議会 副会長<br>(一般社団法人倶知安観光協会 推薦) | 山田 洋  |     |
| 5  | 倶知安町景観審議会 委員<br>(北海道建築士会後志支部 推薦)    | 坂井 美穂 |     |
| 6  | 倶知安町景観審議会 委員<br>(学識経験者)             | 辻井 順  |     |
| 7  | 倶知安町景観審議会 委員<br>(国立開発研究法人土木研究所)     | 笠間 聡  |     |
| 8  | 特定非営利活動法人<br>WAO ニセコ羊蹄再発見の会 理事長     | 古谷 和之 |     |
| 9  | 倶知安町町内会連合会 会長                       | 佐藤 裕  |     |
| 10 | 一般社団法人 倶知安観光協会 副会長                  | ベン・カー |     |
| 11 | 一般社団法人 倶知安観光協会<br>業務執行理事            | 大久保 実 |     |
| 12 | 公募                                  | 峠ヶ 孝高 |     |

## (2) 景観地区検討部会

|   | 「所属団体」及び「職名」              | 氏名        | 備考  |
|---|---------------------------|-----------|-----|
| 1 | 倶知安町景観計画・緑の基本計画<br>策定検討会議 | 笠間 聡      | 部会長 |
| 2 | 倶知安町景観計画・緑の基本計画<br>策定検討会議 | 山田 洋      |     |
| 3 | 倶知安町景観計画・緑の基本計画<br>策定検討会議 | ベン・カー     |     |
| 4 | 一般社団法人 倶知安観光協会<br>業務執行理事  | 大久保 実     |     |
| 5 | 一般社団法人<br>ニセコプロモーションボード   | ロス・フィンドレー |     |
| 6 | 一般社団法人<br>ニセコひらふエリアマネジメント | 斉藤 圭司     |     |
| 7 | 倶知安町観光課                   | 沼田 尚也     |     |

## (3) 市街地景観検討部会

|   | 「所属団体」及び「職名」              | 氏名             | 備考  |
|---|---------------------------|----------------|-----|
| 1 | 倶知安町景観計画・緑の基本計画<br>策定検討会議 | 辻井 順           | 部会長 |
| 2 | 倶知安町景観計画・緑の基本計画<br>策定検討会議 | 峠ヶ 孝高          |     |
| 3 | 倶知安町景観計画・緑の基本計画<br>策定検討会議 | 佐藤 裕           |     |
| 4 | 一般社団法人<br>倶知安観光協会         | 吉田 聡           |     |
| 5 | 中心市街地活性化プロジェクト<br>実行委員会   | 金塚 瑞夏          |     |
| 6 | 倶知安商工会議所<br>副会頭           | 本田 哲           |     |
| 7 | 一般社団法人<br>ニセコひらふエリアマネジメント | 斉藤 圭司          |     |
| 8 | 協同組合<br>倶知安商店連合会          | 山田 和哉<br>宮武 利裕 |     |

## 4. 俱知安町景観計画策定経過

|                    |                 |                                                                                                    |
|--------------------|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2020 年度<br>(令和2年度) | 6月12日<br>～6月30日 | ■景観に関する町民アンケート<br>18 歳以上の町民 2,000 名（町内全域・無作為抽出） 回収率 34.9%                                          |
|                    | 7月9日            | ■景観まちづくり勉強会<br>講演「俱知安町での暮らしのあり方と将来の景観を考える」<br>講師 笠間 聡 氏<br>住民アンケートの結果について ほか                       |
|                    | 7月15日           | ■第1回 俱知安町景観計画・緑の基本計画検討会議<br>講話「モノ・ヒト・バ - 自然と文化のタカラモノ」<br>検討会議座長 矢吹 俊男<br>意見交換「俱知安町が目指す景観づくりとは？」 ほか |
|                    | 8月5日            | ■第2回 俱知安町景観計画・緑の基本計画検討会議<br>景観・緑・公園のフィールドワーク<br>意見交換「景観特性を踏まえたエリアイメージ」ほか                           |
|                    | 10月19日          | ■第3回 俱知安町景観計画・緑の基本計画検討会議<br>議題「俱知安の景観特性（案）」ほか                                                      |
|                    | 12月25日          | ■第4回 俱知安町景観計画・緑の基本計画検討会議<br>議題「地域(面)・軸(線)・視点場(点)からみた景観要素と課題」ほか                                     |
|                    | 2月25日           | ■第5回 俱知安町景観計画・緑の基本計画検討会議<br>景観の基本理念案、基本方針案 ほか                                                      |
| 2021 年度<br>(令和3年度) | 5月26日           | ■第6回 俱知安町景観計画・緑の基本計画検討会議<br>俱知安町景観計画の構成ほか                                                          |
|                    | 6月5日            | ■くっちゃん景観シンポジウム<br>講演「くっちゃんの身近な自然を楽しもう！」<br>講師 古市 竜太 氏<br>パネルディスカッション ほか                            |
|                    | 7月26日           | ■第7回 俱知安町景観計画・緑の基本計画検討会議<br>景観形成地域について ほか                                                          |
|                    | 10月5日           | ■第8回 俱知安町景観計画・緑の基本計画検討会議<br>景観届出・形成基準(案)について ほか                                                    |
|                    | 11月29日          | ■第9回 俱知安町景観計画・緑の基本計画検討会議<br>分野別方針・景観重要公共施設について ほか                                                  |
|                    | 1月24日           | ■第10回 俱知安町景観計画・緑の基本計画検討会議<br>俱知安町景観計画（素案）について ほか                                                   |
|                    | 2月22日<br>～3月14日 | ■第1回パブリックコメント募集<br>俱知安町景観計画（素案）について                                                                |
|                    | 3月22日           | ■「俱知安の未来へつなぐ景観まちづくり条例」町議会提案<br>経済建設常任委員会へ付託                                                        |

|                    |                  |                                           |
|--------------------|------------------|-------------------------------------------|
| 2022 年度<br>(令和4年度) | 7月22日            | ■「倶知安の未来へつなぐ景観まちづくり条例」<br>臨時議会にて一部修正のうえ議決 |
|                    | 9月1日             | ■景観行政団体へ移行                                |
|                    | 10月11日           | ■景観審議会<br>倶知安町景観計画（案）について                 |
|                    | 10月13日           | ■都市計画審議会<br>倶知安町景観計画（案）について（諮問）           |
|                    | 10月17日<br>～11月7日 | ■第2回パブリックコメント募集<br>倶知安町景観計画（案）について        |
|                    | 10月24日<br>10月27日 | ■景観計画 地域説明会（公民館等）                         |
|                    | 11月17日           | ■景観審議会<br>倶知安町景観計画（案）について                 |
|                    | 11月21日           | ■都市計画審議会<br>倶知安町景観計画（案）について（答申）           |
|                    | 1月1日             | ■倶知安町景観計画 策定                              |
| 2023 年度<br>(令和5年度) | 10月1日            | ■倶知安町景観計画 一部改訂                            |

## 5. 景観に関する町民アンケート実施結果（抜粋）

| 項目   |      | 内容                             |
|------|------|--------------------------------|
|      |      | 景観に関する町民アンケート                  |
| 対象   | 対象者  | 倶知安町民                          |
|      | 抽出方法 | 無作為に抽出した 2,000 名（抽出エリア：倶知安町全域） |
| 調査期間 |      | 令和2年6月 12 日～6月 30 日            |
| 配布   | 配布数  | 2,000 通                        |
|      | 配布方法 | 郵送による配布                        |
| 回収   | 回収方法 | 郵送による回収                        |
|      | 回収数  | 697 通                          |
|      | 回収率  | 34.8%                          |

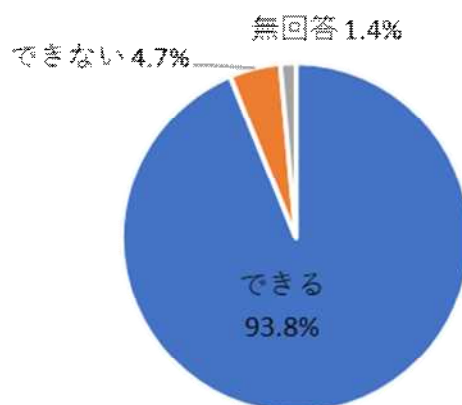
## (1) 居住地周辺について

## ① 自宅や道路からの自然の景色を望めるか

(SA) N=697

あなたのご自宅や近くの道路から、羊蹄山やニセコ連峰などの山なみや、身近な河川など自然の風景を望むことができますか。いずれかに○をつけてください。

○「できる」と回答した人は、約94%で、「できない」と回答した人の約5%を大幅に上回りました。

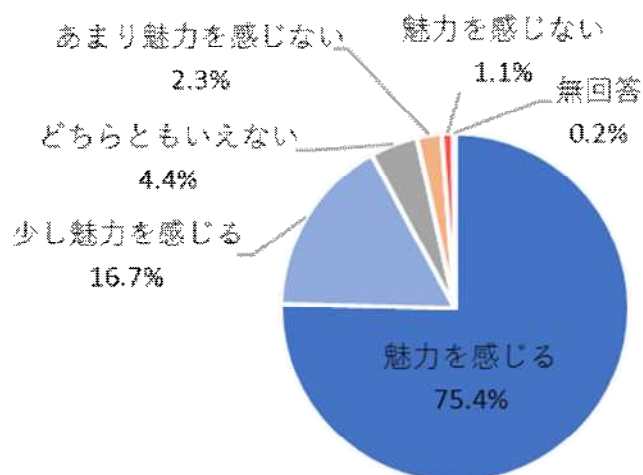


## ①-1 ①の景色に魅力を感じるか

(SA) N=654

①で「できる」を選択した方のみお答えください。  
その景色に魅力を感じますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

○「魅力を感じる」、「少し魅力を感じる」と回答した人は約92%で、回答者の大半を占めました。  
○「あまり魅力を感じない」、「魅力を感じない」と回答した人は約3%で低い回答率でした。

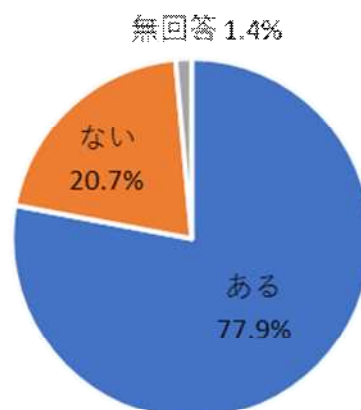


## ② 居住地周辺に住宅地または商店街があるか

(SA) N=697

お住まいの周辺には、住宅地または商店街がありますか。いずれかに○をつけてください。

○「ある」と回答した人が約 78%で、「ない」と回答した人の約 21%を大きく上回りました。

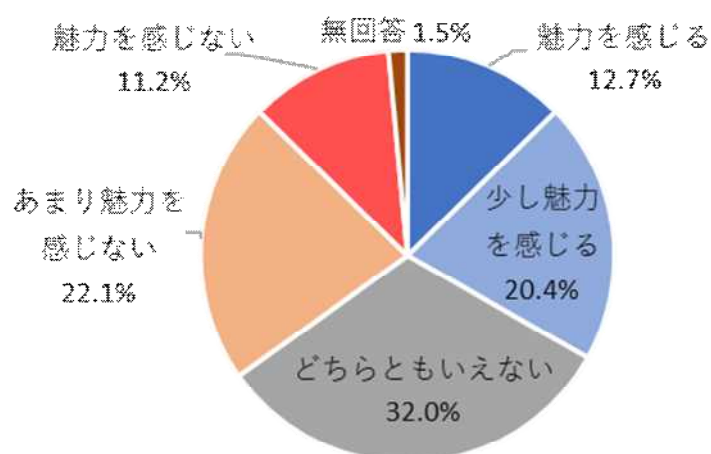


## ②-1 ②のまちなみに魅力を感じるか

(SA) N=543

②で「できる」を選択した方のみお答えください。  
そのまちなみに魅力を感じますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

○「魅力を感じる」、「少し魅力を感じる」と回答した人と、「あまり魅力を感じない」、「魅力を感じない」と回答した人は約 33%で、同程度の回答となりました。



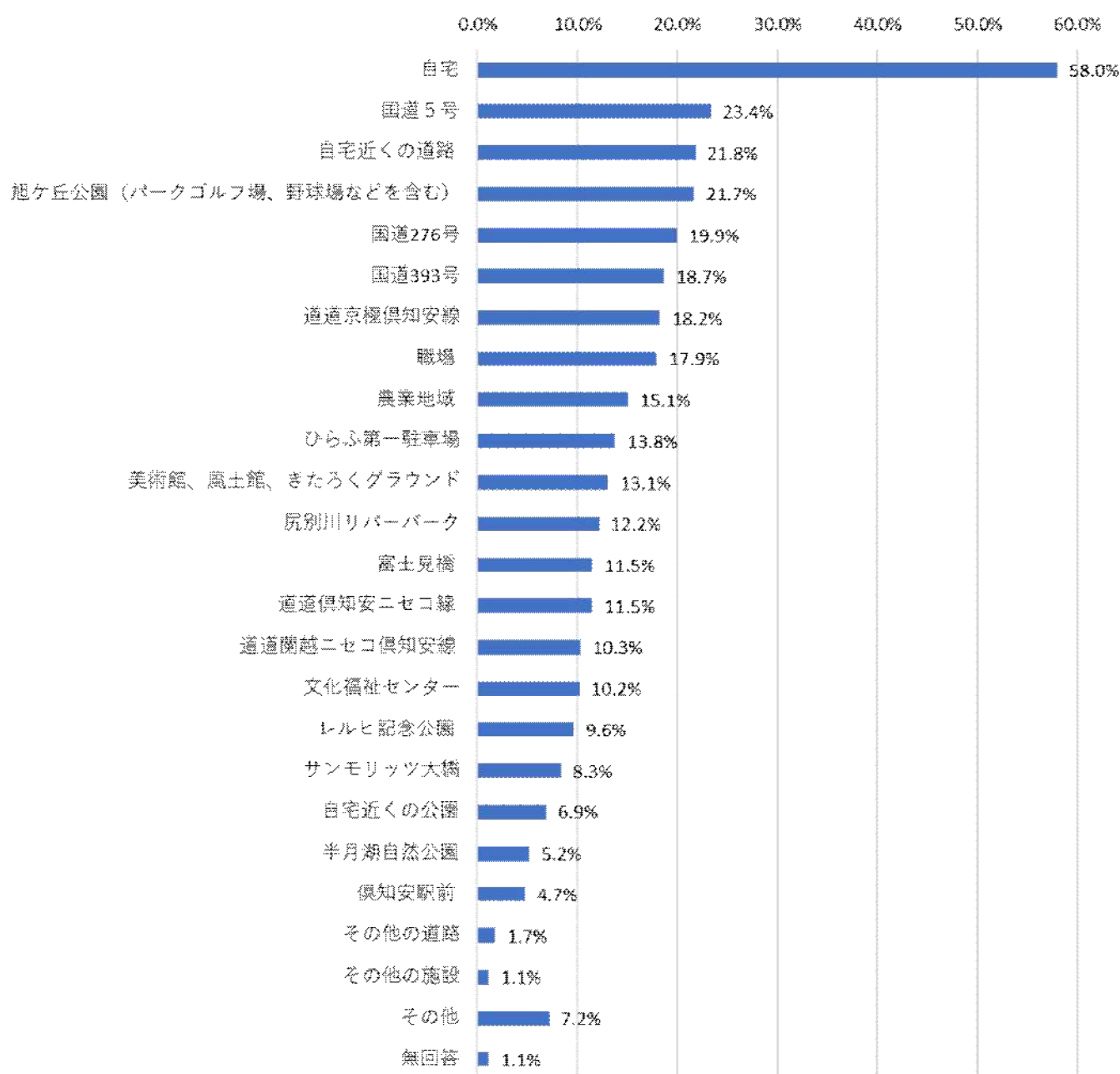
## 2) 倶知安町の特色ある景色について

### ① どこから山なみを眺めるのが好きか

(SA) N=697

町民のみなさんにとって、身近な存在である羊蹄山やニセコ連峰。あなたはどこからその山なみを眺めるのが好きですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 「自宅」と回答した人が約 58%で最も多く、次いで「国道 5 号」と回答した人が約 23%でした。
- その他にも、「自宅近くの道路」や「国道 276 号」、「国道 393 号」、「道道京極倶知安線」が上位に挙げられ、道路全般への回答が多いことがわかります。
- 最も少なかったのは、「倶知安駅前」の約 5%でした。

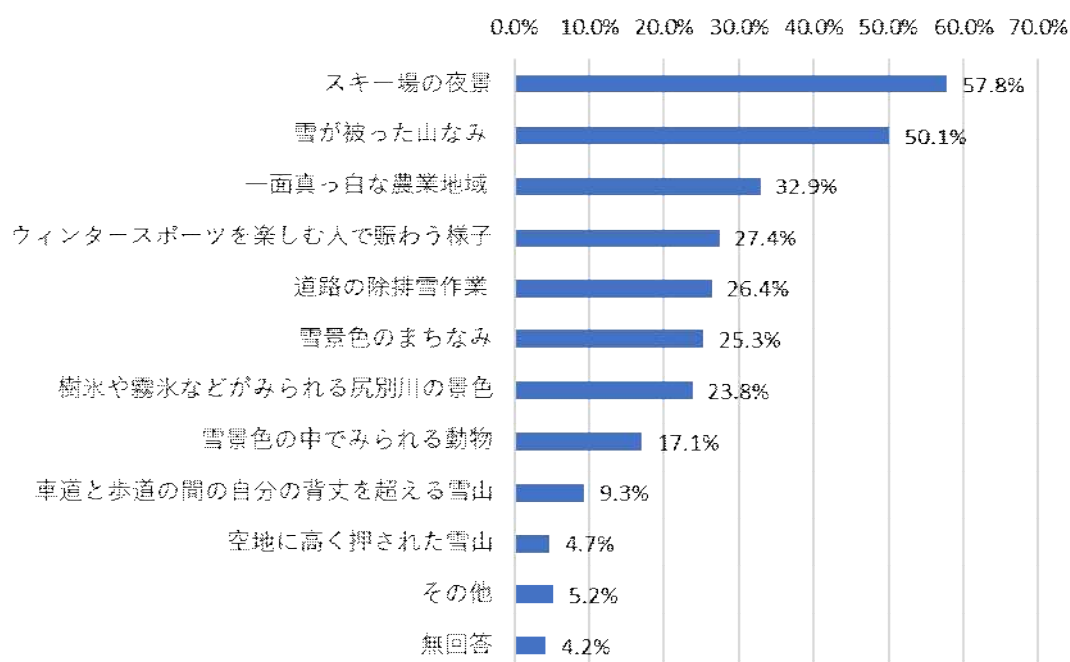


## ② 倶知安町で良いと思う冬の景色

(MA) N=697

豪雪のまちである倶知安町で、良いと思う冬の景色はどこですか。  
 あてはまるものすべてに○をつけてください。

○「スキー場の夜景」が約 58%で最も多く、次いで「雪が被った山なみ」の約 50%でした。  
 ○最も少なかったのは、「空地に高く押された雪山」の約 5%でした。



## (3) 倶知安町全体について

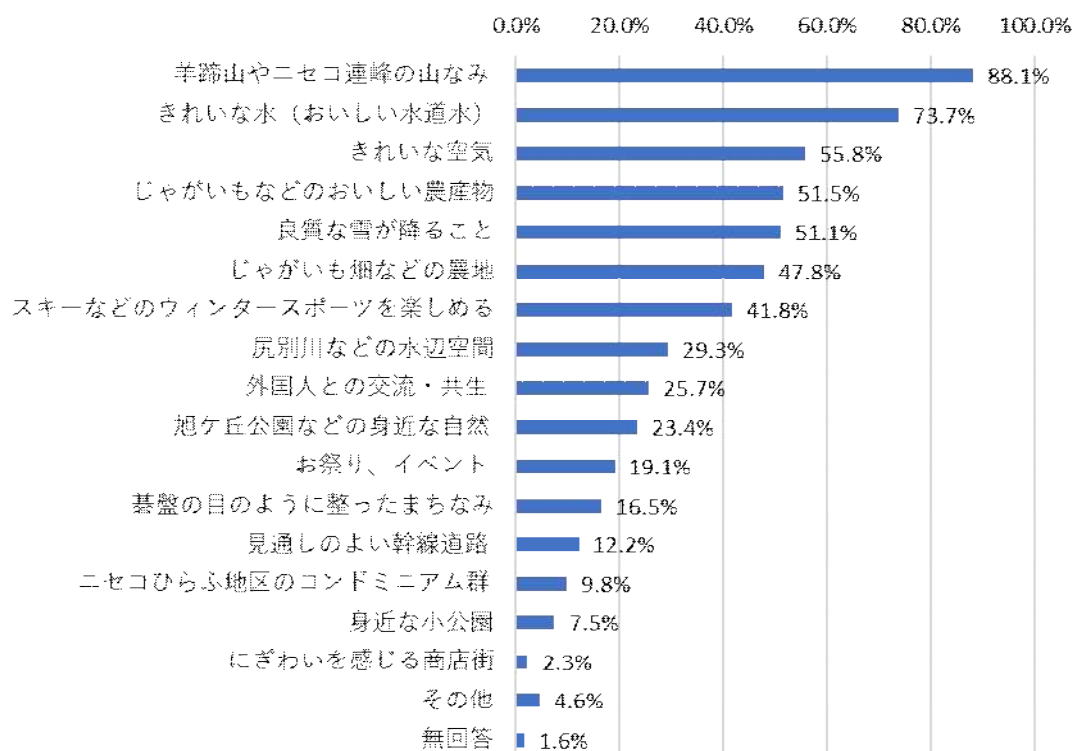
## ① 倶知安町の魅力だと思うもの

(MA) N=697

倶知安町の魅力だと思うもので、あてはまるものすべてに○をつけてください。

○「羊蹄山やニセコ連峰の山なみ」が約 88%で最も多く、次いで「きれいな水（おいしい水道水）」の約 74%でした。

○最も少なかったのは、「にぎわいを感じる商店街」の約 2%でした。



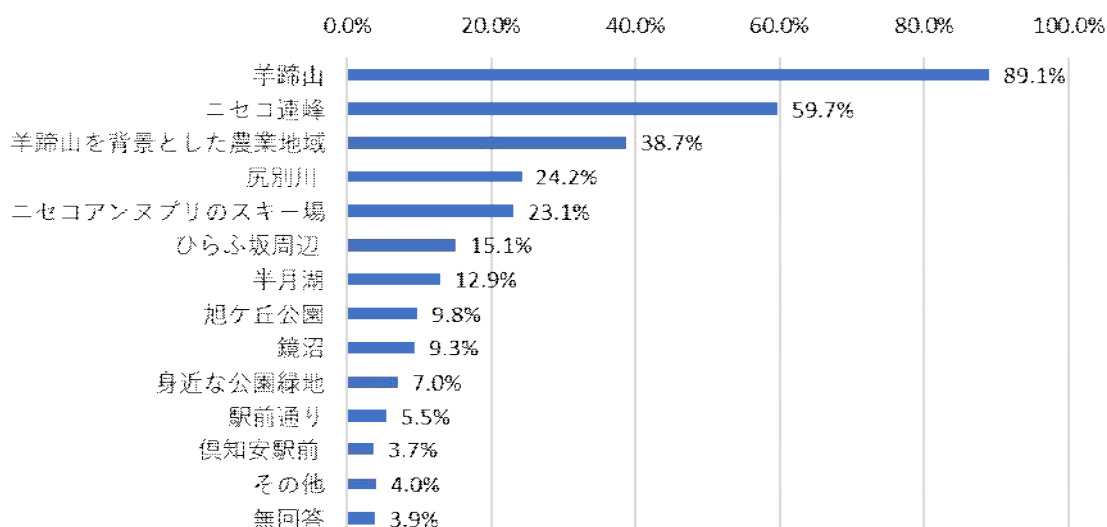
## ② 倶知安町の誇れる場所

(MA) N=697

あなたが倶知安町に暮らしていて、誇れる場所がありますか。  
あてはまるものすべてに○をつけてください。

○「羊蹄山」と回答した人が約 89%で最も多く、次いで「ニセコ連峰」と回答した人が約 60%でした。

○最も少なかったのは、「倶知安駅前」と回答した人の約 4%でした。

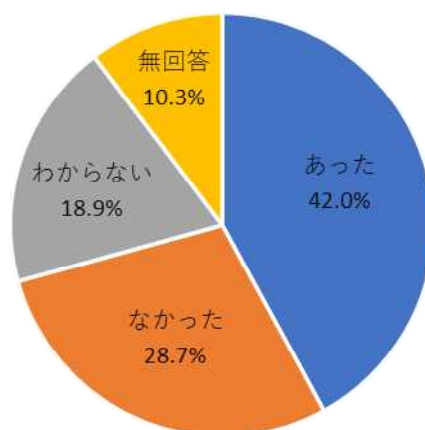


## ③ 倶知安町の自然の景色やまちなみに違和感を覚えたことがあるか

(SA) N=697

あなたが倶知安町の自然の景色やまちなみを眺めたとき、違和感を覚えたり不満を感じることはありましたか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

○「あった」と回答した人が 42%で最も多く、「なかった」と回答した人は約 29%でした。



## ③－１ 違和感を覚えた状況について

(MA) N=293

③で「あった」を選択した方のみお答えください。

以下の場面で、どのようなものが目に留まったときに違和感を覚えましたか。該当する場面⑦～⑨ごとに、あてはまるものすべてに○をつけてください。

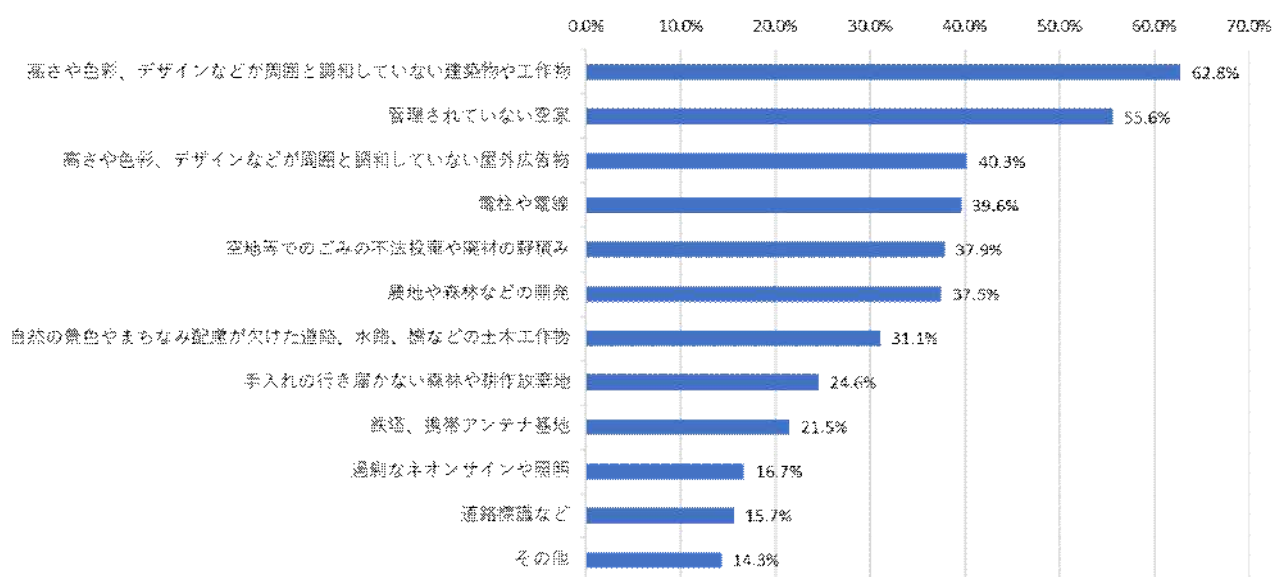
## 場面

- ⑦ 自宅の近所を歩いているとき
- ⑧ 駅前通りなどまちなかを歩いているとき
- ⑨ ニセコひらふ地区などリゾートエリアに行ったとき
- ⑩ 国道・道道などの幹線道路を移動中に、乗り物から外を眺めたとき
- ⑪ 市街地の住宅地を移動中に、乗物から外を眺めたとき
- ⑫ 郊外の農業・森林地域を移動中に、乗物から外を眺めたとき
- ⑬ 羊蹄山やニセコ連峰の景色を望める場所から眺めたとき

○目に留まったもの別にみると、「高さや色彩、デザインなどが周囲と調和していない建築物や工作物」と回答した人が最も多く、次いで、「管理されていない空家」でした。

○最も少なかったのは、「過剰なネオンサインや照明」でした。

○場面ごとにみると、「ニセコひらふ地区などリゾートエリアに行ったとき」が、「高さや色彩、デザインなどが周囲と調和していない建築物や工作物」、「高さや色彩、デザインなどが周囲と調和していない屋外広告物」、「自然の景色やまちなみへの配慮が欠けた道路、水路、橋などの土木工作物」、「農地や森林などの開発」、「過剰なネオンサインや照明」で最も多く回答されており、他の場面と比較しても、最も多い回答数となっています。

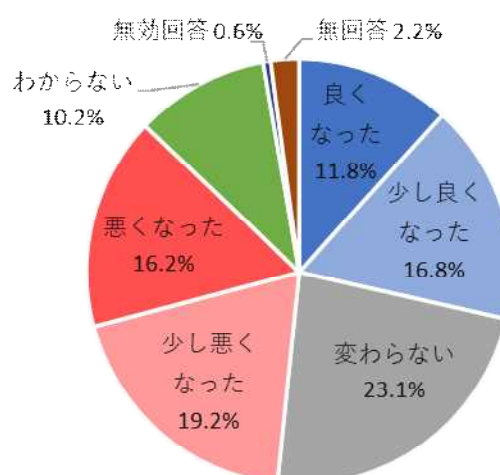


## ④ 倶知安町の自然の景色やまちなみの変化について

(SA) N=697

あなたが倶知安町に住み始めてから、倶知安町の自然の景色やまちなみはどのように変わりましたか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

○「少し悪くなった」、「悪くなった」と回答した人が約35%で最も多く、「良くなった」、「少し良くなった」と回答した人の約29%を上回りました。



## 6. 倶知安町都市計画審議会答申書

令和4年11月21日

倶知安町長 文字 一志 様

倶知安町都市計画審議会  
会 長 佐 藤 裕

倶知安町景観計画(案)について(答申)

令和4年10月13日付け倶ま新第237号によって本審議会に諮問されました倶知安町景観計画(案)について、慎重に審議した結果、適切と認め、答申します。



倶知安町まちづくり新幹線課  
景観室景観係

電話番号：0136-56-8012 FAX：0136-23-2044